

## 第六節 共同体としての村々

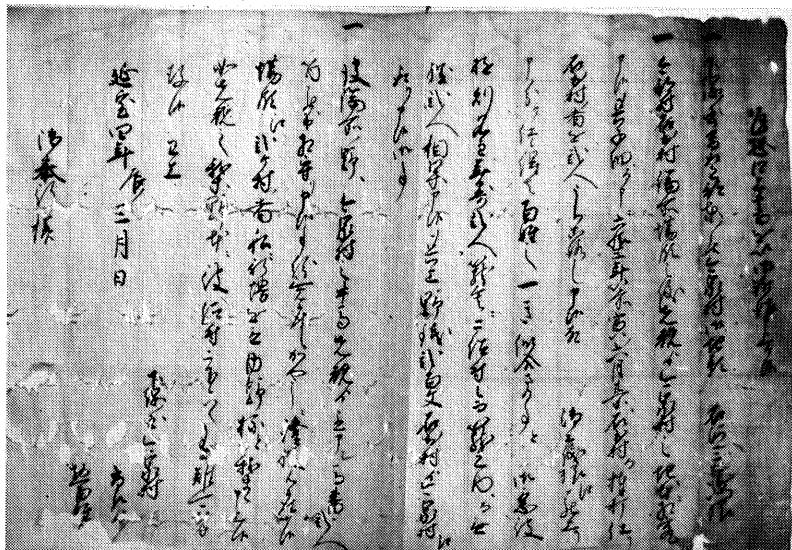
### (一) 野論・境論

農業生産を行うためには、水・草が必要である。村には村民たちが共同で利用できる入会地があった。また二か村以上で共同で利用できる入会地などのある場合が多かった。そこから人々は草や薪を採つた。だから入会地をめぐる村々の争いも少なくない。また水をめぐっての争いもあり、ことに渴水の時期には村々の間で、はげしい争いがおこつた。

#### 1 今泉村をめぐる野論

今泉村（旗本石河家知行所）には、東庄町地域の徳川時代の一番古い紛争を物語る次の史料（東今泉 青柳富男家文書）がある。この史料は直接的にその一件を物語るものではなく、関連として引用されているという若干の限界はあるが、史料（写真参照）の性格からいって、その事実は確実であろう。

乍恐口上書を以御訴詔申上ヶ候



延宝4年今泉村の訴状

一 下総ノ国香取之郡東ノ庄今泉村御地頭 石河三右衛門様

一 今郡村 石出村 論所場領之儀、先規より今泉村之地本ニ相究リ申候、其子細と申ニ、(慶長十九年)<sup>(六拾三年)</sup>以前寅ノ六月廿一日ニ石出村と棒打仕リ石出村ノ者を武人うちこ路(打殺)し申候故

ノリ申分ケ仕候得は百姓之一き似合たる事と□御被遊、則名主年寄

武人籠舍ニ被仰付候而籠之内ニ而、無程武人相果申候、其上、野錢武百文、石出村より今泉村江取候御事

一致論所ノ野、今泉村之牛馬、先規より立申シ馬番武人以内罷

出、相守リ申候事紛無御座候、かやうニ証拠御座候場領江武ヶ村ノ者私ニ新堺(境)を立、内野杯と我まゝ申上候、如先規之、我等野本

ニ被仰付被下候ハ、有難可奉存候、已上

延宝四年辰ノ三月日 下総ノ国今泉村

御奉行様

市左衛門

惣百姓

口

一 今泉村者松井源吉と申候様、御付候事

當主死く御付候が後は付て申候

口

延宝四年三月日

口

今泉村

口

若干、不明確な点もあるが、今泉村の主張は次のように要約できる。延宝四年、今郡村（今泉村と同一領主）と石出村（当時天領）とが争っている野原は、前々から今泉村の権利があるところであるという。その理由として、六三年以前の寅年

(慶長十九年)六月二十一日に石出村と乱闘となつた一件を挙げてゐる。この一件で(今泉村の者たちが)石出村の一人を殺したため、百姓一揆にも似たものとして、名主・年寄が籠舎に入れられ、間もなくその二人は死んだという。そして野銭二〇〇文が石出村から今泉村へ渡されている。この場所には馬番一人が今泉村の牛馬を守つてゐるといふ。このような証拠のある場所なのに二か村(今郡村、石出村)が新境を立てて(それぞれ)それを自村の内野であると主張している。しかし、先規のとおり、今泉村の野本(地元)としてほしいとある。

右の史料から、この野の権利をめぐつて、慶長十九年、石出村と今泉村の双方の農民側が乱闘し、石出村側一人の即死、そして(今泉村側の)二人の牢死という悲惨な結果に終つたことがわかる。そして、その六二年後の延宝四年に、既述したように今郡村と石出村との間の争論になつたことがわかる。ところで、この史料が奉行所宛になつていて、その決着が江戸奉行所(おそらく勘定奉行所)まで持ちこされたことを物語つてゐる。両村は領主が異なるため奉行所へ訴えられ、そして評定所の裁決が下されたのである。すなわち、次の史料(同家文書)はごく最近見ることのできたものであつて、右一件の評定所の裁定書(写)である。末尾部分は地元側で若干手を加えたものであろう。

下總国香取郡今郡村と同郡石出村野論之事令糺明之処、(慶安)  
〔口〕式年石出村と羽計村野(境カ)論之節、(使)檢査見分之上出置証文之旨、越  
〔口〕石出村内野之外は石出村今郡村可爲入会〔口〕、双方共新林新発不可致之、今泉村地本之由〔口〕、〔口〕出之儀、爲非分之間一切  
〔口〕可入、仍爲後鑑絵図之面、墨筋引、各加印判、石出村今郡村今泉村江絵図表枚宛下置之条不可違失者也

延宝四丙辰年五月十四日

御老中 岡 左 近 印  
甲斐喜右 印

今泉村  
名主 平右衛門

御寺社	今郡村
徳五兵印	名主 孫兵衛
御目附 杉内蔵印	石出村
御勘定 宮若挾印	名主 太郎右衛門
御町 嶋出雲印	
小山城印	

史料に破損部分があるため、若干明確さを欠くが、幕府はこの争論の野について、それを今郡村と石出村の入会とし、今泉村を地本とする、との決定を下している。これによって、前述のように慶長十九年一件を、ひき合いに出して自村の権利を主張した今泉村の言い分の通つたことがわかる。またこの延宝四年以前に、石出村と羽計村との間で野境をめぐって争いのおきたことがわかる。

※ この延宝四年以前の一件とは、その二七年以前の慶安二年（一六四九）の石出村と羽計村・谷村（谷津村）との野境論のことであろうと思われる。この一件は江戸寺社奉行所で審理が行われたものらしく、その裁許状の本文部分を抜き書きしたもののが現存している。次の史料（羽計 羽計致昭家文書）をみられたい。

〔於 寺社奉行所ニ御調御裏判裁許等書相入〕

下總國石出村とはゞかり村谷村野境論事

見分以、遂穿鑿之処ニはゞかり村、谷村之者申所、不分明候間、石出村之者申通、境を立、材<sup>(杭)</sup>を打候此所ニ互ニ立合、塚を築、上に西海子之木を植、塚より東は如先規、石出分ニ申付候間、自今以後、不可有違乱、爲其双方へ証文下置者也

慶安武丑七月二日

(以下略)

これによつて幕府側が、石出村と羽計村・谷津村との争論の入会野の境について見分していることがわかる。幕府の決定は、「羽計村・谷津村側のいう境ははつきりしないので、石出村側がいう境の杭のところで立合つて塚を築き、その上に『西海子』の木を植え、その塚より東は、先規のように、石出村のものとする」である。つまり、石出村の言い分が認められていることがわかる。

前述の延宝四年の今郡村と石出村の一件は、直接には、今泉村の争論ではないようみえるが、同村にとつては、両村側の主張のエスカレーションが脅威となつたのであろう。それゆえ、慶長十九年の一件を引用して、今泉村の権利の再確認を求めたのであろう。

ところで、この一件と同年同月の延宝四年三月に今泉村と宮原村（現銚子市）との間で秣場をめぐつて争論がおきている（両村とも、宮本村を水源とする稻作用水を利用している）。次の史料（青柳富男家文書）をみられたい。

示談内熱之事

此度、争論及出入ニ候儀は、字双堀地谷川之辺、瀉地有之、然地所先年より両村入会、馬草刈來候処、及論談、我々両村方立入、内熱之儀は地元宮原村、上草は今泉村入会と曖申候、然上は両村方勝手ヶ間敷、鍬入新開等決て致間敷候、且今泉村は有来之松之外、堀本成共植出申間敷候并下川溝又之辺リ芝地有之、先規之通、両村馬草可定除致候、仍て爲後日扱一札差入申、連印如件

延宝四年  
辰ノ三月日

曖人今郡村  
（ママ）  
名主孫兵衛

同村石出村  
（ママ）  
名主彦右衛門

今泉村

名主

市左衛門殿

宮原村

名主

与惣右衛門殿

これによると、「字双堀地谷川」あたりに瀉地があり、今泉村と宮原村の入会地として馬草を刈ってきたが、争論になつたという。そこで今郡村と石出村の名主が間に入つて熟談（話し合い解決）となつた。この地は宮原村が地元、今泉村が入会となつた。両村とも「鍬入新開」をしてはならない。今泉村は従来の松のほか一本たりとも植えてはならない。および「下川溝又之辺リ芝地」は先規のとおり、両村の馬草地とはしない。

このように要約できるが、興味ある点は既述の一件で争論の当事者であり、相対立した今郡村と石出村が同年の同じ月にこの今泉村と宮原村との一件では「暖人」（あわいじん）としての役割を果たしていることであろう。

今泉村は、その所在する位置からも、他村と入会野、および用水などをめぐって、種々紛争が生じる傾向にあつたといつてよい。たとえば、右の二つの延宝四年一件の一一年前の寛文五年（一六六五）に今泉村と諸持村（今泉村と同一領主）との間で、「さかたのはら」をめぐって出入りが起きている。次の史料（同青柳家文書）をみられたい。

## 相渡し申手形之事

一 さかたのはら我等野本也と申候而道つくり申候ニ付、今泉村出入申候、其趣ニ付、三ヶ村之庄屋、年寄立合にて被申候へ以来  
ニ我等道つくり申なと様々被申候間、三ヶ村之被仰次第ニ仕、一札相渡し申候、爲後□之手形取引如此依如件

寛文五年巳ノ六月二日

今泉村

市左衛門之者

かのと村

庄屋 五郎左衛門印

年寄 与兵衛印

今郡村

庄屋 五郎左衛門印

年寄 清右衛門印

同 助兵衛印

森戸村

庄屋 長左衛門印

年寄 作右衛門印

諸持村  
庄屋 弥兵衛印

年寄 兵部印

同 源右衛門印

同 市兵衛印

同 彦右衛門印

同 半右衛門印

これによると「さかたのはら」に諸持村が道をつくり、今泉村と出入りになったことがわかる。そのため、鹿野戸

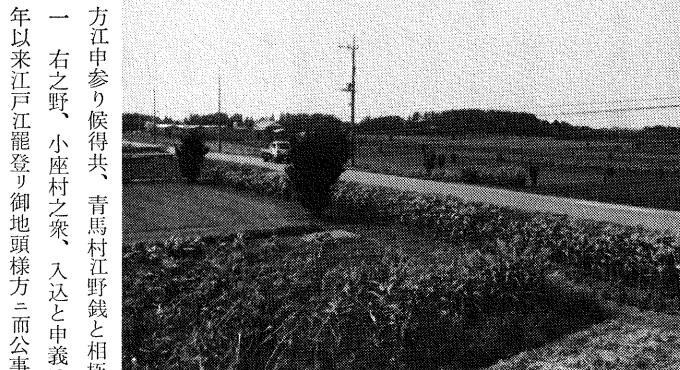
村、今郡村、森戸村の庄屋・年寄立会いのうえ、諸持村では道を作らないといいう一札を入れたという。このことは諸持村が「さかたのはら」の利用をあきらめ、今泉村の利用が確定したものとみてよいのではなかろうか。ところでこの一件は領主の旗本石河の裁定があったものとも思われる。なぜなら、これら五か村はすべて石河家の同一領である。

今泉村は諸持村と深いかかわりをもっている。それは両村が同一領主のもとにあつたというほかに用水の問題が大きくかかわっている（後述）。

## 2 窪野谷村をめぐる野論

次の史料（窪野谷区有文書）は窪野谷村が内田信濃守の一給時代のもので、「立野」をめぐる同村と小庄村との争論を物語つてゐる。

### 乍恐以書付申上候



窪野谷村と小庄村がしばしば争った「立野」

一下總国香取郡窪野谷村野地之儀、立野と申所、前々より入込からせ不申候處、  
当年何年以前ニ青馬村と境目出入御座候ニ付双方御地頭様江申上候而御年寄衆御  
越被成、御相談之上、地頭と窪野谷村江相分リ馬之草刈申候義は、野錢之米三斗ニ  
相定メ被成、青馬村江被仰付候、就夫、只今迄何之出入も無御座候處、当三月廿五日  
小庄村之衆、彼ノ野ニテ草盜ミ居候処ヲ青馬村之衆見出シ鍊まで取上ケ申候、就  
夫、小庄村より之使ニ窪野谷村は地主ニ而御座候間、鍊帰させられ候得と申義我々  
一右之野、小庄村之衆、入込と申義は偽ニ御座候、窪野谷村地領之内、少々之所も入込ミ場面は御入國此方無御座候、  
方江申参り候得共、青馬村江野錢と相極メからせ申候間、  
一 小庄村之衆、青馬村之衆を打倒し可申と彼地江龍出候由、三月廿六日ニうけとり候間、  
村江使ヲ趣申候ハ右之野之儀は前々より青馬村江野錢ニ而からせ申所ニ候あとにて無未成儀被仰候哉、くぼのや村野地之内ニ境御  
座候よし小庄村之衆申上候得共、安藤対馬頭様御知行之時分、対馬頭様、海上野江野馬相はなし被成候故、窪野谷村之作場江馬

入不申候様其かこえニ対馬頭様より壹万弐千石之人足ニ而御堀セ被成候儀紛れ無御座候を只今、流堀と申儀僞ニ御座候、彼ノ野は  
窪野谷地主ニ而御座候間、青馬村江野錢迄帰し御取返し度候へ共、前々より御地頭様方御定被成候間、いき不申候得は青馬村江  
草からせ申候事

右之條々、僞成義、不申上候間、前々之如具被仰付被下置候様、若シ御尋ニおるては乍恐口上ニ而可申上候

内田信濃守知行

寛永廿壹年

甲申六月十二日

窪野谷村

勘太郎

次右衛門

太左衛門

御奉行様

窪野谷村側の訴状という点を考慮しつつその大要を整理すると次のようになる。立野は同村の野地であつたが、青馬村（當時同じ内田家領と思われる）との境目にあつた。青馬村は「野錢之米」三斗を出していたという。ところが寛永二十一年（一六四四）三月、小庄村の人がその場所で草を刈つたため、青馬村の人がその鎌を取りあげた。小庄村は使いを窪野谷村へ出して、窪野谷村は地主なのだから、鎌を返すように手配してほしいと要求している。しかし、窪野谷村は、青馬村から野錢を取つているので、鎌を返せとは言えない、としている。

また、小庄村では、この場所が小庄村に入っている部分があると言つてゐるが、これは偽りである、としている。  
事件のあつた翌日の三月二十六日、小庄村の衆が青馬村の衆を打ち倒すべしと、その野へ出かけるということを聞いたので、青馬村が野錢を窪野谷村へ払つてることを申し伝えたという。また、小庄村は、この野地（立野）に境（かこい）があつたと言つてゐる。しかし、これは窪野谷村が安藤対馬守の領分であつたころ（慶長十七年から元和五年の間の

うちか）、対馬守が「海上野」へ野馬を放したため、窪野谷村の作場へ馬が入らないように「かこえ」を作つたものである。これは対馬守より一万二〇〇〇石の人足によつて掘られたものである。それを只今「流堀」というのは偽りである、とする。

この史料は窪野谷村が江戸奉行所へ出したもので、小庄村の主張を偽りであるとしている。しかし、この結末は、はつきりしない。

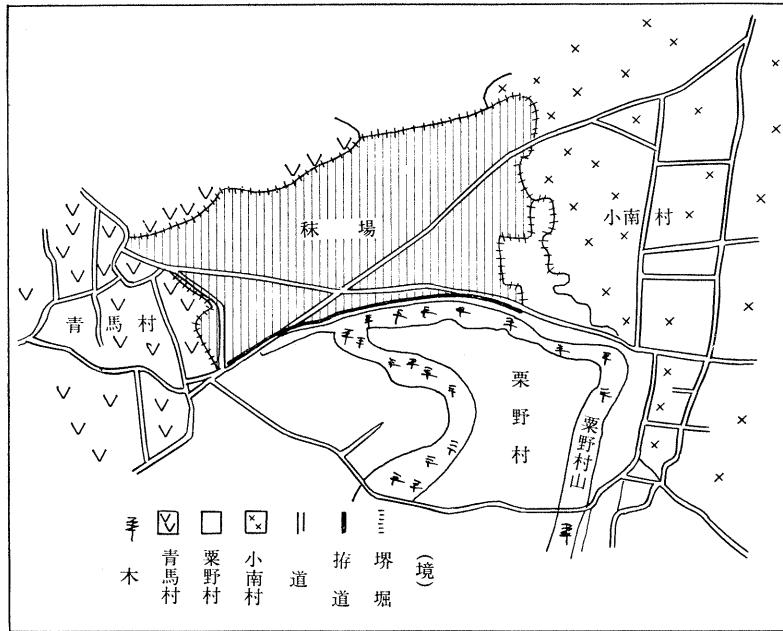
ところで、かなり後の天保九年（一八三八）の願書Ⅱ内談書（窪野谷区有文書）によると、この野地（窪野谷村字立野原野地）をめぐつては右三か村の間で、しばしば紛争がおこつていてることがわかる。もちろん、この天保九年にも紛争がおき、一応の決着をみてている。

### 3 小庄村の争論

次の史料（小南区有文書）は地元で「大岡さばき」の文書と称している。これは署名者のなかに寺社奉行大岡越前守忠相がいたからである。延享四年（一七四七）、小庄村、粟野村、青馬村の三か村にわたる字向台および字後野をめぐる争いであつてこの史料は大きな絵図面の裏書きになつていている。

下總国香取郡小南村青馬村と同國同郡粟野村新道并株場論裁許之事

小南村訴願、粟野村より当村尊乗院持添畠伐荒、新道を附、甚右衛門屋敷畠之雜木伐散、普賢院所持畠畠之土手堀崩、株場道作道、椿新田道立会、普請致來処、無沙汰致普請由訴之、粟野村答は椿新田道ハ小南村にも同様に有之、当村は武間道之処、小南村



第8図 いわゆる大岡さばきの絵図の略図（延享4年3月21日の絵図より作成）

甚右衛門地内より道幅狭、其所江杉植出候故相断伐取候、右統觀音屋敷往来之草なきいたし、小南村は隣村に付、前々より往還普請之節、両村立会、村江入候而ハ其地主立会に申合故、先規之通いたし候右道を新道と申懸旨答之、又青馬村訴者栗野村より畠添弥五兵衛祖父墓印之松毫本伐取、此度栗野村壺箇村野と申候得共、三箇村入会野に相違無之段訴之、右論所以立会絵図面、就難決、御代官宮村孫左衛門、川田玄藩両手代差遣、令地改處、小南村申立尊乗院持添畠江新道を附、其上甚右衛門圃之立木伐散、觀音屋敷土堀崩段、栗野村理不尽之至也、右之道新古雖相争、双方共に無証拠、申分難立、扱栗野村ハ株場元禄年中より夏刈錢高入に相成、当村地元故、株場道立会普請不致由、小南村は株場前々より栗野小南青馬三箇村入会野にて小南村地元之旨双方証拠書物無之、且青馬村地元之由にて弥五兵衛墓印之松、栗野村伐取、証拠無之、其上株場地境相立有之、旁以青馬村申分一向難立、又栗野村地元之証拠に夏刈錢水牒免状等にも高計書載、反別名前等無之、夏刈高有之近村々も地所に附候夏刈高と不相聞上は不足取用、扱株場と栗野村西之方野境は小南青馬両村者栗野村山(ほ)そわ通を境、栗野村よりは株場内西之道通を境と申候得共

双方共に証拠無之、依之今般衆議之上、裁断之趣、小南村申立新道双方雖無証拠、道無之てハ粟野村より通路不成段歴然候、當時有之道幅七尺之内、南之方四尺通相潰、三尺道に相極、可通路、右道通之畠圃并竹木、粟野村より堅不可綺、且株場小南粟野両村は株場内に前々より墓所入込有之、青馬村は証拠無之付、小南粟野両村にて右三箇村可入会、野境は株場内、西之方道通を限、墨引之通株場境に相定畢、猶又吟味之内、青馬村より論所之立木伐荒、粟野村は小南村甚右衛門畠圃之立木伐倒、普賢院持添之土手切崩条、何茂不届に付、過料五貫文宛青馬粟野両村より可差出之訃、粟野村より立木伐倒分は小南村江可引取、株場内立木、青馬村より伐倒候者小南粟野両村江可引取之、仍爲後訃、絵図令裏書、各加判双方江下授間、永不可違犯者也

延享四卯年三月二十一日

松河内印

御用方無加印

逸出羽

御用方無加印

神若狹

神志摩印

馬瀬岐印

熊肥後印

山因幡印

大越前印

小伊勢印

秋攝津印

この一件は小南村と粟野村との争論、そして青馬村側と粟野村側との争論であつて、幕府評定所にもちこまれてい

るかなり複雑な一件である。しかし、この裁許によつてはぼ決着がついたものと思われる。

小南村の訴えは、栗野村が小南村の尊乗院持添の畠を荒らして新道をつけ、甚右衛門屋敷の雜木を伐つたり、普賢院の畠の土手を掘崩し秣場道を作つたとする。また椿新田道は立会つて普請してきたのに断りなく栗野村が普請した。

栗野村の答えは、椿新田道は小南村にも同じようになり、栗野村のは武間道のところ、小南村甚右衛門地内から道幅が狭く、そこへ杉が「植出」しているので、断つてそれを伐取つた。それにつづく觀音屋敷（普賢院のことか）については草を刈つただけである。小南村は隣村なので、前々から「往還普請」の時は両村立会い、村へ入つた場合は地主立合いとの申合せゆえ、先規のとおりにしているのに古道を新道と主張しているとする。

青馬村の訴えは、栗野村側が畠沿いの弥五兵衛祖父の墓印の松一本を伐取り、栗野村一か村野と言つているが、三か村（小南・栗野・青馬）の入会野である、となる。

幕府は代官の手代を派遣して調べさせ、次のように判定を出している。すなわち小南村の訴えの、尊乗院、甚右衛門、觀音屋敷などの件については、栗野村が理不尽である。また、栗野村は、秣場が元禄年中より夏刈錢賦課の高入れ地で、栗野村の地元であるから、道普請は立会いなくできると主張し、小南村は、三か村入会野であり、小南村が地元であると主張するが、双方共、証拠書物はない。

幕府は、さらに青馬村の弥五兵衛墓印の松を栗野村が伐り取つた件についてはそれを斥けている。また、栗野村が地元であるという証拠としての夏刈錢が水帳（検地帳）や免状に「高」（石高）ばかりのつていて、反別や名前（場所）が記してない。近村でも夏刈高は土地と結びついてはいない。秣場と栗野村の西の野境については、小南・青馬両村は栗野村の山そば通りを境とすることを、そして栗野村は秣場内西の道通を境とすることをそれぞれ申立てている

が、双方共に証拠はないとする。

そして幕府は次のように裁断する。小南村が申立てる（粟野村の）新道は双方証拠はないが、道がなくては粟野村からは通行ができない。現在の道幅七尺のうち、南の方四尺通りを潰し、三尺道に極め、通路にせよ。粟野村はその道の畠畠および竹木にぜつたいにふれてはならない。そして小南・粟野両村はその墓所が前々から秣場に入り込んでいるが、青馬村は証拠がないので、小南、粟野両村を地元とし、三か村入会とすること。この境は秣場のうち、西の方の道通を限り、絵図の墨引きのようとする。また、調べた結果、青馬村は論所の立木を伐荒し、粟野村は小南村の甚右衛門の立木を伐倒したり、普賢院の土手を切崩したりしたことは不届きがあるので、過料五貫文ずつを青馬・粟野両村より差出すこと。粟野村が立木を伐倒した分は小南村へ引取り、青馬村が秣場内の立木を伐倒した分は小南・粟野両村へ引取ること。以上である。

幕府側の署名者のうち「大越前」とあるのは、当時寺社奉行の大岡越前守忠相のことである。

ここではその詳細を省くが、この一件は、当時の入会野について貴重な資料を提供してくれる。

ところで小南村ほか四か村（後述）は、右一件の六四年前の天和二年（一六八二）に、東森戸村前の入会野について割野することを幕府に要求し、それが認められている。その野は馬草のためにその村々にとって必要であった。しかし、その権利をめぐって紛争があり、五か村同志では協定ができなかつたのではあるまいか。同件について、小南区有文書の天和二年の絵図の裏に次のように記してある。

下總国海上郡東森戸村前、野高六石武斗五升場、五ヶ村ニ而致割野、馬草引申度由、以連判訴訟有之付、望之通割野申付、自今以後相定者也



小南村など 5か村割野絵図

右にいう五か村とは、絵図面（写真参照）から判断すると、  
笛本村、西森戸村、東森戸村、富川村、忍村、小南村のことを  
示すものであろう。

天和二年戌ノ十一月

遠 小左衛門○

小南村



#### 4 羽計村と新宿村の争論について

天明三年（一七八三）八月一日の幕府評定所の「下総国香取

郡羽計村与同国同郡新宿村立木伐採出入裁許之事」（羽計 羽計致昭家文書）によつて両村間の争論を知ることができ。この史料は絵図の裏書きになつてゐる。以下、原史料を、できるだけ忠実に再現してみよう。

羽計村の訴えは同村持字根本山で新宿村の者共が立木を伐り採るということである。新宿村の答えは、根本山は村内持山なので薪拾いには行くが立木は伐採つていないとということである。

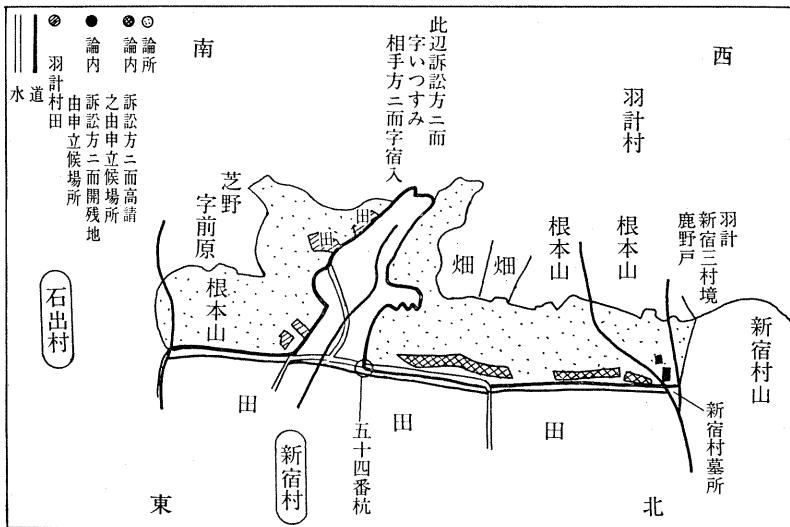
右の論所は村境（羽計村と新宿村）なので、代官辻六郎左衛門を派遣して糺明させた。羽計村は①板倉伊勢守（安中藩）、⑥揖斐半四郎、⑦兼松又四郎、⑧内藤熊太郎、⑨多田三八郎、⑩多田喜六郎の六給であつて、往古は郡村と唱え、文禄元年（一五九二）の永荒帳に郡村とあり、その後、貞享元年（一六八四）の検地帳に羽計村と記してあつた。しかるところ②伊勢守、③半四郎、④又四郎の三給持字根本山は往古、天領のとき、運上永一五〇文（鑓錢で一〇〇〇文）宛納める旨、前記永荒帳にも記してあつた。その後、年代は分らないが、私領になり、⑤（板倉）伊勢守領分では芝野錢と唱え、永一八九文、⑥（揖斐）半四郎知行では野高と唱え、米一斗一升一合、⑦（兼松）又四郎知行では山高と唱え、米二石余、が割付状および高帳に記してある。

万治三年（一六六〇）、羽計村が郡村と唱えていたところ、右の根本山について新宿村と出入になつたさい、郡村水帳（検地帳）に根本山の「書載」があり、右野錢を上納しているうえは郡村の野山に紛れない、との裁許がある。

貞享元年（一六八四）に羽計村は「右山（根本山）裾通下畠合四箇所」で五反八畝二〇歩、ならびに開残地一反三畝一〇歩は芝野として検地を受けた。<sup>（詔）</sup>新宿村の境は東方の同郡石出村境より、訴訟方（羽計村）にて字「いつすみ」と唱え、そして相手方（新宿村）にては字宿入と唱えるところの新宿村田地角へ取付、それより右田地縁通を廻り、根本山裾字なきの木畠縁通五四番杭へ引付、右場所より新宿村持墓所の上までは道を限り、峯は同郡鹿野戸、新宿、羽計三か村境へ引付、前々より村境にて、根本山内へ他村のものは入会せなかつたのに山ならびに高請の場所まで新宿

村のもの共がはいり込み、立木を伐り採つてゐる。相手方（新宿村）では字根本山は天正年中の水帳（検地帳）に名が記入されてあり、野山年貢と唱え、前々から米二斗八升を納め、明暦年中（二六五五）、右根本山統入会野のことについて羽計村と出入り（争論）になり、右場所はすべて羽計村地内になつた。今般の論所の根本山はその時、論外の由申伝えてるので、これまで新宿村持山と心得えて枯木、枝葉などを拾い取つてはいるが、立木は伐採つてはいない。万治年中（一六五八）、裁許の場所も羽計村附の根本山のことであつて、今般（天明期）の論所の根本山のことではない。そのせつ、須賀山村、石出村よりの差越書付けにも、根本山は新宿村支配と記してあるから、新宿村の持山に相違ない。そして（根本山の）山裾通りについて新宿村が砂押場を理由にその権利を申立ててはいるが、その証拠がないうえは、新宿村の申し分は無理である。しかし、羽計村は、同村境は東南の方、石出村境道ぎわより字前原・字宿入田の組、それより根本山を廻り、字なきの木畑の組の峯通り、鹿野戸村境まで、（そして）新宿村地内であつて、用水も右山内より引いてるので他村の地所になつては困るとする。そして羽計村は新宿村側が立木を伐採ると申立てるが、その証拠はない。相手方（新宿村）で証拠とする天正年中の水帳には字根本の田畑は記してあるが、根本山は記していいない。万治三年（一六六〇）裁許でいう根本山は、羽計村附の根本山のことであつて、今般の論所の根本山ではないという主張も「申口迄」にて証拠はない。須賀山・石出両村より差越書付も、根本山は新宿村支配の由認（したため）ありといえども、右書付は万治三年九月であつて、裁許書下げには十月とあり、その節とても右書付は採用しないで裁許を相済している。貞享元年（一六八四）羽計村検地請けの地所、ならびに訴訟方（羽計村）で字いつすみ、そして相手方（新宿村）で字宿入りと申立てる場所にも羽計村高請けの地所がある。新宿村持山であるからには、右隣他村に高請致すこともない。また、根本山一体は新宿村持の由、相手方（新宿村）申分は採用することができない。

これにより、今般評議を相定める。すなわち、東は石出村境より、訴訟方（羽計村）にて字いつすみ、相手方（新宿



第9図 裁許状裏書の絵図から略図

村)にて宿入と唱える新宿村田地角へ取付、それより右田地縁通を廻り、根本山裾字なきの木畠縁通五四番杭まで、右場所より新宿村墓所の上までは道筋を限り、峯は同郡鹿戸、新宿、羽計の三か村境へ引付け、村境に極め、根本山は羽計村持たるべし。貞享元年の検地請けの下畠五反八畝二〇歩ならびに開残地一反三畝一〇歩はこれまでの通り羽計村が進退でき、新宿村用水は仕来りどおり心得え、羽計村より差障りを申立ててはならない。このように裁断する。後鑑のために絵図面に墨筋を引いて両村に授ける。

右によってこの一件の大要がわかり、羽計村の訴えがほぼ認められたことを推定できるであろう。また、すでに明暦期、万治期にも両村間に訴訟のあつたこと、そして羽計村(郡村)に文禄元年(一五九二)の永荒帳がかつて存在したことなどわかるであろう。

## (一) 水論

ここでいう水論とは、農業用水をめぐる、いわゆる水争いと、用水溝をめぐる争いを指している。

## 1 水争い

この地域の水論としては、既述した宮本村の東大社附近からの水をめぐる争いがよく知られている。

次の史料（青柳富男家文書）をみられたい。

指上申口上書之事

一 今度、從宮本村出申用水ニ付、今泉村江夜水曳遣申間敷候由、拙者共申付を御聞被成、御立腹之段至極仕候、併其段々不申出候、先規之通水曳申候ニと申候、若右之段偽と申者御座候ハ、拙者共罷出急度申分可仕候、自今以後も行來候昼夜申、申爲其如件

貞享二年  
丑六月日

名主  
諸持村

塩谷庄左衛門殿

□ 権右衛門<sup>印</sup>

名主

諸持村

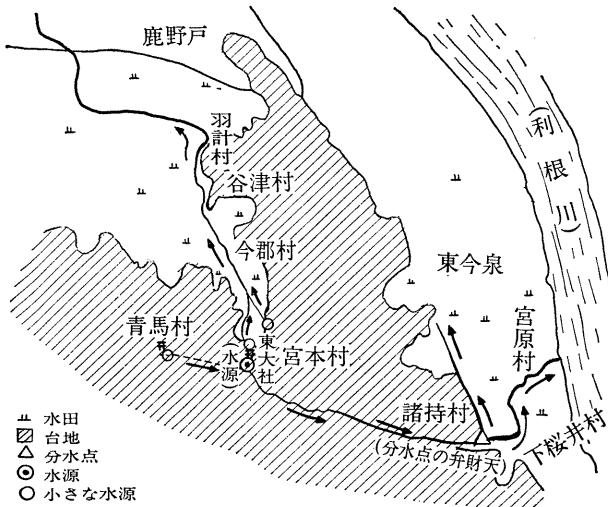
源五左衛門<sup>印</sup>

平右衛門<sup>印</sup>

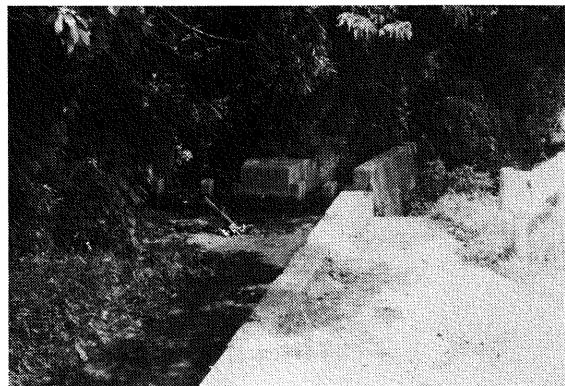
四郎兵衛<sup>印</sup>

弥左衛門<sup>印</sup>

これは貞享二年（一六八五）六月、諸持村側が領主石河家の家



第10図 宮本村東大社付近の水の流れ



諸村・宮原村・下桜井村と今泉村との現在の分水点

臣塩谷に宛てたもので、宮本村水源の用水を夜、今泉村が引くのを差止めないと誓っているものである。今泉村が用水を多く採ることは諸持村にとって困るので、そのように差止めたのであろう。諸持村と今泉村は同一領分であるので石河家が調停あるいは裁きをしたものであろう。

ところで、宮本村を発する水は、今泉村と諸持村のほかに、宮原村と下桜井村によって利用されている。用水の利害関係としては、一応今泉村側と諸持村・宮原村・下桜井村側とにわけることができる。前者側と後者側の分水点は弁財天（諸持村地内）である。後年になるが、明治六年（一八七三）二月の新治県あての願書（東今泉区有文書）にも「……下總国香取郡諸持村、下桜井村、宮原村、東今泉村、左之村々一同奉申上候は今般、字弁才天四ヶ村分水場御見分被爲在御座候上、証書物は無、御尋ニ預リ候得共、先年破損之砌、旧地頭所江普請金御下ケ願ノ村扣而已ニテ確与証書類茂無之、一同當惑仕候へとも困窮之百姓自カラ難行届……、苗代時ニも差掛け候間、御普請出来相成候様奉願上候……」とあるように、四か村の分水場の弁財天が重要な役割を果たしていた。

この弁財天には、用水の守護神としての弁財天宮があり、この附近は、堰普請の際、芝くれ切場とし、土取場としていた。安永八年（一七七九）、弁財天の所在地の諸持村が新社新林を仕立てたと桜井村が訴えている。新社新林をすると、弁財天堰普請場に差支えるという。ここでいう新社とは、石尊権現宮であって、宝永期の裁許絵図にも芝くれ切場とあるから立木はいけないという。この一件には今泉村や宮原村も立会つて解決に努力したらしい。これらの一

件の史料から、渴水期には、前記の四か村では引水をめぐって種々の紛争があったことを推定できる。

## 2 小座村と粟野村との用水溝往還出入

享保九年（一七二四）のこの一件は、いわゆる水争いの水論ではなく、用水溝をめぐる争いである。同年八月の「乍恐以書付御訴訟申上候御事」（小座 高森千代松家文書）によると、江戸奉行所へ訴えたのは小座村側（代官領名主源兵衛と小笠原久左衛門知行・名主藤兵衛と組頭権兵衛）で、訴えられたのは水源をもつ粟野村側（青木吉之丞知行・名主八十右衛門、中川勘三郎知行・名主治兵衛、杉田八之丞知行・名主五郎左衛門）である。右訴状によると次のようである。

一 粟野村田地のうちから出水（湧水）があつて古来から粟野・小座両村でそれを利用してきた。小座村「往還道添」に用水溝があつて両村で利用してきたが、一二三以前未之年（二一年以前の元禄十六年）の地震で山崩れの土が溝往還に落ち、道高になり「普請難成」になつた。殊に「御公儀様往来道」がせばまつたので、一八年以前の亥の年（一七年以前の宝永四年）、相談のうえ右の溝より少々引下げ、小座村の田地のうちへ「代溝を立」て両村で使つてきた。ところが、当年（享保九年）三月二十一日、粟野村の三給の名主・組頭が小座村へ来て、右用水揚場が地下りなので、上へ揚げたいというので、勝手次第と言つたところ、水揚場を上に立、少々新溝を構、小座村に今まであった溝へ移し、両村にて使うことになった。

一 当年六月中、中根内膳の知行所の大友村とわれわれ（小座村）と用水出入りがあつたが、この水も粟野村の水なので、中根の御役人とわれわれの地頭役人が「御立会」見分した。そして隣郷宮本村、小南村、青馬村の三か村が扱いに罷出、用水は粟野村からの出水（粟野村が水源）なので、粟野村と相談しなければ分水がむずかしいので三か村

で預りおいて、後で決着するとし、御役人立合のうえ双方（小庄村と大友村）和談をすませ、両御役人は七月五日に帰った。

一 右に申し上げた「往還代溝共」（往還の代溝のことか）、毎年、小庄村で普請をつづけてきたので、地頭より人足扶持方をもらってきた。しかるに、粟野村は七月五日の早朝、使をたて、一八年以來（宝永四年以来）すたつている溝を掘るというので、われわれは次のように返事をした。そこは先規から小庄村で普請をしてきてる場所で、そのうえ当分水を入れ用としないので、来春中にも相談したいと。すると翌六日、粟野村側が大勢の人足をもって我ままに「新溝ニ堀ちらし」往来をせばめ、牛馬の出入もできないようとした。御慈悲をもつて只今、掘散らした溝を埋め、往来を自由にし、今迄通り、栗野、小庄村の用水に引くように仰せ付けられたい。

右の訴状は小庄村側のもので、その点を考慮しなければならないが、水源をもつ粟野村のつよみをうかがうことができる。また同年の享保九年に小庄村と大友村で用水出入りがあつたこと、また、元禄十六年（一七〇三）の大地震によつて、山崩れがあつたことなどもわかる（この地震は同年十一月の南関東大地震で、江戸市中の被害が大きかつた）。

この一件につき、幕府は代官の手代二人に実地検分をさせ、そして両村側の言い分も聞かせてる。その結果、訴訟の始まつた翌年の享保十年（一七二五）二月、幕府の指示によつて、この争いは終つてゐる。右日付の「取替証文之事」（小座 高森千代松家文書）によると、両村側の言い分を折衷した形で一件が決着している。

### （三）農民騒動

ここでいう農民騒動とは①百姓一揆と②村方騒動のことを指す。

②は農民側と領主側との対立・紛争のことである。⑤は一般農民と名主・組頭などの村役人との紛争のことである。

村方騒動は村方出入、小前騒動とも言い、村役人の年貢・諸役の計算の不正あるいは疑問などを一般農民が追究するのが発端となつておこる。②の百姓一揆の場合、村方側には史料が残らないのに反し、⑤の村方騒動の史料は村方側に残っている場合が多いようである。

右のような百姓一揆にも村方騒動にも入らないものに一般農民同志の争いがある。これは金銭、商売、屋敷・耕地の境などをめぐる争いで、一般的には村役人の特権とは関係の少ない争いである。この争いについては枚数の関係もあるのでここでは省略する。

さて、②と⑤を別々に述べるのも一つの方法であるが、ここでは両者をあわせて、なるべく年を追つて述べることにする。

## 1 羽計村の元禄十四年一件

元禄十四年（一七〇一）は全国的に不作であつたため、同年秋から翌年春にかけては農民騒動が多い。同年十月、羽計村の名主、組頭、「天領私領大小惣百姓」らが一通の訴状（下書）を認め、翌月の十一月二十一日、それを正式に書き、署名・捺印のうえ、同村の領主の一人である旗本兼松又四郎（一二〇〇石）の家来にそれを差出している。右の訴状、すなわち「乍恐以口上書ヲ御訴訟申上候事」（羽計 羽計致昭家文書）によると羽計村の兼松家領（同村では一番多い石高を所有する）の名主勘兵衛を、同村の名主（兼松家領か）、そして天領分・内藤家分・多田三八郎家分・多田喜右衛門家分・楫斐家分の各名主、組頭、および「御領私領惣百姓中」が訴えている。その大要は次のようである。

一⑦ 当年の野錢について「御公儀様」からお急ぎの廻状がきたと勘兵衛が催促したが、村方には「取合」せがないので、新宿村源兵衛の金子三両二分を借用し、勘兵衛に渡した。それ以後、右の金子の請取手形を村中で請取った。右の金子は仰付けられ次第に差上げ、残金あれば手形のとおり、村中で請取り、新宿村源兵衛方へ相済ませたい。

一⑧ 去辰（元禄十三年）の増永、増年貢のさいも勘兵衛は村中から取立てておきながら、その後の赦免（減免）があつても村方へ返さない。

一⑨ 新田溜井を勘兵衛が「上ヶ畠」にしているので、その近所の古田まで渴水し、迷惑している。右之通り溜井に仰せつけられたい。

一⑩ 去寅年（元禄十一年）、御城米で売酒を作つたさい、坪井（壺井）次右衛門様の代官所であつたので年貢納め方、坪明け申さずゆえ、勘兵衛が手錠をかけられた。村中で金子五両を「指替」して皆済した。右の金子借用手形二通は村方へ取つてある。これについてもはつきりするよう仰せつけられたい。

一⑪ 樽領新田御普請十か年ほど村中、毎年相勤めたので御扶持方年々に下されたのだが、村中へは少しも渡されない。

一⑫ 須賀山村助右衛門が田地小作したところ、年貢が滞つた。そこで助右衛門が太田村迄行つて申し出たところ、御役人衆は「其元にて扱申様」といわれたので、村中で金一両差替えして決着したので、右の金子を村中へ相済すよう仰せつけられたい。

一⑬ 去辰年（元禄十三年）六月中、古川茂兵衛の御支配所になつたさい、村差出しを江戸へもつていった。その路金として金子二両二分を渡した。そのころ（米）相場は、金一両で九斗六升であるのに、村では一両で一石六斗代で米を取立て、米一〇俵の筈なのに一二俵（四石五斗）に取立て、一両で九斗二升代で売つた（四・八九両になる）。そ

れゆえ「御領私領持徳之百姓」まで迷惑している。

右の段々、何としても不埒である。勘兵衛儀は「村中之名主役」を「延引」しているので、御慈悲をもつて、名主役の儀は一か年替りなりとも、又は惣百姓を立てるよう、御領所は申上げるに及ばず、私領持徳の百姓まで、ひとえにお願い申上げる。

以上の訴状から、兼松家領の名主である勘兵衛は同村の全領（五ヶ給）の名主的立場にあつたことをうかがうことができる。また、勘兵衛が旧来の村方地主的特権をかなり發揮していて村民たちの反発をかゝっていたことを推定できるのではないか。この一件は一二年後の正徳三年（一七一三）一件と関連するから、そのさいまた説明したいが、次のことととりあえず述べておきたい。

第一に、このような名主糾弾の村方騒動は、その底流には、同時期（同年）の不作があつたことに大きな原因がある。第二に、元禄期に、このような、村方を支配する、旧来の特権的な慣行をもつていた名主への批判がつよまりつあり、各地で類似のケースがおこりつつあつたといえる。

第三に、右の訴状の第四項⑤については、不明確な点が多い。しかし、代官坪井（壺井）次右衛門は、元禄二年「其職にかなはずとて逼塞せしめられ、公税の滯を償ふべきよし厳命をかうぶる。十年十一月晦日さきに負金多分にして、いまにいたり償ふことを得ず、嚴重の御沙汰にをよばるべしといへども、宥免ありて放逐せらる。」（『諸家譜』一九一一四ページ）のである。『徳川実紀』もほぼ同じ内容である。だから右の訴状にいう、去寅年（元禄十一年）には壺井はもはや代官ではないことになる。にもかかわらず、この訴状にいう勘兵衛の手錠は、やはり代官壺井と関係があつたのではないか（この壺井のように、この時期、すなわち綱吉時代に、不正を理由に代官が処分されていった例は多い）。

さて、既述したように右の史料は、地頭兼松家へ差出したものであるが、それがどのような形で決着したかは不明である。しかし、この一二年後の正徳三年の史料から、元禄十四年的一件で勘兵衛が名主役を追われていることを推定できる。だが、勘兵衛と村方との対立はつづいたものらしい。次の史料（羽計致昭家文書）をみられたい。

## 村中判形之事

一、此度諸事ニ付、勘兵衛むほん<sup>(手)</sup>之言掛御座候へ共、勘兵衛届ニハ成リ申間敷候、其上出入ニ罷成リ候而御公儀様迄申上リ候而名主、組頭被召上、江戸遣路錢之儀ハ村中より、わり合ニテ無相違出シ可申候、爲後日、判形如此ニ御座候、以上

正徳三年巳ノ三月七日

羽計村御領私領惣百姓

（以下名主五名、組頭一二名、脇百姓七七名の署名・捺印は省略）

若干、不明確な点はあるが、右は、ほぼ羽計村村民全員の決意を述べた連判状である。勘兵衛が村中をむほんといつたあるが、百姓一揆ともいひつたのであろうか。ともかくもこの連判によつて、事態が深刻化し、江戸奉行所まで争いがもちこまれてゆく状況がわかる。

右の連判から約一ヶ月の正徳三年四月、同村の兼松家領の名主と内藤家領の名主・組頭が勘兵衛への反論を江戸奉行所に差出してゐる。この史料「乍忍以返答書御訴訟申上候」（羽計家文書）によつて、すでに勘兵衛が奉行所へ訴えていること、そして事の重大さをさとつた羽計村のほぼ全員が前述の連判状（三月七日）を作成したことがわかる。そして、勘兵衛の訴訟の内容、すなわち勘兵衛の主張が、この反論書によつてほぼつかめる。この反論書は長文であるが、それからわかつたことについてそのポイントのみをまとめてみよう。

まず、前述の元禄十四年一件の決着のほぼ輪郭と、同一件の決着に対する勘兵衛の不満ぶりを知ることができる。すなわち、元禄十四年的一件によつて勘兵衛が名主役を追放されたことがわかる。しかし、村方側がいう「聞伝計」りにても数十年、勘兵衛家は名主役をつとめていただけに、勘兵衛にとって、その一件の決着は不満であった。だからこそこの正徳三年の一件がおきたのである。推定ではあるが、元禄期一件は領主兼松家あるいは同村の他領主の裁定で一応の決着がつけられたものであろう。しかし、勘兵衛にとってそれは不満で、彼は江戸の奉行所へ訴えたものであろう。これによつて、元禄十四年から一二年という長い間、一件がくすぶりづけたことがわかる。その一例として、既述の元禄十四年の訴状の⑦の新宿村源兵衛から借用の金三[両]二分について、勘兵衛は自分の持山の道玄山を質に入れて村で借りたと主張し、その決済返還を要求しつづけてきたらしいことをあげることができる。村方はそれを村方の入会地であるとし、そのほか勘兵衛所持と主張する部分についてもかなり否定的見解をうち出している。また、勘兵衛は、名主役在任中、村方側が餅米代、荏・大豆代、御用金を支払わなかつたと主張しているが、そのようないことはなく、勘兵衛こそが年貢、役金などを引き込んだ（横領）としている。そのほか勘兵衛の隠田についてもふれている。

このようにみると、古くから村内で特権をもち、しかし、ある意味では村のために種々の尽力（立替え払いなど）をしてきた勘兵衛に対しても、この時期、村方から、かなりの批判・疑問が生じてきたことがわかる。小農が自立し、封建社会が体制的にできあがりつつあった時期の一つの現象といえよう。

さて、右の反論から約五か月後、勘兵衛と左次右衛門、清左衛門の三人は「相渡シ申一札之事」（羽計致昭家文書）を名主たちに出して謝っている（左次右衛門、清左衛門が勘兵衛といかなる関係にあつたのかは不明である）。この史料によると勘兵衛側は地頭から閉門になつたため吉祥院および名主たちを通じてその解除を願つている。また、この一件が

正徳三年四月二十九日から五月十三日まで数度、裁許（調べ）があり、そして評定所の裁定は全面的に勘兵衛に不利であったことがわかる。

勘兵衛がこのように、おそらくは一二年間にわたって正当性を主張したのは、いくぶんかは代官壺井（不正を理由に追放）の治政、すなわち具体的には城米の販売などと関係がなかつたとはいき切れないのではなかろうか。しかし、これらは史料がなく、一つの推定にすぎない。

## 2 安永三年の和田村、神田村、桜井村の地頭家来糾弾一件

安永三年（一七七四）十一月、和田村、神田村、桜井村のうち、五六人の惣代として和田村元名主金右衛門と桜井村百姓藤左衛門が地頭（筒井本家・一五〇〇石）役人八木沢喜右衛門、同小山只右衛門、上代桜井村忠兵衛などを訴える訴状（村鑑帳 上代和男家文書）を筒井の親類長崎半左衛門家と筒井分家（四二〇石）に出している。

既述したところであるが、右三か村のうち和田村は筒井の本家と分家の分知であり、ほか二か村は本家の領分である。

さて、筒井本家の家臣（用人）八木沢と同小山とその仕送人の江戸小網町久右衛門さらに桜井村忠兵衛が加つて村々へ臨時の課役をかけたことが訴えの発端であるが、主要な訴えは八木沢と小山の非法にある。たとえば安永元年（一七七二）、年貢取立てに小山只右衛門が村方へ來たさい、銚子の「堺女屋」へ五日間泊り、その費用を村方に立替えさせている。また、安永二年、右の小山と仕送人久右衛門が廻村し、桜井村忠兵衛方に止宿のさい、村役人を招き、「きんこ博奕」をした。同年十一月、八木沢、小山と仕送人久右衛門の三人が廻村のさい、村方、隣郷では払底

(品物がないということか)し、十分なことができなかつたさい、とても立腹し、常州の矢部村にまで非常な難儀をかけた。同月、小山只右衛門と久右衛門は村方へ参り、常州潮来の売女屋へ数日逗留し、日々の迎人馬などを阿玉川へ差出させた。百姓は非常に難儀をした。安永三年には右の八木沢、小山は和田村組頭治右衛門を江戸へ御召状で呼んでおきながら何の御用も申しつけず帰らせている。費用がかかつて困る。

安永三年八月、桜井村新畠検地で來た小山と仕送人久右衛門は、和田、神田の両村で、目立つ女房、娘がいるとそ  
の百姓家に毎日毎夜、酒肴持參で入りこみ、酒興をした。あまつさえ神田村百姓宇兵衛の娘を來る三月中、江戸表へ  
差出すよう、小山から嚴命があり、村方、隣郷まで評判になつて宇兵衛は難儀した。同じく当年(安永三年)八月、  
和田村治左衛門方へ兩人止宿のさい、御用と申し、百姓たちを呼び集め、かるた博奕を催し、迷惑した。同月、逗留  
中、一〇日ばかりのうち桜井村忠兵衛方で馳走になつたとし、肴酒代鑑一三貫文(約金三両一分)を村方(三か村)へ  
かけ、百姓方は難儀した。

一昨年の安永元年、桜井村忠兵衛は役儀(名主)不埒につき出入りがあり、御吟味のうえ、忠兵衛の退役がきま  
り、そのうえ、彼が新畠年貢を過米に取立てたのが原因で当年四月「御咎」となつた。そのような忠兵衛を御役人中  
(八木沢と小山のことである)と仕送人久右衛門が推挙し、村方取計いをさせている。その他、桜井村の新畠検地によ  
る年貢増徴にもふれている。これらによつてこの一件が桜井村の村方騒動にも関連していることがわかる。

訴願方の農民たちは「御老中様方御駕籠ニ來リ共相付、御訴訟可申上儀ニ一統覚悟仕、御願奉申上候間……」と老  
中への駕籠訴をもほのめかしている。

右の訴状をうけた長崎半左衛門家と筒井半右衛門家は、相談のうえ、筒井内蔵家に掛け合つた。結局、八木沢喜右  
衛門と小山只右衛門は「永ノ御暇」、すなわち退職となる。桜井村忠兵衛は年貢取立てなど、手伝については、村役人

へ差添、相勤めることになった。しかし手伝の儀は御免となつた。そして仕送り人久右衛門は御家来ではないので、これまでどおりの仕送り人のままとなつたとある。久右衛門は商人として筒井家にとって必要な人物であったのであらう。なお、桜井村の名主忠兵衛の年貢過米取立てについては、明和・安永期のころ、「悉」く出入になつたとの記録が、若干後年のものではあるが存在する（文化五年「下總国香取郡東之庄上代桜井村村鏡」神田 江鳩左門家文書）。桜井村についてはこの時期、村方騒動も随伴しつつあつたことは留意すべきであろう。

### 3 寛政二年、和田村、神田村百姓大勢門訴一件

これは神田村名主久米右衛門と和田村名主十左衛門が老年になつたという理由で、退役したため、その跡役任命をめぐつておきた一件である。すなわち、領主（御従頭、筒井本家）は、その跡役として元名主二人（神田村、和田村）を任命しようとした。しかし、村方の惣百姓は入札（選挙）を主張したため、事態は緊迫していった。領主は和田村、神田村さらには桜井村の組頭を通じて取鎮めさせようとしたが、大勢で十一月三日夕刻、筒井家の門前に詰めかけたのである。村鑑帳では門訴としてあるが、まさに強訴である。筒井家は、家臣（用人か）三留文治郎を勘定奉行根岸肥前守のところに行かせ、その処置を問合せさせている。根岸肥前守は、ともかくも百姓たち全員を門の中に引き入れるようにし、もし彼らが入らない場合は手荒く取扱つてもかまわない、としている。そして、きびしく門内へ引き入れるようにし、そのうえ、門に入れてからは、和らかに取扱い、得と利害を申し聞かせるようにとしている。

筒井家では、大勢の門訴のため、人数を差出し、門の中に入れ、その夜は全員「御門下」に差置いた。翌四日、全員証書を書いている。これには神田村百姓二人、組頭、百姓代各一名、そして和田村百姓一二人、組頭、百姓代各一

名、立会として桜井村組頭一名の名がある。この訖書きをみると、最初、村方では、老年のため名主役をやめた二人（久米右衛門、十左衛門）の帰役（復帰）を願ったという事情がわかる。そして、それが駄目なら跡役は入札にしてほしいと願つたのである。その入札制要求を領主側が拒否し、二人の名主（この名主も経験者であった）を任命したことから一件は起こつたのである。ともあれ、門訴一件は終つた。

このような、大勢による門訴一件ではあつたが、翌年の寛政三年の記録をみると神田村、和田村の各名主とともに、最初に領主側の指定した人物（跡役として指定）がなっている。村方側が希望した入札制は採り入れられなかつたのであらうか。

#### 4 その他の騒動

以上のはかに、年貢減免を要求して、あるいは夫喰米を要求して、村内に集結し、領主側と緊張関係をもたらしたりする例は、飢饉などの場合、若干あつたことは散見する史料から窺えるところである。このような状況がおきた場合、郷代官や名主、あるいは豪農たちはみずから扶喰米や資金などを提供するかたわら、領主側に対して年貢の減免などを願つてゐる。第二節で述べたように、後年の記録ではあるが、慶応元年、同二年、石出村では不穏な集会があつたが、他村でもそれに近い例がかなりあつたものと考えられる。たとえば慶応一年、今郡村では、つよく年貢減免を願つてゐる（書状、多田庄兵衛家文書）ことからそれらを推定できるのではなかろうか。

文化十一年（一八一四）には、東庄町地域ではないが、諸持村が年貢減免を願つて、小前が騒ぎ立て、江戸表の領主屋敷への直訴を企てた。これに驚いた村役人たちがそれを追いかけ、途中で意見を加えて差押さえたが、ともかく

も村役人が出府している。諸持村小前の要求とは、すでに決定している用捨米のほかに、さらに減免（用捨米）を要求したのである。この決定している用捨米とは、東八か村年番の下森戸村利兵衛とその差添の今泉村権右衛門が領主石河家に願った八か村の用捨米二〇〇俵のことであるが、諸持村小前はそれに承服しなかつたのである。

右のような諸持村小前の要求によつて、諸持村の延米（年貢米の納入を延期すること）が一五俵ときまつた。これによつて、願いは出なかつたが、七か村（鹿野戸、今泉、今郡、須賀山、その他など）へも同様の延米があつた。そして、諸持村名主源右衛門は領主屋敷への「罷出」は「暫御差留」めとなつた。

不作で知られる天保七年（一八三六）秋、やはり同じ諸持村が領主側の検見による用捨米に不満で「村中騒立、尚亦余分之御用捨」を願つて領主屋敷へ「押願」しようとして村出したので、村々七か村（今郡、鹿野戸、今泉、須賀山、その他）で取りしづめて、領主屋敷へ詫びている（今郡宮口祥雄家文書）。この一件の実態は不明であるが、短い史料のなかから緊迫した様子をうかがうことができる。すでにこの年の用捨米は、鹿野戸村の場合、定免二七六俵余のうち、用捨米が一〇二俵余であつて、三六・九%の減免が決定していた。

翌天保八年二月、摂津で元与力大塩平八郎の乱がおきている。二月、三月は食い物が少なくなる時期であった。

## 第七節 幕末期にかけての村々の状況

### (一) 村々の変貌

江戸時代中期以降におけるこの地域の目立った現象の一つとして、明和・安永期ごろからの農業不振がある。この時期、農民側が不作を理由に年貢減免を要求している史料が、村々に残存している。また、農民側が領主側の役人とトラブルをおこしたり、年貢を滞納したり、あるいは年貢上納を理由に、村方が他村の有力農民から、まとまつた額の借金をしている場合もある。地主層もその持高（田・畠）を増やしている。一方、持高を失ってゆく農民層も目立つようである。これらは一つには、農業経営の不振を示すものであろう。そして天明三年（一七八三）七月六日、浅間山の大噴火がおこった。浅間山は同年、春ころから、小さな噴火が続いていたが、七月四日からその噴火が活発となっていた。次の史料（東今泉 青柳富男家文書）から、石河家領分の東八か村が、浅間の大噴火による被害を理由に、年貢減免を要求していることがわかる。しかし、この史料で注目すべきことは、七月六日から、昼夜をわかつず、灰・砂が降って、田畠に被害を与える、それは四、五寸にも達していると具体的に叙述している点であろう（もちろん、訴状のもつ限界には留意しなければならない）。

乍恐書付を以奉願上候

第七節 幕末期にかけての村々の状況

一 東御知行所八ヶ村名主共奉願上候は先達而御訴申上置候通り七月六日より□ □昼夜不相分、灰砂ふり田畠作毛之重り相成、惣百姓老若男女共ニ罷出、諸作□ □手入仕候得共、不得止事、四、五寸通り相積り候程之事故、凌かね、難渋仕候、乍併當時、小早稻穂出ニ掛り荒増見届ケ候处、少差障リ候之様相見ヘ申候中稻より晚稻之儀は未穗出カヲ不仕候共、當時差障リ無之様相見ヘ申候

一 烟作物之儀は出穗ニ差掛リ候故ニ過半すれふし漸立毛三歩通リニ相見ヘ申候、依之、村々惣百姓我等方迄再応願出候ニ付、我等共打寄、幾重ニも相談シ見候處、差当、百姓相勸可申扶喰無之、来ル年作方江取統キ不罷成候様一統難儀、至極仕候ニ付、無拠御願奉申上候、何卒御慈悲を以、烟方御納米之内、四歩一通り御引方御用捨被成下候ハ、偏ニ難有仕合ニ奉存候

天明三年卯八月 日  
今泉村  
名主 平右衛門  
鹿戸村  
名主 五郎左衛門  
今郡村  
名主 源五左衛門  
諸持村  
名主 伊 兵 衛  
森戸村  
名主 孫 兵 衛  
須賀山村  
名主 太郎右衛門  
笛川組  
名主 治良右衛門  
阿玉川村  
名主 清 兵 衛

小森忠藏様  
柴田勇右衛門様

□新兵衛様

阿玉川村  
名主 清 兵 衛

浅間大噴火が関東農村に与えた被害は甚大であった。それは農民にとつてはむろんのこと、年貢を収納する領主層にとつても大きな打撃であった。すでに旗本中根家の用人的立場にあつたらしい多田庄兵衛家は、天明六年、旗本石河家の東八か村領の取締支配役となつてゐる。これは領主財政のより悪化を示すものであろう（同家が石河家の勝手賄方役になつたのは寛政三年である）。

また、浅間大噴火は土砂の堆積をふやし、利根川の寄洲よすをいつそらふやしたりした。寄洲とは土砂が風波などのために川口沿岸などに吹き寄せられて自然にできた洲のことである。寄洲は水行を悪くし、利根川周辺の村々に水害をもたらしたりする。しかしその利害はマチマチで、村によつては寄洲に田畠を作つたりする場合もある。また、寄洲周辺の浮遊物を除くための作業負担をめぐる争いなどが村々の間でおきることもある。また、村内部で負担金などをめぐって争いのおきることもある。

千葉大学の報告書（後述）によると天明七年の春から新宿村地内の利根川べりに遊女屋二軒ができるたといふ。そのため若者たちが百姓渡世をきらい、身上をつぶし、百姓数が減少してゐるといふ。周辺一〇か村がその撤去を要求している。右の報告書にはその願書（羽計 岩瀬七左衛門家文書）が紹介されている。このことは、後の、いわゆる天保（六〇軒）になると記してある。文化期にいたるまでの百姓数減少を知ることができよう。

文化五年（一八〇八）の「下総国香取郡東之庄上代桜井村村鏡」（神田 江鷗左衛門家文書）によると、当時（文化五年）百姓家数は六〇軒であるといふ。しかし、前々は八〇軒あつたのが、だんだん潰百姓が出て、このようになつたといふ。人別帳には六六軒はあるが、これは「家居を潰シ奉公稼等ニ他國へ出」てゐるのであって、実際には右のよう（六〇軒）になると記してある。文化期にいたるまでの百姓数減少を知ることができよう。

また、右のような状況のなかでは、年貢・村役の負担をめぐって、あるいは金銭貸借、地主・小作契約、質入れ契約などをめぐって、地主層と一般農民層との間に紛争がおきてくる場合が多くなってくる。

潰百姓の増加は年貢負担者を減らすことであり、村方にとっても領主にとつても困ることである。だから領主側はその対策として種々の農村復興対策をたてる。しかし、村方への先納金、御用金などもこの時期から増えてゆくようである。

## (二) 関東取締出役の設置

江戸時代も半ばを過ぎるころになると、関東一円の村々には、幕政上好ましくないさまざまの動きがみられるようになる。特に村々に浪人者、無宿者が横行するようになり、良民を苦しめることも稀ではなかった。

すでに明和六年（一七六九）六月の関八州ならびに伊豆・甲斐国の人々に発した幕府の御触書によると「近年浪人様と申、村々百姓家江参り合力を乞、少分之合力錢杯遣し候得ハ、悪口いたし、或ハ一宿を乞泊り、病氣杯と申、四五日も致<sup>ニ</sup>逗留候内ニハ、品々難題を申掛、合力錢餘慶にねたり取候段粗相聞」<sup>〔まばら〕</sup>えるありさまであると記している。要するに、近ごろ浪人などと申す者が、村々の百姓家へまいり、合力を要求し、少しの合力錢<sup>〔こうりきせん〕</sup>（ほどこし錢・めぐみ錢）<sup>〔ながとうりゅう〕</sup>を差し出すと、さんざん悪口におよび、あるいは一夜の宿を強要し、翌日になると病氣といつわり長逗留し、いろいろ難題をかけられ村々では迷惑しているというのである。そして、この御触書の後半では、右のような行動は不届千萬であるので、今後このような者があらわれた時には、幕府から指示した近辺のその筋の者に捕えさせ、すみやかに江戸の公事方勘定奉行のところに報告させるとしている。もちろん村々でもこのような者があらわれても、決して止

宿をさせてはならない。かつ苗字帶刀の者へは一錢の合力もしてはならないと指示している。

これよりさき明和四年（一七六七）三月の幕府の御触書にも、御料所の状況をのべ「関東筋并甲州辺は一体人氣強、我意申募、不宜ものも致出來候、風儀は国柄ニ相聞、別て武藏、下野、上野、下総、常陸辺は不宜ものも有之」とあり、幕府の直轄領である代官領の場合においても関東筋ならびに甲州辺は好ましからざる者が發生し、特に武藏、下野、上野、下総、常陸辺は不届者が存在していると指摘している。このなかに下総地方もあげられていることが注意されよう。このような情勢を重視した幕府は、文化二年（一八〇五）六月にいたり、関東の治安の確保のため関東取締出役でやくを設置し、村々を廻村させて不届者などの逮捕にあたらせた。

ところで、下総の下利根川流域に位置する東庄周辺は、このころどのような情況であつたであろうか。文化九年（一八一二）正月の鹿戸村ほか村々の「儀定証文之事」（鹿野戸区有文書）によると、つぎのとおり記されている。

#### 儀定証文之事

一 近年、浪人と号し帶刀いたし、所々村役所江立寄、過分之合力を乞申旨之不絶、村方江種々難題を申懸ケ、狼藉之致方絶言語候、既ニ去未年近郷鳩山村ニ而、及刃傷數人殺害致し逃去候始末ニ付、當最寄之村々ニ而後難之程難計、若又御出役願上候ニも入用等相懸り、後日ニ至り組村割合之儀ニ付、違背ケ間敷儀有之候てハ難ケ敷、此度一同評儀之上左ニ取究候、尤右之一条ニ不限、已來如ケ様之変事致出來、過分之失墜等相懸り候共、十六分割毫分ハ居村ニ而に出金いたし、残り十五分ハ居村共ニ五十五ヶ村ニ而入用高半分ハ高割、半分ハ惣并ニ割合出金可致旨、疑と取究候義毛頭相違無之候、萬一其節ニ至リ違變無之様、為後証村々儀定一札連印依而如件、

文化九年  
壬申正月

新宿村	羽計村	谷津村	新左衛門
名主	名主	名主	甚左衛門
利	孫	兵	兵衛
兵衛	甚右衛門	嘉兵衛	
門	門	衛門	
石出村	今泉村	宮本村	宮本村
名主	名主	名主	名主
四郎	嘉	兵	兵
兵衛	兵衛	衛門	衛門
門	門	門	門
諸持村	宮原村	名主村	名主村
名主	名主	次郎	次郎
次郎	善右衛門	久左衛門	左衛門
左衛門	門	門	門
坂本村	桜井村	名主村	名主村
名主	名主	主	主
藤左衛門			

森戸村  
名主 利 兵

富川村  
名主 惣右衛門

右證文年行事當番江巡達預ヶ置定メ

右の鹿戸村ほか村々の「儀定証文之事」は、前述の明和年代（一七六四～七一）の幕府の御触書よりみると、ほぼ四十数年後の状況を示すものにほかなりないが、まさしく東庄周辺村々にも帶刀した浪人者と称する不逞者が出現し、村々をめぐり過分の合力を強要し、種々難題を申しけ、狼藉をおこなつてゐることは言語に絶するとの指摘が特に注目されよう。

右のあたりさまは、まさしく利根川筋では、他国者、不審者などの横行がはげしく、村方は多大の迷惑をこうむつて、いた実情を十二分に物語るものである。殊に下総周辺では、隣接地である鳩山村では、去末年（文化八年のことであらう）には浪人者が狼藉におよび、数人が殺害され加害者は逃走するという恐ろしい事件がおこつたことをしるしている。なお、鳩山村は「下総国各村級分」（『房総叢書』第九卷所収、小倉博氏によると、この村高帳は元禄十三、四年のものであろうとされる）によると、香取郡鳩山村とある。同村は村高一六四石余、代官所一、旗本領四の五給の村である。

このような容易ならぬ治安のみだれという事態のなかで、鹿戸村ほか村々が右のような議定証文を作成し、村々の横の協力連合によって、浪人者などの不届者の跳梁跋扈ちようばくに対抗し、村々の治安を維持しようとしたものに外ならないであらう。すなわち、本議定証文によると、右にみた鳩山村のごとき恐ろしい事件が自分の村々にもいつ起ころか

も知れずとしている。そして、もしまだ官憲の出役を要請する場合、その折の費用は「組村割合」で処理するので、その際費用配分をめぐり村々の間にもめぐとがあつてはならない。そのためこの際、議定証文を作成し、たがいに確認しあい、混乱のないように処理したいとしている。

さて、そのためには官憲の要請の費用の配分のみにとどまらず、村々にとっての変事がおこった場合の費用分担は十六分に割り、一分は事件発生の当事者村が負担し、残りの十五分は当事者村をふくめて一五か村にて共同負担する。その捻出方法は半分は高割、半分は平均割出し金とすることをたがいに確認しあうといつてはいる。村々はその節に至り、約束不履行を決しておこさないようたがいに議定連印をするとしている。

ところで、議定連印の一五か村とは鹿野戸村をはじめ、新宿、羽計、谷津、今郡、青馬、宮本、石出、今泉、宮原、諸持、桜井、笛本、森戸、富川村である。これらの村々のうち、現東庄町域の村は鹿野戸、新宿、羽計、谷津、今郡、青馬、宮本、石出、今泉の九か村であることが知られよう。残りの六か村の宮原村をはじめ、諸持、桜井村、笛本、森戸、富川村は現在それぞれ鎌子市域となっている。

さて、右の議定証文は現東庄町域の村々を多く構成村とした一五か村相互間の取極めを誓約した証文である。しかも儀定を取り交わした年次は文化九年（一八二二）正月であることが注目されよう。

いうまでもなく幕府は、幕府の所在地たる関東領国の治安の確保のため、右の議定証文が取り交わされた文化九年（一八二二）より一五年後の文政十年（一八二七）には、関東一円（原則的には、御三家の一たる水戸藩領を除く）を対象として、改革組合村の編成を主軸とする文政改革が断行されたのである。

すなわち、右の議定証文には「後日ニ至リ組村割合之儀ニ付、違背ケ間敷儀有之候てハ難ケ敷云々」（傍点、引用者）とあるごとく、右の議定証文にみえる一五か村は、すでに幕府が改革組合村を編成する以前から「組村」＝組合村を

構成していた事実を確認することができよう。その証拠には、非常事態にあたり、村々が官憲の派遣を要請した際の費用は、要請した当事者村の特例の費用負担をふくめて当該組合村々で共同負担することを申しあわせてることに端的に示されているといえよう。

さて、筆者は右のごとき鹿野戸村ほか一四か村を編成の母体とした組合村が、幕府の文政十年組合村編成以前に存在したことについて、早く昭和三十年代からこの問題について分析し、不備ながらも私見を述べてきた。その論点を一、二紹介しておくと、(1)たとえば上総・下総両国地方には、文政の改革組合村編成以前から、自治的な一〇か村前後の村落の横の連合体ともいべき組合村が成立存在していること。(2)そのような自治的な組合村の成立の上限は、かならずしも明確にできない面もみられるが、数例の分析から宝曆六年（一七五六）以前にさかのぼり得るケースがみられること。(3)当該組合村は構成村落の代表者（名主）の合議により議定書<sup>1)</sup>（定書を作成し、これを原則として行動、運営するとともに、年代の推移により情勢の変化に対応して、必要な事項を追加していること。村々が年番村（行事）を順番につとめ、組合村の運営にあたっていること。(4)組合村の諸入用は、原則的な支出の基準をみんなで自主的に設定し、共同負担により組合村の運営にあたっていること。などのことを指摘し、多くの人々の考えを聞くようにつとめてきた。たとえば川村優「近世における組合村の存在とその性格」（『史学雑誌』第七三編第一号所収）、同「横芝<sup>2)</sup>地方における旗本領の動向」（『横芝町史』特別寄稿）等、参照。こうしてその後約二〇年間にわたり、筆者の説に批判をして下さった方々もあり、今後全体的な解釈について、問題となる点の整理をする必要にせまられているといえる。

右の鹿野戸村をはじめとする一五か村の組合村の存在、かつ議定証文が取り交わされているという事実は、現東庄地方がこのころの利根川流域ひいては関東一円の好ましからざる治安の悪化と決して無関係ではなかつたことをうら

がきするものであろう。

当時の村々は、浪人者やねだり者という村外からの不法者の横行に苦しむだけではなく、内部的にこのころの世相を反映して、農業の離脱者も目につくようになった。文政六年（一八二三）十二月、今郡村百姓五兵衛、親類、五人組合が村役人にあてた「願書」（宮口祥雄家文書）につきのとおり記されている。

乍恐以書付奉願上候事

一 五兵衛親類組合一同ニ奉願上候儀は、右五兵衛惣与之助、当春中より農業不仕候ニ付、度々異見差加へ申候得共、不埒申一切聞入無之候、当八月中欠落仕候、右様ニ面□行先ニ而萬一何様之義仕出し、御上様之預御苦難、且又親元之難澁ニ相成候哉も難計奉存候ニ付、右當人御人別御下札ニいたし置度、此段偏ニ奉願上候、何卒以御慈悲願之通ニ被仰付被下置候ハヽ、一同ニ挙而難有仕合ニ奉存候、以上、

当村

五 兵 衛

親類

五郎右衛門

治右衛門

組合

甚左衛門

源五左衛門

物左衛門

助左衛門

文政六年

未極月日

右によれば、今郡村百姓五兵衛の悴与之助は、当文政六年の春中より農業をきらい、幾度も異見(意)をしたが、不埒なことをいって一向に聞きいれず、遂に当八月中には欠落(けおち)してしまった。右の始末にて、与之助が行き先でどのようなだいそれたことをしでかすかも知れない。そうなれば、御上様に迷惑をかけ、かつまた親元の難儀にもなるので、この際御慈悲をもつて、与之助を人別から外してほしいという願いがきである。しかも与之助の父親五兵衛はもちろん、親類、五人組が連印している。なお、「かけおち」は江戸時代には特に「欠落」と書く。他郷へ逃げ失せることで、いまの法律語である失踪と同じ意味である。以上のことく、文政六年（一八一三）時点に、村方の若い者が農業をきらい、他郷へ逃げ失せるという情況は、村落内部にも好ましくない情況があらわれてきたことを如実にものがたるものといえよう。

そして、村々には浪人者などが横行し、合力を乞い良民を苦しめるとともに、一方、村々では、後述の史料（文政十三年「乍恐書付を以奉申上候」宮口孫兵衛家文書）のように盜賊も出没する情況が生じている。

このような村の治安のみだれ、村方内部の混乱、たとえば村方青年の農業放棄の情況は、単に郷土の村のみにとどまらず、ひろく関東一円の大なり小なり共通した好ましからざる動向であった。このような動きに対し幕府はいかなる対処をしたのであろうか。すなわち、それが幕府による文化二年（一八〇五）六月の関東取締出役の創置であり、ついで文政十年（一八二七）における改革組合村の編成を主軸とするいわゆる文政の改革の断行にほかならなかつたのである。

以下、幕府が文化年間に関東取締出役を設置するにいたつたすじみちをたどつてみよう。ところで、明和年代（一

七六四（一七八一）における関東一円および周辺の動向は、はじめにのべたことであるが、すでにこのころには関東一円の治安の乱れはかなり進行していたことが知られる。

寛政・享和（一七八九～一八〇三）のころ、野州方面の担当代官であった山口鉄五郎は、自分の経験にもとづき関東一円の取締りの不備についてつぎのとおり上申したという（『旧事諮問録』第五編、一四頁）。それによると、関東一円はいうまでもなく支配の状況が、御料（代官領＝幕府直轄領）、私領（大名、旗本領）、寺社領が複雑に入り組んでいるために犯人の逮捕が意のことくならない。このような支配の錯綜に目をつけて、犯人は巧妙に他領から他領へと潜伏、捜査の裏をかかれる結果をまねいている。つまり官憲が犯人の逮捕にあたり、その関係の領主に照会している間には、犯人はその盲点をついでさらに高飛びをするというように、捜査は後手づきで大いに迷惑をしていると指摘している。

右の山口鉄五郎の意見は、まさしく関東領國の支配構造からくる治安上の問題点の核心をついたものである。のちにこの意見にのづとり、評定所留役勘定組頭羽倉藤右衛門保定が建議し、文化二年（一八〇五）六月勘定奉行石川左近将監の命で、関東の四手代官（品川、板橋、大宮、藤沢）である早川八郎左衛門、榎原小兵衛、山口鉄五郎、吉川吉左衛門を取締代官に任命し、その配下の手付、手代を二人あて計八人を関八州一円の御料、私領、寺社領の区別なく回村させて犯人逮捕にあたらせることとした。これがすなわち、関東取締出役、俗にいう八州廻りの創置である。

さて、こうして文化二年（一八〇五）六月に創設された関東取締出役の制は、すでにのべた関東の村々の由々しきありさまに対して、幕府がとった政策としてきわめて重要である。特に関東は、幕府のおかれている江戸の周辺をかたちづくり、幕府にとってもっとも重要な場所であった。したがって幕府は何としても、関東領國の治安を確保しようとする政策にふみ切らざるを得なかつた。

関東取締出役の制は、はじめは一か年の臨時の制度であったが、その必要がみとめられ、幕末まで存続することとなつた。殊に幕末になると、博徒が多くあらわれて、これに対する取締りの必要が生じ、関東取締出役の行動目標も、おのづから博徒の逮捕、無宿者の逮捕に主力がそそがれた。その結果、多くの実績をあげたことも事実である。しかし、なにぶんにも広い関八州をわずか一〇人前後の出役がパトロールするだけでも大変な仕事であり、無宿者・悪党の集団徒党化には対抗できないいうらみがあり、組織的な取締態勢を確立することが急務となつた。そこに関東取締出役の活動を支える村々の組織体としての、幕府による組合村の編成が重要な施策となつて浮上してくるのである。

こうして、文政十年にいたると幕府により組合村が編成されるにいたるのであるが、この前後には、利根川流域には虚無僧すがたの者も跋扈していることが注目される。

#### 取締場証文之事

一 其御村方小前一同相談之上、拙寺取締ニ被相頼候上は承知致シ、尤御用宗用之外止宿修行共為致申間敷候、若亦虚無僧參り候而難澁申候ハ、被留置、寺□江被致沙汰、其節役僧參り急度取始末可致候、已上

小金一月寺

役 僧印

文政七申年三月

窪野谷村  
御役人中

この文書（窪野谷区有文書）は、文政七年（一八二四）、普化宗の一月寺（現在の松戸市小金にあった）の役僧が、窪野谷村の村役人에게取締場証文である。すなわち、文中に見えるように、窪野谷村では村中で相談をなし、虚無僧の跋扈に対抗して虚無僧寺の本寺たる一月寺に村方を取締場としてほしい旨の要請をなし、その結果寺方ではこれを容認した事情が明白に知られる。すなわち、虚無僧が村方にあらわれても御用、宗用の公用のほかは「止宿修行」をさせてはならない。もしも虚無僧が難波を申立するようなことがあつたならば、村方にとめおき、本寺へ連絡をする。本寺から役僧が緊急に出向いて、ことの理非を検討し、始末をつけて村方に迷惑をかけないことを保証している。

いっぽう、天保六年（一八三五）三月十七日、同じく一月寺役僧が窪野谷村の村役人에게取締場証文（窪野谷区有文書）によれば、つぎのとおりしるされている。

## 取締証文之事

一 其村方近來虛無僧為修行度々罷越、農業繁多之折柄迷惑之趣ニ付、今般取締之儀被申出則承届候、然ル上は托鉢修行は勿論止宿等、此一札を以相断可被申候、若罷越、彼是申者有之候ハ、留置可申越候、役僧共罷越致始末、其村方江厄介相懸ケ申間敷候、尤御用宗用ニ而為致往通候節、合鑑為遣候、為其取締證文仍而如件

小金  
一月寺  
役僧印

天保六年三月十七日

合鑑

印

下總國香取郡窪野谷村  
（御役ノカ）  
□人中

右によれば、文政改革が断行された文政十年（一八二七）より八年後の天保六年にいたっても、相変わらず虚無僧がひんぱんに窪野谷村に出没し農繁の折柄多大の迷惑をこうむるとして、村方から一月寺に善処方を要望している。これに対して寺方は御用、宗用の虚無僧の出向については、証明になる合鑑を手渡すので、この証文に捺印されている合鑑の印と照合せよと暗に指示している。したがつて、もしもこの合鑑を持参しない者へは、「托鉢修行」はもちろん、止宿等この証文をもつてことわるように指示している。それでも迷惑をかける場合は、本寺に連絡するよう申渡している。

以上の動向は、関東取締出役の設置による幕府の関東一円村々の治安の補強策とあいまつて、いっぽうでは右のような虚無僧対策が、村方の自主的な要望によって行われていたことをわれわれは忘れてはならない。

### （三）関東取締出役の廻村と組合村

前述のことく、幕府はおひざもとの関東領国にテコ入れをするために文化二年（一八〇五）六月に關東取締出役を設置し、ついで文政十年（一八二七）一月には、改革組合村の編成を発令した。いうまでもなく改革組合村は関東取締出役の下部機構としてはたらきを果たすようになる。その結果、出役の活動はいちじるしく補強されることになった。

つぎに小南村の文政十年十月の関東取締出役より仰渡されたつぎの史料（小野神社文書）をみるとことにしてよい。

文政十亥年御取締御出役より被仰渡候請書左之通

## 差上申一札之事

一、近年無宿共長脇差を帶、又ハ鎧鉄砲等持歩行、在々所々におゐて及狼籍ろうせきニ、且右を見眞似、百姓町人共之内ニも長脇差を帶、同様之所業ニおよび候者も有之、是追追々御仕置被仰付候得共猶不相止、增長いたし党を結ひ押歩行候趣ニ付、先般右躰鎧鉄砲等携候者ハ勿論、長脇差を帶、又ハ所持いたし候者共御召捕、惡事之有無無宿有宿之無差別死罪、其外重罪ニ被仰付旨御触有之、右之趣銘々支配領主地頭より為触知、承知之上小前末々江村役人共精々申諭、世話可致義ニ而は候得共、右躰嚴科被仰渡候も、百姓風俗を悪者風俗ニ不移様ことの□御仁恵ニ付、難有仕合ニ奉承伏、良民之弥害相成候者ハ不捨置、村役人并小前一同申合掲押、其支配領主地頭又は御取締様方御廻村先江差出、聊之心得違不身持之者共江ハ厚ク理解申諭、本心ニ立帰り家業出情致候様、專ニ心掛丹誠いたし、若其上ニ茂不得止事不身持ニ候ハヽ、是又御廻村先江密々御訴可申上、此上悪者共徘徊致候ハヽ、村々役人共制方不行届故ニ付、其品ニ寄急度御取計可被成候事

一、村々之内悪者徘徊いたし、又ハ無商壳之者差置候者、村役人勿論小前末々之者、五人組前書不相弁候ニ付、農暇又ハ休日等ニ再々村役人共為詫聞、急度相守可申候事

一、近年世上一統とハ乍申、就中閩東筋村々別而奢ニ長し、神事祭礼婚禮仏事等前々より格外ニ相成、入用多相掛困窮ニ及難義ニ候趣ニ付、村役人共精々申合、質素儉約専ニ取計可申候事

一、於在々哥舞伎、手踊、操芝居、相撲、其外都而人寄ケ間敷儀者、前々より御法度之処、近來猥ニ相成、所々ニ而芝居等相催候趣相聞、是追御仕置被仰付候趣も有之処、未タ不相止、芝居候跡ニ而被及御聞候とも、右催候ものハ勿論、芝居道具貸遣候者追茂嚴敷御糺之上、其筋江御差出被成候ニ付、村々役人共ニおるても、小前末々迄差留可申候事

一、近來小前末々之者共心得違ニ而、農を怠り商を專ニいたし田畠作り餘、高持百姓及難義候由ニ付、農家ニ而商壳致し候者、自然と其所奢ニ長し候基不宜候ニ付、新規ニ商ハ相始候ハ勿論、追々相止メ候様ニ心掛候事、右之趣精々御利触有之、一同承知奉畏候、然上は此後無怠小前末々江申聞、無違失相守可申候、万一千等閑ニ致、無商壳之者

ニ店貸置候歟、又ハ悪者之宿等いたし差置候もの有之候ハ、当人は不申及親類組合村役人一同ニ何様ニ茂可仰付候、仍而御諸印形差上申所如件

文政十亥年十月

関東筋御取締御出役

山田茂左衛門様御手附

武藤僖左衛門殿

柑本兵五郎様御手代

森東平殿

御司人様御手附

松村小三良殿

右之通御教諭之御請書被仰付、無宿惡者差出、諸入用組合村高割、成丈手輕ニ差出候様被成下候は、百姓諸職人町人等其身之風俗を失ひ、跡々惡事ニ携終ニ無宿ニ成、又ハ及瀆候ものも、良民之風俗ニ拂り、万端質素ニ家業出情、永続致候様ニとの御仁惠、難有仕合ニ奉存候儀ニ付、組合村々格別ニ差はまり、惡者出来ざる様ニ奢を防、取締行届右　御仁惠忘却不仕様、村々申合左之通

一　前々從　　御公儀被　仰出候御法度之趣、弥以堅ク相守可申候事

一　今般改而組合村相定候上は、小組合大小高之増減ニ隨ひ、三ヶ村五六ヶ村組合候上は、都而議定能守、若相背候村方ハ御取締様方御廻村先江密々御訴、御調請可申事

一　宿町村々之内惡者ニ店貸、又ハ宿致候者有之ニ付、其所ハ勿論、近村近良民之風俗惡敷成り、惡事ニ移り候間、右躰之者并無商売之者ハ、決而村々江差置不申、常々村役人心付、万一隠置候者密々御廻村先江御訴申上候歟、又ハ組合村方ニ搦捕ヘ其筋々江差出、諸雜用之義は惡者差置候當人五分、組合三分、残式分ハ其村高割、當人困窮之者ニ而雜用難出來節ハ組合親類より差

出、居村ニ而差出候節は番人足飯料共組合村高割、囚人差出入用者店貸又は宿致候當人七分、組合三分、過忘として為差出可申候事

一 無宿長脇差、其外火附盜賊人數等、惣而惡党共村方江立入候節は、村役人は勿論、居懸候もの共早々手配申合差押、若又党を結大勢ニ而手余り候節は、小組合江触為知手勢相集、差押不取逃様手当之上、其村役人并惣代差添、惡事之輕重巨細ニ書付、前条被仰渡書之趣を以差出、諸入用は組合惣高割可致候事

但諸入用之儀は御出役様方江申上置、高割可致候事

一 有宿之惡者御召捕ニ相成候歟、又ハ村方ニ而差押候歟、他村ニ而差押候共、諸入用は別之村方より前三ヶ條目之振合を以可差出候事

一 浪人舟こぼれ等の族、村方江立入合力を乞候節は、是迺差遣候付、追々申偽籠越候間、大小帶候者は勿論、脇差等帶候者江は一錢之合力も不差遣、一夜たりとも宿貸不申、若法狼籍之仕方有之候ハ、留置、村方より手強之人足出差押、差出方之儀は四ヶ條目之通取計可申、且浪人之外実々難儀之躰ニ見請候もの合力相願候ハ、其時宜ニ寄、当人共難儀ニ不相成様取計可申候事  
一 宿町村々之内ニ浪人者又ハ船こぼれ、相對勸化等之宿致候者有之、猥ニ相成候間、已來者當人共難義之様子ニ相見候者ハ、得と出所承糺し村役人江相達し止宿為致、決而猥ケ間敷義無之様いたし、其上ニも内々宿致候もの有之候ハ、早々御訴申上御調請可申候事

一 村々ニ而強訴徒党ヶ間敷儀企、又ハ釘戔を以及乱妨候族は、其村方より早々御出役先江御訴、領主地頭江も可申立候事

一 博奕升都而賭之語勝負之儀、前々より御法度之処ニ近來相繼ミ候由ニ付、自今已後組合村々相互ニ村役人見廻り、一錢武銭之取引ニ而茂敢重相制、拾五才以下之子供慰ニ紋付、又ハ唐こま、投錢賭之勝負事いたし候儀も博奕之筋ニ付、村役人は勿論、親々嚴重教諭可致、其上ニも催候者は幼年たりとも差押差出可申候事

一 宿在町々村々内ニ而博奕道具売買致候風聞有之ニ付、無油断相糾可申上候事

一 在々ニ而哥舞伎、手踊、操芝居其外相撲等、前々より御法度之処、猶又今般嚴敷被仰渡候間、右躰之義は勿論、都而人集ケ間數義決而為致間敷、且若者共相催候を嚴敷差留候節、村役人を恨ミ候趣ニ付、已來は組合村々相互ニ申合、他村より差留可申、若背候ハ、重立候者は勿論、一同名前書付密々可申出候事

一 宿在町村々之内旅芝居之宿、又ハ在々村々百姓共常々稽古致し、芝居道具拵置衣裳等貸遣し、又は神事祭礼之節芝居壳歩行、自然ニ見真似相催候趣ニ候間、追々右躰之渡世致候者ハ品物御取上、急度御仕置被仰付候事ニ付、村々申合右躰之者共有之候ハ、申立又為相止、村役人申附不相用候得ハ、密々可申上事

一 神事祭礼風祭之儀は大造成儀不致、村入用不相掛様其所役人差団請取計、決而村方若者共江不相任費を省、酒食猥ニ致間敷事、一 他所之者村々江住宅仕度旨願出候ハ、其者之出所相糺、農業而已ニ而商ひ向等不致候者ニ候ハ、出所之村方役人より証文を取差置、遠国者等其所役人送り書付無之候ハ、決而差置申間敷事

一 当國之内其所仕癖ニ而、小前末々之百姓并忤共、神社仏閣參詣、又ハ親類好身江龍越候節、兎角脇差を帶惡物風俗を真似、自然と氣嵩ニ成、酒狂之上喧嘩口論いたし、脇差ニ而疵付候儀間々有之、以外成儀ニ付、已來ハ祝儀無祝儀ニ而、其所ニ而仕来帶候儀は格別、他所江龍出候節ハ決而帶させ申間敷候、無抛遠方江龍越候節ハ村役人江断り可帶、若相背候ものハ其品取上ヶ、村役人江相預置可申候

一 婚礼之節は貧福之身元ニ不寄一統一汁一菜、所々有合之肴を以輕酒肴差出、着類は砂綾縮緬不用、村役人は妻子共ニ縉紬太織布木綿、百姓ハ布木綿計可着、榆笄簪は銀鑑不用、無抛親類組合向三軒両隣限り、大勢打寄無益之入用相懸り大酒等不致、前々候御触相守可申候事

但 翳取嫁取之節奢ケ間敷儀無之様、所役人一兩人立合、若又本文ニ振候儀致候者有之候ハ、其段可申候事

一 婚礼其外祝儀事ニ付、若者共其外使酒と名付酒を贈り、大勢寵越大酒いたし、遺恨等有之者江は祝儀等へ妨、又ハ隣村より智嫁取之通行之村方江頗、名付酒樽等贈り、贈ざる者江は途中江若者共大勢寵出、妨ケ祝儀と名付金子為差出、<sup>ゆき</sup>搖同様之所業有

之、以之外成儀ニ附急度相止メ、万一是追之通りニ候ハ、重立候者は勿論、其外名前相糺密々可申上候事

一 葬礼仏事等茂近年花麗ニ相成候間、一汁一菜ニ限り酒は決而不差出、成丈手輕ニ嘗可申候事

一 近年村々之内ニ、家業出情休日も不休、農業出情身上向よきを悪ミ、又ハ若者とも百姓町人娘下女等不儀致候杯申懸り、遺恨有之者は若者共大勢申合附合相省、又ハ田畠屋舗等江石碑持込、或は井戸等糠芥下肥杯を打込、悉迷惑為致、仲直りと名付社堂江集り酒食いたし、諸用為差出不法之所業有之趣ニ付、已後右躰之儀無之様被仰聞有之候ニ付、急度相懃可申、若右様成義有之候ハ、重立候者は勿論、同類名前相糺密々可申上、若隠置他村より相顯候ハ、村役人追何様ニ茂可被仰付候事

一 浦方山方稼之夏は格別、其外在々有來之外、新規之商人決而為致申間敷事

一 諸職人共儀申合手間代を上候相談致候由相聞、以之外成儀ニ而、手間代引下ケ候義者格別、引上ケ不相成候間、右様之義不寄何事有之候ハ、早々可申聞旨被仰聞候間、村々申合決而為致間敷事

一 御公用之儀、又ハ村中申合之儀ニ付、村役人方江百姓寄合候節、村入用掛食物酒肴給申間敷候事

一 御出役様方御賄方之儀、不相當之足錢いたし候趣相聞難儀之筋ニ付、御定之外決而馳走ヶ間敷儀不致、仮令他之御用筋御廻村之御方ニ而茂、御定之外馳走ヶ間敷義決而不致、村入用相減候様可仕候事

但 御用宿ニ而村役人酒食等決而仕間敷候事

一 村々之内江御取締様方は勿論、御町方火附盜賊御改方道案内之者杯と申罷越、止宿之上金子借用等致し候者有之趣ニ付、其所江止宿は勿論、金子等決而貸不申、若強而申者は其所江止置、其筋江可申上旨被 仰聞候間、村々申合置候事

一 近年諸国より勧化多難義いたし候間、御免勧化并前々より寄□之神社仏閣出家社人、其余は人足又ハ寄附物等決而致間敷、仮令遠国より繼來候共相断、万一千強而權威を振ひ勧化を勧メ候得は、其所江留置其筋之御糺請可申候事

但 諸入用は組合之内江相談、高割可差出候事

一 無宿無賴之もの共御廻村先ニ而御召捕、又は村方ニ而同様差押差出、御糺之上無宿有宿共、無罪之者は得と御教諭、改心帰農

可致と御見込之者ハ、慥成引請人御撰御引渡被成候間、無宿之分者其所御支配御地頭江村方より相属、若身上立直不申候得は、直ニ差押可申旨御沙汰ニ付兼而申合置候事

一 村々之内心得違ニ而農業を嫌ひ遊歩行、親類組合村役人異見取用不申迎、直ニ帳外者ニ不致、組合村役人江相談異見差加江、其上ニも不取用候得は帳外いたし、聊之心得違有之候迎、後難を恐レ無宿ニいたし候得は、可便処無之ニ付、弥増惡事仕義ニ付、無宿ニ不致以前嚴敷教諭可致候事

一 宿町村々之内寺院村役人之内も、博奕之惡事ニ携候者有之風聞ニ而、右躰之儀故惡者制法不行届候て、仮令風聞たりとも、密々御出役様方江可申上候事

一 取抜無尽并闇ニ類候儀、決而致し申間敷候事

一 御公儀は勿論、御領主御地頭より御構ニ相成候者、御構之場所江決而不差置候様ニ急度相守、立入候者ハ差押置可申上候事  
一 村々之内ニ公事師と唱、他之貸金を引請、俄三下人江被抱御差紙を願、又は出入之腰押等致し、村方を搔立者有之由、右は不届之儀ニ付右躰之者有之候ハ、隠置密々可申上候事

一 餉差共儀、近年賈鑑札持參身すきのため御鷹餌鳥、御用を權威にかひ、泊り刻限ニも無之内、村々江罷越、止宿乞、聊之儀を難渋申懸ケ、酒代をねたり候者間々有之、村々難義いたし、右より正路之餉差をも惡様ニ(衍カ)心得候故、行違少し之事も、角立村々心得方茂不覺候ニ付、右様酒代等ねたり候者有之節、入用を厭ひ其儘ニいたし、当座之難をのがれ、酒代差出し、相濟し候ニ付、無何と仕癖ニ相成、能事と存右より類多候間、以來は付泊人足繼立等、定例之通木錢米代人足質錢請取、諸事差支無之様御用大切ニ取計、其上前書之通りねたりケ間敷義申候共、決而酒代等不差出、重而無之様申有遣、右候而茂酒狂之上ニ而、強而不法及候者、名前住居并師匠餉差名住居とも承り、師匠之方江懸合為引取、万一名住居師匠名前不申、又ハ鑑札も無之歟、賈鑑札等所持之者ハ其所へ留置、小組合相談之上大組合年番江申送、其上寛政七郊年御触之趣を以、其筋江差出、諸入用は組合村々可致高割ニ事

一 御拏場は勿論、御捉飼場之内ニ而盜鳥いたし候義は、前々より度々御触御座候處、近年村々之内右躰之渡世いたし、又ハ慰之鳥を取候もの有之趣ニ付、御糺之上御召捕可被成候得共、村役人共より嚴敷小前末々江申聞、右躰之者有之候ハ、密々申上、若隱置他村より申出候ハ、当人は勿論村役人迄急度御吟味可被成旨被御聞候間、組合村々相互ニ申合、右躰之者有之様急度制方可仕候事

一 囚人老人ニ付掛繩武房之外、上納不仰付候旨被仰付候間、已來右之通村々心得可申上候事

但 武房之内壱房ハ駕籠差出候節差出候事

一 目籠老挺ニ付武貫文迄、山駕籠老挺老貫五百文迄、右直段より高直ニ拵申間敷被仰聞候間、相心得可申候事

但 下直ニ拵候義は成丈精々可致候事

一 囚人飯料之儀 老人老泊百四拾八文老□七拾武文之外相懸不申所、有合之野菜を以一汁一菜ニ相賄、無宿は組合入用、有宿

は其人別之村方より差出可事

但 囚人好嫌ひ頗事致候共、決而取用不申、強而申候へは御出役様方へ可申上候事

一 一件引合旅籠はた之儀 老泊り百八拾文一昼夜貳文より高直ニ不相成、夫より下直之儀は勝手次第成丈減少之所、有合一汁一菜之積り可申合候事

但 米直段高直之節は、其段御出役様候江申上、御差団請、直段上可申候事

一 組合村々江一躰江懸り合候無宿共、引合雜用之儀は成丈可減小致、聊も余分之義無之様取賄、出立帰着等年番村并組村役人江届、押切印形請、組合村々高割ニ可致候事

但 無謂大勢引合ニ罷出申間敷候事

一 壱ヶ年兩度ツ、寄合、議定相改候儀は、小組合之内ニ而惣代村相立、右惣代之者罷出相談いたし、帰村之上村々江申談、成丈多人数不罷出、諸入用相省候様取計可申候事

一 惣而家業を専ニ相勤、親ニ孝行を尽し、下人は主人ニ隨ひ、夫婦中能兄弟したしく老たるを敬ひ、物毎ニ心を合村中区々ニ無之取締行届候様取計候、村役人は勿論、寄特之筋心懸ケ候者ハ御廻村之砌可申上旨被仰聞候間、忠孝寄特之者ハ可申上候事

右は今般御取締御改革ニ附、組合村相定候ニ付組合限申合、前書四拾ヶ条之趣を以区々ニ不相成様議定致し、此度之□□御趣意無過失、取締方行届候様可仕奉存候、依之組合村ニ議定書付写差上申候、以上

文政十亥年  
十月 日

佐野鉄之進知行所  
下總国香取郡小南村  
百姓代  
忠

兵衛門

同平右衛門

組頭三右衛門

同四郎左衛門

同次郎左衛門

同平右衛門

同四郎左衛門

名主權右衛門

藪主膳知行所

百姓代 清左衛門印  
組惣 左衛門印  
名主 右衛門印

関東御取締御出役

山田茂左衛門様御手附  
武藤僖左衛門殿

柑本兵五郎様御手代  
森東平殿

御同人様御手附  
松村小三郎殿

右今般、御取締御出役様より被仰渡御触之趣被  
読聞承知奉畏候、弥以御条目之通堅相守可申候、依之小前一同連印仕処依  
而如件

小前一同  
市左衛門印

(ほか一〇九名連印略)

右のごとく、関東取締出役から仰渡された条々の請書は、前文が五か条で、後文の条々はあわせて四〇か条にわたっている。前文の場合は組合村役人一同の御請のかたちをとっている。これに対し後文の四〇か条は小前ひとりひとりの請書となっている点が特に注目されよう。すなわち前文の五か条の内容みると第一条は無宿無頼者の取りしめりについてであり、第二条は五人組前書の遵守履行、第三条は神事祭礼婚礼仏事の簡素化、第四条は歌舞、操芝居、

相撲などの人寄せごとの禁止、第五条は農を怠ることの制止、農民の商業への従事禁止について規定している。これに対して、後文の四〇か条を逐条的に主な内容をみると、つぎのとおりである。

- (1) 公儀御法度の遵守、
- (2) 小組合単位に議定を守り、背く村があつたら訴える。
- (3) 村方に悪党や無商売者を置かない。もしもこれを置きその悪党が召捕えられた場合の差出費用の負担は置いた当人が五分、組合村が三分、当人の属する村が二分。村で取押え差出すときは、番人足飯料とも組合村で高割とする。
- (4) 無宿長脇差、火附盜賊等悪党が立ちいたら村方で押える。もし悪党どもが集団をなし、村方だけでは手に余るときは小組合へ知らせ、大勢でもって取り逃さないようにする。諸入用はすべて組合高割にする。
- (5) 有宿の悪者召捕えの場合の諸入用も前項同様とする。
- (6) 浪人、船こぼれ、大小脇差を帶びるものへ村方は合力をしてはならない。
- (7) 浪人、船こぼれ者を村役人の許可なく止宿させてはならない。
- (8) 村々にて、強訴・徒党の企てる場合は早々出役先へ訴え、領主・地頭へも知らせること。
- (9) 博奕の禁止、組合村々相互に見廻わり厳重に取締ること。
- (10) 宿在町々村々内にて博奕道具の売買禁止。
- (11) 歌舞伎、手踊、操芝居そのほか相撲等きびしく禁止、若者どもがもよおす場合、差留めの措置をする。
- (12) 旅芝居の宿、芝居の真似ごとを禁止する。
- (13) 神事、祭礼、風祭等に酒食等みだりにしてはいけない。

- (14) 他所者を無断で村内に住居させないこと。
- (15) 小前末々神社仏閣参詣の折、脇差持參禁止。
- (16) 婚礼の節無益の費用をかけぬこと。
- (17) 婚礼祝儀の際、若者どもは非法を働くかないこと。
- (18) 葬礼仏事の際、簡素にすること。
- (19) 若者ども不法の所業をしないこと。
- (20) 浦方山方のかせぎは特別、新規の商いは禁止。
- (21) 諸職人ども申合せ手間代の値上げ禁止。
- (22) 公用の会合でも村入用で飲食することを禁止。
- (23) 出役が村方を廻るとき規定以外の馳走がましいことは禁止。
- (24) 取締方あるいは火附盜賊改方の道案内などと称して止宿の上金子借用を強要する者があつたら訴え出ること。
- (25) 御免勧化のほか、みだりに寄附すること禁止。
- (26) 無宿無頼者として召捕えになった者でも、改心帰農の見込みの者は、村方の身元引請人を選び引渡すこと。
- (27) 村方では不良者でも簡単に帳外の者をつくりぬようにし、再三注意を与えること。
- (28) 博奕の風聞を聞いたら直ちに出役へ届け出ること。
- (29) 取抜無尽ならびに闇に類することは厳禁。
- (30) 公儀、領主地頭より追放の者は決して差置かないようとする。
- (31) 公事師といい、他の貸金を引請けたり、出入訴訟の腰押え村内をかき立てる者がいたら直ちに届出る。

(32) 餌差の不法行為ならびに鷹鑑札の者は留め置き、小組合相談の上、大組合年番に申達し差出すこと。

(33) 御拳場はもちろん、御捉飼場内における盜鳥の禁止。

(34) 囚人一人につき掛繩二房上納のこと。

(35) 囚人送りに用いる目籠は老挺につき武貫文、山駕籠は老貫武百文までの直段で持えること。

(36) 囚人の飯料は一人一泊一四八文、老雇七二文、あり合せの野菜で一汁一菜とする。無宿者は組合負担、有宿はその所属する村から差出すこととする。

(37) 一件引合旅籠の宿泊費用は一泊一八〇文、一昼夜七二文以下とし、あり合せの野菜一汁一菜とすること。

(38) 組合村々にかかる無宿者の諸経費はなるべく減少するようにし年番村、親村役人へ届出、押切印形をうけること。

(39) 組合村は一年に二回、小組合の惣代が寄合し、その内容を小組合惣代から各村の村役人に伝え、村役人から農民に知らせ、何ごとによらず多人数で寄合をしない。またその際の諸入用は掛らないよう取りはからうこと。

(40) 惣じて家業に励み、親に孝、下人は主人に隨い、夫婦仲よく、兄弟親しく、老いたるものを敬い、物ごとに心を合わせ、村中区々にならないよう取計らい、取締りをよくし、忠孝奇特の者は出役に知らせること。

以上のとく、後文の四〇か条は多岐にわたり、これらを要點的にまとめることはむずかしいが、おおよそつぎの骨子を強調しているとおもわれる。すなわち、(一) 無宿、悪党の取締りとそれに関する経費負担の方法、(二) 博奕、風俗の奢侈の取締り、(三) 強訴、徒党の禁止とその密告制、(四) 農間商人増加の抑制である（森安彦「幕藩制社会の動揺と農村支配の変貌」『日本歴史論究』所収）。そして、これらの取締りをより効果的にするためにいわゆる改革組合村が編成されたのである。

なお、右にのべた農間商人増加の抑制策は文政改革の一つの主眼であったわけである。右の請書のうしろには農間商い渡世の書上がしるされている。つぎにこれをみてみよう。

## 農間商ひ渡世之もの名前取調書

覚

佐野鉄之進  
主膳知行所

一高五百七拾九石貳斗七升貳合

家數百三拾八軒

人數六百九拾七人

下總國香取郡

小南村

江戸へ四里  
武拾但蔽主膳知行所家數武拾軒  
人數六拾四人外ニ  
寺院  
人數  
八軒  
拾壱人内家數  
百三拾武軒 農業一派渡世分家數  
六軒 農間商ひ渡世分武拾四ヶ年以前子年より  
居酒屋渡世 四郎左衛門  
造り酒仕候

研大屋持渡世

無御座候

髮結渡世

長左衛門@

湯屋渡世

無御座候

煮壳渡世

新蔵@

同

与左衛門@

腰物類壳買渡世

左五右衛門@

右之通相違無御座候、以上、

佐野鉄之進知行所

右村

百姓代

忠兵衛@

組頭

四郎左衛門@

名主

権右衛門@

藪主膳知行所

右村

百姓代

清左衛門@

組頭

惣左衛門@

名主  
三右衛門⑩

関東筋御取締御出役  
山田茂左衛門様御手附

武藤信左衛門殿御手附

柑本兵五郎様御手代  
森東平殿

御同人様御手附  
松村小三郎殿

右によると、小南村は旗本二給（佐野鉄之進・藪主膳知行所）の村で、家数一三八軒、人数六九七人（但し寺院八軒、人数一一人を除く）である。そして家数一三八軒のうち一三三軒は農業一派渡世で、残りの六軒が農間商い渡世であることがわかる。つまり家数全体の四・三%が農間渡世者の占める比率である。その職種は、居酒屋渡世（造酒）一人、髪結渡世一人、煮壳渡世三人、計五人で記載数の六名より一名少ないことがわかる。ともかく「煮壳渡世」の者が三名もいることが大いに注目されよう。

ところで、文政改革の断行された文政十年の翌年、すなわち文政十一年（一八二八）同じく小南村の村役人惣百姓が出役へ差出した若者仲間に於ける「御請書」（小野神社）をみてみよう。

「<sup>（表紙）</sup>  
文政十一年  
御請書」

奉差上御請証文之事

一 在々村々之内若者仲間と唱へ、大勢組合神事祭礼等之節、人寄ヶ間敷義相催し、金錢耕作之暇を費し、其外惡事而已過、中ニハ村役人之申付相背候もの有之、不届之義一脉若もの仲間と申号、甚以不宜候、從御公儀五人組ヲ以て被立置候事有之、不届之始末有之候ハ、五人組ニ而諫言差加へ、右を用不申候ハ、村役人ニ而猶嚴敷申聞、右を茂不用候ハ、支配御代官、私領ハ領主地頭役所、又者自分共廻り先江可申出候、依之若もの仲間と号候事ハ已來急度相止メ、神事祭礼等ハ村役人百姓代相談之上取り極メ、若者ハ不及申ニ、其外大勢組合都而不宜義相談為及致間敷旨、從御奉行所御沙汰ニ付、小前末々迄不洩様申付、村役人共方其請印取置可申、若シ是迄通り等閑ニ致し置、後日ニ相知候ハ、村役人迄何様之義ニ而も可被仰付旨被仰渡、一同承知奉畏候、依之組合村々連印御請證文差上申所、仍而如件

文政十一子八月 日

市左衛門  
(外一〇六名連名略)

右之通り一同承知奉畏候、依之連印請書奉差上候、仍而如件

佐野鐵之進  
主膳知行所

下總国香取郡

小南村

百姓代  
平右衛門⑩

同  
佐 兵 衛 ⑩

与頭  
四郎左衛門⑩

小兵衛印  
源兵衛印  
武右衛門印  
五左衛門印  
名主繁治郎印

百姓代清左衛門印

与頭惣左衛門印

名主三右衛門印

関東御取締方御出役  
山田茂左衛門様御手附  
武藤僖左衛門殿御手附

柑本兵五郎様御手代  
森東平殿

御同人様御手附  
松村小三郎殿

右によつて出役方が、村々における若者仲間の集團的悪化の動向について、敏感なうけとめかたをしていることを明白によみとることができるのである。

つぎに幕府による改革組合村の基本構想とはいかなるものであつたろうか。すなわち文政十年（一八二七）二月、

関東取締について新しい仕法が「御改革」として勘定奉行より打ち出された。この改革の内容を取締代官を通じて、出役から勘定奉行に提出された「伺書」によってみるとつぎのとおりである。なお、文政十年二月といえば、前述の出役よりの申渡に対する小南村の請書の月が十月であるから、それより八か月前のことであることがわかる。

在々出役先御取締向、今般御改革被仰出候に付已來取計方猶又申合候趣、左に奉伺候

一 今般組合村相立候に付ては、組合村内にて召捕候惡者之内、御奉行所并私共出役先きは勿論、其支配領主地頭へ差出之節、無宿之分は諸入用組合高割に致し、有宿之分は其所の入用に為致、右無宿諸入用用立方之儀、組合村村糺之上書付為差出追て場所より奉伺候様可仕候哉

一 前書無宿并無賴之者押候節、多分入用不相懸ため組合相定、兼て組合有之分は、一同以來都て惡者召捕り、諸失費總高割に可致旨被仰渡候に付ては、是迄組合有之村々は其儘差置、組合無之所は凡四十五ヶ村目當に致し為組合、尤土地之遠近村高之多少等差別も有之候へ共、先づ右等之儀目當に致し、是迄組合有之場所にても、村數纔之処は自分入用多分相成難儀にも候筋に候間、組合為相増、其内大高之取締宜村立親村と相立、諸入用勘定其外万端引受取計、乍然場所に寄人氣不宜、混雜可仕場所は年番に致し候、調訳け一手に場所先より相伺候様可仕候哉

但諸入用高之儀私共出役先にて取計之分村方任に致し置、外村方にて入用金増減等疑惑有之、後々仍方に抱可申に付、其度入用為書出、吟味之上奥印いたし遣し置、右書付を以高割為候様取計可申候哉

一道案内のもの召連方之儀、御下知者等にて無遡召連候節、其筋案内之内にて人物相撰案内為致、其余は宿村役人之内體成もの相撰申付、尤取計方一同相談之上取極其段申上、此度廻村之砌より右之趣取計候様被渡候間、猶此上は被仰渡之趣無違失、人物撰み案内為致候様取計、村々組合等相定存寄等も相札、追て奉申上候様可仕候哉

右は今般御改革被仰出候に付、場所先取計方申合、書面之通御座候間、此上廻村先差支之儀は追々可奉伺、依之此段奉伺候、以

上

(文政十年)  
亥二月 関東取締御出役

〔後略〕

(「地方落穂集追加巻六」。森前掲論文「幕藩制社会の動搖と農村支配の変貌」)

右によれば、改革の主眼が具体的にしるされている。すなわち、「是迄組合有之村々は其儘差置」とあるごとく、今迄組合村があるところはそのまま差置くとある記載が特に注目される。もつとも、組合のないところは「凡四十五ヶ村目當に致し為組合、尤土地之遠近村高之多少等差別も有之候へ共、先づ右等之儀目當に致し」とあり、およそ四五か村を基準として組合村を編成すべきであることを述べている。もちろん、今まで組合村のあるところでも、あまりにも村高が少いと、入用の負担が大きすぎるので、組合村数をふやす必要があるとしている。

さらに、組合村の諸入用勘定、そのほか万端を引受けるために「大高之取締宜村立」として、そこに親村を設立することをしるしている。要するにこの組合村編成の意図は、取締出役の活動に村方を全面的に協力させるとともに、犯人逮捕との護送に要する費用を組合村負担とし、特定の村に重い負担がかからぬようによりはからうこと、さらには犯人逮捕のための道案内者は、組合村の責任で、たしかなる者を選ばせ、村方の協力でとりしまりを一層効果的にしようとするものである。

以上によつて、いわゆる改革組合村の編成の目的が、いかなるものであつたかを理解できるであろう。

では、わが郷土東庄地域では具体的にどのように改革組合村が編成されたのであらうか。以下のところ、改革組合村の編成が指令された文政十年（一八二七）直後の編成の実態は残念ながら明らかではない。

第30表 郷土の村々の改革組合村の所属（弘化2年〈1845〉）

組合村	高	家数	
香取郡篠本村外16か村組合	石 7037.03535	軒 8024	
〃 多古村外51か村 〃	20388.27810	2544	
海上郡萬歳村外33か村	21966.00572	2322	小庄村、宮本村、青馬村、小貝野村、窪野谷村、大久保村、八重穂村、栗野村、桜井村、神田村、和田村、船戸村、大友村、小南村、夏目村
香取郡佐原村外8か村 〃	10411.92596	2172	
〃 上之島村外12か村 〃	4592.65000	721	
〃 伊能村外9か村 〃	5243.44930	428	
〃 小見川村外55か村 〃	25184.79684	3281	平山村、高部村、新宿村、須賀山村、羽計村、今郡村、鹿野戸村、谷津村
〃 大戸村外30か村 〃	17599.75334	1566	
〃 大貫村外14か村 〃	4962.64200	406	
〃 神崎本宿外52か村 〃	23724.26340	2305	
海上郡野尻村組合			石出村、今泉村

注 明治33.7.20発行『香取郡誌』(山田角次郎編)所収、巻之五旧領誌による。本史料はもともと郷岡良弼氏の所蔵で、弘化2年(1845)時点の内容をしたした「関東取締出役手控」(仮称)のものと考えられる。

第30表に掲げた郷土の村々の改革組合村の所属は、弘化二年(一八四五)のものであり、幕府の指令年次から一八年後のものである。すなわち、小庄村、宮本、青馬、小貝野、窪野谷、大久保、八重穂、栗野、桜井、神田、和田、船戸、大友、小南、夏目村の一五か村は海上郡・香取郡萬歳組合三三か村に属していることがわかる。つまり海上郡と香取郡の村あわせて三四か村で改革組合村を編成しているという意味である。萬歳村(現香取郡千鶴町)はこの三四か村組合の寄場村(よせばぢら)であろう。寄場村とはこの組合村の中心となる親村で、その村の名主は寄場名主と称して、組合村全体の事務などを統轄した。右に掲げた『地方落穂集追加』巻六にはこのことについて「其内大高之取締宜村立親村と相立、諸入用勘定其外万端引受取計」とある。

さらに平山、高部、新宿、須賀山、羽計、今郡、鹿野戸、谷津村は小見川村ほか五五か村の組合

合村に属する。のこりの石出村と今泉村の二か村は地理的な状況から海上郡野尻村を親村とした組合村に属したことが判明する。

第30表によつて香取郡一円の改革組合村の規模をみると、郷土の村々の属する組合村は三四か村とか、五六か村とか、前述の四五か村を目あてに組合村編成という標準に近いこともわかる。しかし佐原村ほか八か村とか、伊能村ほか九か村とか、大貫村ほか一四か村とか、小組合の規模の改革組合村も目立つ。要するに組合村数は右の表によるとかなりの振幅がみられる点を忘れてはなるまい。

なお、第30表に示した郷土の村々の改革組合村の所属の動向は弘化一年のものにほかならないが、年次的にかなり編成年次までさかのぼつてみることもできるのではないかと考えられる。

前述したごとく、改革組合村は関東取締出役の下部機構として機能するところに大きな特質をもつ。しかも複雑な組支配の関東領国では不法者の追跡をしても、犯人は支配の錯綜的性格につけこんでつぎからつぎへと潜伏するのが常であった。これに対して関東取締出役は御料・私領の区別なく、いつでも自由に村方にふみこんで改革組合村の協力のもとに犯人を逮捕できる点が最大の特性であったのである。

つぎに参考のため、郷土の村々の支配の実態をみてみよう。第31表は東庄旧二五か村の状況である。領数（支配単位、たとえば旗本領、大名領、代官領の個々の支配単位の総計を領数ということばであらわす）はあわせて四八のうち、旗本領が三八で、全領数の七九・一%である。これについて大名領が六（全領数の一・二・五%）、代官領が四（全領数の八・四%）である。いかに旗本領が圧倒的に濃密に存在した地域であつたかが知られよう。いっぽう、村々の支配者の数が一給であるか相給あきゆう（一村が一人の領主ではなく複数の領主の支配から成る場合、たとえば三人の場合三給、四人の場合四給という）であるかをみてみよう。すなわち一給の村は全村数一五のうち一二か村で、その比率は四八%である。これ

第31表 東庄町域旧25か村の支配の実態（幕末の最終時点）

支配区分	領 数	百分率	給 数	村 数	百分率	
第七節 幕末期にかけての村々の状況	旗 本	38	79.1%	1 紿	12	48.0%
	大 名 領	6	12.5	2	8	32.0
	代 官	4	8.4	3	3	12.0
				4	1	4.0
				5		
				6	1	4.0
	計	48	100%	計	25	100%

注 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』(関東編)による。なお、寺社領は便宜上省略した。

第32表 下総国香取郡村々の支配の実態（弘化2&lt;1845&gt;）

支配区分	領 数	百分率	給 数	村 数	百分率	備 考
旗 本 与力給知 代 官 社 寺 領 田安領知 清水領知 大 名 領	443領	68.7%	1 紿	141村	49.0%	
	7	1.1	2	64	22.3	
	85	13.1	3	35	12.2	
	16	2.5	4	17	5.9	
	2	0.3	5	11	3.8	
	7	1.2	6	8	2.8	
	85	13.1	7	3	1.1	
			8	3	1.1	
			9	2	0.7	
			10			
			11			
			12	2	0.7	
			13	1	0.4	
	計	645	100%	計	287	100%

注 弘化2年「関東取締出役手扣」(『千葉県香取郡誌』)所収。



「御改革」中の文政13年の祭礼御供許可願

に對して二給は八か村、三給は三か村、四給は一か村である。したがつて、一給対相給村の割合、つまり二五か村のうちに占める割合は四八%対五一%でかなりの支配の錯綜的性格が指摘できよう。

以上のごとく東庄旧二五か村の支配の動向は、かなり典型的な犬牙錯綜の地であることをものがたつてゐる。つぎに東庄旧二五か村の錯綜的性格を明らかにするために、第32表の香取郡全域の動向と対比してみるとしよう。

もつとも、両者の年次には若干の誤差がみられ、かつ第31表は社寺領を省略しているが、大局的には問題はないであろう。すなわち、第32表により香取郡全域の動向（弘化二年）をみると、旗本領の分布は四四三領で全領数の六八・七%である。また給数をみると一給対相給の比は四九%対五一%である。ちなみに第31・32表を対比してみると、支配の領数においては東庄旧二五か村の方が郡全体のページを上廻つて いることが特に注目されるであろう。

以上の動向は、郷土の村々が予想以上に支配関係が複雑であり、かつ利根川流域に大なり小なりくらいするという

地理的条件下におかれていた。したがつて房総の内陸地方に比してはるかに交通は便利であり、多数の浪人者、不逞者が横行することも稀ではなかつたのである。そこにまた、関東取締出役＝八州廻りの廻村とともに改革組合村の果たすべき大きな役割が存在したといえるだらう。

ところで、文政十三年（一八三〇、この年改元、天保元年となる）閏二月今郡村孫兵衛が関東取締出役原戸一郎にあてた「返答書」（宮口祥雄家文書）をみてみよう。

乍恐書付を以奉申上候

一下總国香取郡今郡村孫兵衛奉申上候、三月廿二日夜盜賊ニ出合候哉之御尋ニ而左ニ奉申上候、此段私隣村宮本村出火之帰り  
（ママ）欠ニ、小南村出稼之水車伊右衛門宅ノ前江行懸り候所、夜中ニ何歟持出候者見付候ニ付、私踏居り候ニ家之内より盜賊と声懸  
ケ、尤私ヲ見付相頼ムと被申候ニ付、早速取逃間敷と存し手ヲ掛候處、先方ニ而も逃度候哉互ニセリ合候所、夜中之事ニ御座候  
故空取逃申候、右御尋ニ付乍恐奉申上候、以上

石河數馬知行所

今郡村

孫 兵 衛

文政十三年  
庚寅閏三月

関東御取締御出役  
原戸一郎様

右の取締出役からの盜賊一件に関する問合せに対する今郡村孫兵衛の返答書である。これによると、文政改革が断行された文政十年から三年後においても、右のような盜賊が発生しているという現実を無視することができないであ

ろう。いずれにしても右の動向は、関東取締出役＝八州廻りが村々を廻村し、改革組合村を足場としながら博徒、不逞者の逮捕にあたった情況を端的にものがある。

すでに述べたごとく、関東取締出役は単に治安面に活躍するのみではなく、農間渡世の調査や日雇人、職人などの手間賃などの協定などにも幅広く活動している。

## 八ヶ村議定

一 百姓日雇	男 百三拾弐文
	女 七拾弐文
一 大工老人	百六拾四文
一 桶屋老人	百四拾八文
一 木挽同	百三拾弐文
一 家根屋同	百三拾弐文
一 百姓奉公人	上 男 三両 上 女 弐両

右

組合  
行 事

右は年次未詳の「八ヶ村議定」（宮口祥雄家文書）であるが、このころの年次のものであろう。これによると、百姓の日雇賃（男、女に格差がみられる）から職人の手間賃を規定している。百姓奉公人の給金（男、女に格差みられる）は、あくまでも一年の給金であろう。なお、八ヶ村とは大組合村を構成する小組合の規模のものであろう。

## 第八節 宗教の動向

### (一) 仏教の動向

#### 1 東庄地域の寺院

明治十六年千葉県に進達された寺院明細帳（千葉県保管）によれば、当時の東庄地域の寺院は第33表のように整理される。宗派上では新義真言宗智山派一二か寺、同豊山派三か寺、浄土宗二か寺、曹洞宗一か寺、黄檗宗二か寺となる。地域的には旧笛川地区五か寺、旧橘地区七か寺、旧神代地区三か寺、旧東城地区五か寺となる。このほか明治維新以後、仏教界をおそった激変の中で、江戸期にあった寺院がかなり姿を消したこと考慮しなければならない。たとえば旧神代地区の大友村の福寿寺は明治九年、廢寺の手続きをとり、また江戸期「上代八カ寺」とよばれた上代の諸寺院も、寺院明細帳には見えていない。これらはいずれも千潟町溝原の天台宗東栄寺の末寺であった。そのほか現在は廢寺になってしまった多くの寺院が存立していたことは後掲の廢寺一覧にうかがえる。

さて、これらからさかのぼって近世の本町域の仏教の分布上の特色をまとめると、大略次のようなことがいえるだろう。

① 真言宗が優勢で、とくに旧笛川・橘地区の町域北部利根川に近い地域に顯著である。

第33表 明治16年当時の東庄町域の寺院（下総国香取郡寺院明細帳（千葉県蔵）より）

寺名	所在地	宗派	本尊	境内		檀徒	由緒
				坪数	仏堂		
香樹寺	(神代) 小貝野村坂ノ上	淨土 米迎寺末	阿弥陀如来	146	薬師堂	163	
天福寺	(神代) 雀野谷村作畑	新・真言 豊山 勸福寺末 S14 長谷寺末	阿弥陀如来	560	薬師堂	450	
東徳寺	(神代) 大久保村入	曹洞 芳泰寺末	十一面觀世音	511		75	建保6・6 尊菩薩堂大和尚開基
妙峰院	(笛川) 鹿ノ戸村東	新・真言 智山 懇持院末	大日如来	722	薬師堂	217	貞応2 東左衛門七郎胤景(慶阿弥・妙風)開基 文明中忠亂再興 寛永中長胤 紀州根来山より移転
東福寺	(笛川) 須賀山村小門	新・真言 智山 東光寺末	大日如来	988			薩州沙門院惠建 (宝曆5・10・15光明真言碑)
西福院	(笛川) 須賀山村南城	新・真言 豊山 勸勒寺末 S14 長谷寺末	大日如来	1444	観音堂		寛喜2 意教上人創立
西光寺	(笛川) 須賀山村山王	淨土 (→) 米光寺末	阿弥陀如来	460			元和2 一公和尚開山
延命寺	(笛川) 須賀山村宿	新・真言 智山 東福寺末	大日如来	252	薬師堂	284	
吉祥院	(橘) 羽計村権現前	新・真言 智山 東福寺末	大日如来	733	観音堂 (聖觀音) (年末詳鑑忠創立)	99	年不詳 元恵法師開基 当住職まで23世
秀藏院	(橘) 新宿村上	新・真言 智山 妙峰院末 M27 → 東福寺末	大日如来	615		66	
長福寺	(橘) 石出村中野	新・真言 智山 妙峰院末	薬師如来並両大師	586	観音堂 (聖觀世音)	340	永禄元・3・15創立
東林寺	(橘) 石出村上通	新・真言 智山 妙峰院末	大日如来	749	子安堂 (入蓮觀世音)	247	永禄2・11・10創立
弥勒院	(橘) 東今泉村曲田	新・真言 智山 妙峰院末	薬師如来	1758		257	
持明院	(橘) 東今泉村馬場	新・真言 智山 妙峰院末	大日如来	678		269	
宝藏院	(橘) 今郡村南場	新・真言 豊山 天福寺末 S14 長谷寺末	大日如来	277		34	
藏福寺	(東城) 小南村上宿	新・真言 智山 長禪寺末	大日如来	1023	地藏堂 (地藏尊)	312	
普賢院	(東城) 小南村横宿	新・真言 智山 藏福寺末	不動明王	308	観音堂 (正觀世音)		
福聚寺	(東城) 小南村城山	黄檗宗 万福寺末	十一面觀音大士 觀世音菩薩 积迦牟尼佛	557	開山堂 (鉄牛禪師)	77	延宝年度創立 椿新田開発古書有之
禪定院	(東城) 夏目村浜宿	新・真言 智山 藏福寺末	正觀世音	150			
悟禪院	(東城) 夏目村浅間下	黄檗宗 福聚寺末	薬師如来	225			

- ② 旧椿海に通ずる南部の旧神代方面では天台宗が勢力を有していた。
- ③ 平山を中心にその西方小見川町域東部にかけて浄土宗の寺院群が一つのまとまりを見せて いた。
- ④ 全体的に言えば、鎌倉新仏教の勢力が弱く、真言・天台など旧仏教系列の勢力が強かつた。このような宗派の地域的傾向が、中世の時期にあらわれていたことはすでに述べた（第二章第五節（二）参照）。
- では、これら近世の諸寺院は、それぞれの地域の住民とどういう形で結び付いていたのであるか。次に考えてみたい。

## 2 寺請制度と人々

江戸幕府は、その支配体制幕藩体制をより強固なものとすべく、仏教や神道に対しても強力な統制を断行していく。

仏教に対しては、寺領を朱印地、あるいは除地（年貢免除地）としてあらためて保障する一方、寺院間に形成された各宗派ごとの本寺末寺の関係を上意下達の統制関係とし、幕府は各宗派の頂点に立つ本山に寺院法度を下して、各末寺に従わせた（本末制度）。さらにまた中世後期に形成された信者と寺院との密接な関係＝寺檀関係を制度化し、宗教統制と民衆統制を兼ね合わせた支配の仕組みを作り上げていった。寺檀関係とは、死者の供養と祖先の靈のまつりに寺院が関与して、信者を家単位に寺院に結びつけるもので、いわゆる菩提寺（檀那寺）と檀家との関係をいう。

このような宗教統制は三代将軍家光の寛永年間にキリストン禁制および鎖国政策の完成と軌を一にして急速に整備された。この時期幕府は寺社奉行を新設するとともに、キリストン糾明のための宗門改めを開始し、あわせて寺檀関

係を利用した寺請制度を作りあげていった。

民衆はいすれかの寺院を檀那寺と定めることを強制された。その檀那寺と村役人立会の下で毎年宗門改めをうけ、戸籍に相当する宗門人別改帳に登録された。また婚姻や就職などで他所へ転居する際には必ず檀那寺へ届出て、檀那寺に、キリストンではないことすなわち自分の寺の檀家であることを証明する証明書（寺請証文）を発行してもらい、それを携行して行かなければならなかつた。旅行する場合も同様で、その証文がなければ各地の関所を通してもらえない有様であつた。

江戸時代の各寺院ひいては仏教は、このような形で、幕藩体制という封建支配の末端機構として、その役割を果たしていった。

本町域の諸寺院も例外ではなかつた。ここでは比較的史料が残つてゐる新宿の秀藏院の場合を中心みてみよう。秀藏院は新義真言宗に属する寺院で、明治初年の神仏分離まで玉子大明神（東大社）の別当神宮寺の地位にあつた（後述）。

その開基については、東大社所蔵の「神私実事」という記録の中に次のように述べられている。

当社神宮寺ハ往古<sup>(宮木村)</sup>當村坊屋敷与唱候場所ニ有之候処、天文之頃致<sup>ニ</sup>絶転シ候由申伝候処、今年僧長賀新宿村ニおゆて再建之長賀者海上郡瑞村之産也

（延宝元年条）

これによれば、延宝元年（一六七三）僧長賀が再興した玉子大明神の神宮寺と云うことになる。その後の展開を同院

文書でみると次のようになる。

寺領は、玉子大明神領の朱印地拾石のうち壱石の配領をうけ、境内は除地の扱いをうけた。

本末関係は元禄七年までは本寺常陸鹿嶋神宮寺の末で、須賀山村延命寺とは同じ本寺をいだく兄弟寺であった。ところが元禄七年本寺鹿嶋神宮寺が京御室仁和寺の直末寺になるにとどまらず、秀藏院も法流を改め「広沢方西院流」を相続し、翌八年八月二十一日同院住法印秀圓は大阿闍梨前法印良範から伝授をうけた。この御室仁和寺との関係は明治初年まで続いたようであるが、明治十六年の寺院明細帳では、同院は新義真言宗智山派に属し、鹿戸村妙幢院末となり、その付記によれば、明治三十七年須賀山東福寺末に移っている。

さて、秀藏院にかかる本末制度が確立の方向にあつた元禄七年に秀藏院は宗門改を命ぜられ、その結果を新宿村を知行していた旗本小沢次郎大夫のもとに報告している。

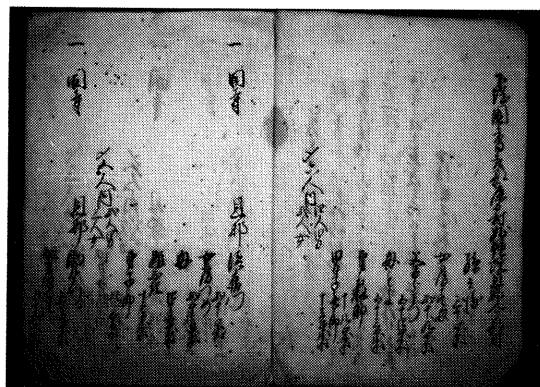
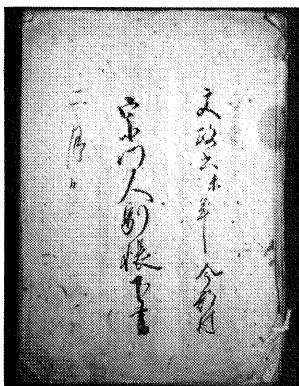
#### 宗門手形之事

一 今度宗門御改之義被仰付ニ則新宿村人別書ノ表一人も不レ残代々真言宗旨ニ而当寺且那ニ紛無ニ御座候、自然他処より御法度之切利支丹宗門と申者御座候者、何方迄も拙僧罷出、急度申わけ可レ仕候、惣而家来之者ハ假一季居之者ニ而も、請人方より寺請状取置、少茂相違無ニ御座ニ候、仍而寺請状如レ件

元禄七年  
戊八月日 鹿嶋神宮寺末寺

新宿村  
秀藏院

小沢次郎大夫様御内殿  
松尾九右衛門殿



今郡村の宗門人別帳下書

この際、作成されたであろう人別帳は残っていない。しかしこの文書を通して宗門改めのねらいと秀藏院の果たした役割は明瞭にうかがえる。なお東庄地域にもいくつかの人別帳が残っているが、ここでは文政六年今郡村の宗門人別帳下書（宮口孫兵衛家文書）を写真で紹介しよう。

また次の文書は、檀家が転住先の寺院に檀那寺を変えることを願い出したものである。

以書付奉願上候

一 私シ儀、是迄々御世話ニ奉ニ預リ候處ニ段々悪作打続、殊之外困窮仕、渡世いたし方も無ニ御座候ニ付、田地売拂、當時  
村方海宝寺地所江小作百姓ニ相成罷有候躰ニ御座候、勿論遠方之儀ニも御座候得者、是までとも違、至極難儀仕候、右年々之  
儀にても候間、何卒當時人別御改より偏ニ願之通り頼入奉レ存候、至而困窮之私に候間、御慈悲ニ御救と思召被レ遊、此度宗門  
帳面より海宝寺旦那ニ相成候様ニ偏ニ奉ニ願上候、右願之通り被ニ仰付ニ被ニ下置ニ候ハヽ、難レ有仕合ニ奉レ存候、以上、  
安永貳年巳三月

右助左衛門此度願出候ニ付、右之者御救と思召、願之通り被ニ仰付ニ下シ被レ置度、奉ニ願上候

願人  
助左衛門印

琴田村  
名主 治左衛門印

新宿村  
秀藏院

これは新宿村在住の助左衛門が、生活困窮のため、田地を売払い、琴田村（現在海上町琴田）に移り、海宝寺地所で  
小作百姓をするにいたったため、檀那寺を新宿秀藏院より海宝寺に変えんことを願い出たものである。安永二年とい  
えば田沼時代にあたる。この文書は、当時の農村荒廃化を端的に物語っているとともに、当時の寺院の社会的経済的  
位置を如実に物語つているものといえよう。

## (二) 近世の玉子大明神

## 1 中世から近世への玉子大明神

中世東庄の総鎮守玉子大明神は、近世への転換期にあたって新しい対応に迫られた。『東大社史』に収録の聞書によれば、「天正中乱世打続き、野武士落武者等在々へ乱入、切取強盜有」之候に付、山家の住居難没致し、向地猿田道或は刑部野等に住居致居候もの大祢宜物申その外百姓家共残らず宮中へ引うつ」らざるを得なかつたという。そういう中で天正十二年本殿その他の修造が行われ、同年から翌年にかけて東小六郎胤清、千葉法阿弥、原若狭守親輪、郡之郷権守左京助、宮中隠居之神主畔藤右京助胤光、当社神主藤原種正（胤光の子）らによる大般若經壱部六百巻の寄進があり、さらにまた同十八年四月には恒例の高見磯大神幸を執行されたという（『神私実事』。『東大社史』所収大般若經奥書）。なお同社に対する地域の信仰はゆるがなかつたといふべきか。

しかし、天正十八年、豊臣秀吉の小田原攻めの際、北条氏に加担した東六郎直胤は小田原城中で討死、また主将を失つた東氏の本城守山（森山あるいは飯田）城も落城し、東氏勢力はこの地域から驅逐された。

ちなみに落城時飯田にあつた東右衛門大夫勝繁は石上村（現茨城県神栖町石神か）に潜み遁れ、さらに姉の婿鹿嶋當祢宜清長の許にすがり、後に清長の養子となつて鹿嶋當祢宜家を継いだという（『続群書類從』所収「鹿嶋當祢宜系図」）。さて、このようにして玉子大明神は有力な庇護者東氏を失つたのであるが、しかし同十九年八月、徳川氏代官吉田佐太郎の縄入（検地）を受けた際には、今郡村地内に地所の引渡しにあずかり、同十一月に十石の神領寄進にかかるる

朱印状を受けることができたのである（「神私実事」）。こうして同社は新しい幕藩体制の秩序の中で地域の神社として存続を認められたのである。

慶長十四年には本殿などの修理・神輿の新造・鳥居の立替を行い、翌十五年四月八日高見磯大神幸も先例どおり執行（「神私実事」）、また元和二年（一六一六）には姓不詳久勝より長刀走振（香取郡大戸之庄岩ヶ寄之住則定正定作、銘<sup>さき</sup>蟻丸）『千葉県史料』金石文Ⅱ六九五号）の寄進をうけるなど、その宗教的権威は保たれた。

このように中世から近世への転換期を乗りこえた同社は、引き続き旧東庄域の総社（総鎮守）として地域信仰の中心的位置を占めていった。その姿を同社恒例の祭事を通して見ておきたい。

## 2 高見磯の大神幸

第八節 宗教の動向		「神私実事」に 見える呼称
		高見磯大神幸
	天正18（1590）	“
	慶長15（1610）	“
	寛永7（1630）	“
	慶安3（1650）	“
	寛文10（1670）	高上磯大神幸
	元禄3（1690）	“
	宝永7（1710）	“
	享保15（1730）	“
	寛延3（1750）	高神磯大神幸
	明和7（1770）	“
	寛政2（1790）	“
	文化7（1810）	“
	文政13（1830）	“
	嘉永3（1850）	“
	明治3（1870）	“
	明治23（1890）	“
	明治43（1910）	“
	昭和5（1930）	“
	昭和25（1950）	“
	昭和45（1970）	“

同社の最大の祭事といえば平安時代の昔から二〇年ごとに行われてきた高見（高上・高神）磯大神幸である。その神輿が片道約二〇キロメートルを鉢子高神外川浦に出御し、祖神の海神との会合を図る。いわゆるお浜下りの祭事である。近世から現代までに執行されたのは次の年度においてであった（第33表参考照）。

注 大神幸の目的地であるタカガミ磯について、「神私実事」寛延三年四月八日条に「高神磯往古高見中」とのべ、その表記が高見→高上→高神に変化してきたことを指摘している。またこの記録の執筆者が表記の歴史的变化を忠実に守って大神幸関係の記事を執筆した点は、この表からもうかがえよう。

また『千葉県史料』(近世編下総国)所収の近世高神村関係の史料を通覧すると、一・二の例外を除いて、「タカガミ」の公的表記が、享保年間を境にしてそれ以前は高上村、それ以後は高神村、享保年間は両者の混用という傾向が明瞭に指摘できる。すなわち表中の変化は、近世の行政区としてのタカガミ村の公称の変化に正確に対応させたものと考えられる。したがつてある史料の中に見えるタカガミの表記のあり方(高見か高上か高神か)によってその史料の該当時期をある程度推定できるのではないかと考える。

#### 史料A 玉子磯出之事

(表紙)



玉子磯出之事

さて、現在伝わる東大社関係の史料の中では、大神幸に直接かかる史料は宝永七年(一七一〇)度以降のものしか見られない。したがつてそれ以前については「神私実事」の簡単な記載によるしかないのであるが、年記を欠く次の史料A(今郡 郡光嗣家文書)は江戸時代前期のものと推測できるもので、その点で貴重なものである。

(本文)

香取大明神之末東之玉子大明神御幸

(磯以下同)物鄉之祖石取五十五度祭雖申、先四月八日之儀出五日御輿修理、同八日郷々出布御殿舞殿エシキマイテン(舞殿カ)

ヨリ新宮御コシノ立中普退シキ、コシヲ通可申也。自其、瀧河越、御産宮入申、祝申、フキアイ御供御酒三コンシエ、境河カチ申、河尻テコシ三度行道到可申、ソレニテモ御酒捧社人等酒スキテ御輿返申事有此河病敷(マム)入可申、高上通申入満

之前入申、社人等下馬可申バ、バスエヲ浦下申、小河渡郷中通原アカリ、淡嶋ウシロハラマテハ<sup>ミ</sup>音ヤムヘキ者也、社人等友者高音セズ、クツロヲナラサズ通可申也、物語有申、高上戸河磯テハ明神之右清水河一筋流其河尻東コシヲハ立申也。宮

四郎子孫々是シル、駄ミコシ嶋カキタテ申、三度行道可有、亦如元返河尻コエ、西ワツカ行、大<sup>マ</sup>石有、是コシテ向、中<sup>マ</sup>ハ社人等各々三度并可申也、亦如本河右シテ河向コシヲ立申、御供御酒捧申、社人等可賜。駄自其コシヲカキ、東浦付返可申也、宮本玉子コシバカリ御手洗<sup>マ</sup>申也、新宮所々御休所テハ新宮コシハ左立、玉子コシヲ右居可申候、次所々行道時八乙女馬リ下、コシノサキニテ鉛振可歩、鍼役八乙女アトニ立打歩、笛同<sup>マ</sup>之、コシハ三人アトニ可立也、道<sup>マ</sup>モ三奇<sup>マ</sup>コ<sup>騎カ</sup>シノ前タルヘシ、次コシカキタル布其日ミコシカキ分可取、同投候ハソ散錢マテモ可取、同衫ツ<sup>マ</sup>布高上御宿女房可取、<sup>マ</sup>口道テモ新宮コシハ前玉子コシハ後可為、同獅子八乙女前可立也、亦委肯<sup>マ</sup>与<sup>マ</sup>可語也

追書曰御コシカキハ、宮本社人等子、身類ナラデハカ、セヘカラス、今人無依、物鄉ヲヤトイ申<sup>マ</sup>社内<sup>マ</sup>次第帳候、書ワワキ可申也、郷々之物申<sup>マ</sup>カキニテ只不可<sup>マ</sup>

月廿日書直谷物申<sup>マ</sup>宮内卿<sup>マ</sup>筆者大宮

庚正月十七日書直同村權守

末尾から判断すると原文は二度書写されたものである。その原文の成立時期は、タカガミを高上と記している点、御輿が宮本玉子、貝塚新宮の二社のものしか出輿していない点などからみると、三社（他に見広雷社）の御輿の出た宝永七年度（後掲史料B参照）より以前のものと考えられる。さすれば前掲の第33表に従うと、寛文十年ないしは元禄三年度の神幸時の記録かと考えられる。ただ「惣郷之租石」などの中世的なものとも見える表現が散見するので、場合によつては、それ以前のものであることも考えられる。いずれにしろ大神幸の古態をうかがわせるものといえよう。

次にあげる史料Bは、Aと同じ今郡区郡光嗣家所蔵のもので、表題「年中神事祭礼之次第」のうちの大神幸に関する部分である。

史料B 年中神事祭礼之次第（部分）

年中神事祭礼之次第

人王七十三代堀川天皇御宇庚和五年<sup>(マメ)</sup>年四月八日初而下總国海上郡高上之磯江神輿御幸、從是廿一ヶ年一度宛去ル宝永七年四月八日迄無<sup>(マメ)</sup>怠惰<sup>(マメ)</sup>御幸也、是天下國家、為<sup>(マメ)</sup>御祈禱<sup>(マメ)</sup>如<sup>(マメ)</sup>此

神事執行之例式如<sup>(マメ)</sup>左

一 四月八日卯后刻、神輿從<sup>(アシカ)</sup>内陳<sup>(アシカ)</sup>舞殿江出御、神主大弥宜惣社家出仕、於<sup>(マ)</sup>舞殿<sup>(マ)</sup>、太郎称宜權林宜奉<sup>(マ)</sup>賽神樂<sup>(マ)</sup>、早而神輿舞殿  
を出御

一 神輿御手洗ニ神座、於<sup>(マ)</sup>彼地<sup>(マ)</sup>御酒供物奉<sup>(マ)</sup>進獻<sup>(マ)</sup>之、此御酒供物神主大称宜調進之、此勤役物申、神事早而神輿出御  
一 香取郡桜井村之内、御產宮与申所ニ神座、惣社家莫座御酒御供、桜井村之從<sup>(マ)</sup>民家<sup>(マ)</sup>進獻之、此勤役兵部、神事早而神輿出御

一 桜井村之内、境川与申所ニ仮殿を構神座、惣社家莫座御酒御供備之、所之從<sup>ニ</sup>民家奉獻之、此行事兵部、神事早而神輿出御

御

一 海上郡高田村神明之社地ニ神座、惣社家莫座御酒御供、從<sup>レ</sup>所奉獻之、行事所之社家勤之、神事早而神輿出御

一 海上郡柴崎八幡之社地ニ神座、右同断、所之社家勤之

一 海上郡高上村戸<sup>(渡)</sup>海明神之社地ニ神座、右同断、神事早而神輿出御之節、高上之者共神輿を奉<sup>レ</sup>請取、戸海明神之神主神輿を供奉、仕<sup>ニ</sup>海中御輿鳴江、宮三郎与申高上村之百姓、右御輿鳴江<sup>ノ</sup>也、是從<sup>ニ</sup>往古<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>此、御輿を三度行道供奉之、面々不<sup>レ</sup>残、號<sup>ニ</sup>產水<sup>ニ</sup>神輿江潮を捧、海神を奉<sup>レ</sup>祈念<sup>ノ</sup>、早而御輿鳴江近所櫛与申所ニ神座、御酒御供備之、右戸海之神主執行之、早而神輿戸海江還幸

一 右神輿を戸海之神主ニ相渡、戸海江還幸迄、神主を初宮本之社家不<sup>レ</sup>残戸海ニ止座仕、右之内神祕執行之<sup>(ママ)</sup>

右高上之儀神事之内、海辺平陸ニ香取郡海上郡其外遠近之貴賤群集、夥敷難及<sup>(義脱カ)</sup>紙道路修復掃除等迄不<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>平常、從<sup>ニ</sup>往古<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>此

一 從<sup>ニ</sup>戸海同郡同村之内天台宗源德寺与申寺江神座、從<sup>ニ</sup>源德寺、御酒獻之、此所ニ暫神座、出御

一 從<sup>ニ</sup>源德寺<sup>ニ</sup>高上村宮三郎亭江入輿、大庭ニ神座、御酒御供備之、惣社家支度變応、早而出御

一 從<sup>ニ</sup>宮三郎亭<sup>ニ</sup>同郡飯沼龍藏權現之社地江神座、御酒御供備之、所々社家執行之、神事早而神輿出御、從<sup>レ</sup>是宮本江還幸

右之通路、所々神事執行なく、夜ニ入申候故、還幸之御道<sup>ノ</sup>於村々<sup>ノ</sup>灯或者行燈出し候

一 香取郡貝塚村新宮之神輿、從<sup>ニ</sup>宮本<sup>ニ</sup>御同輿<sup>(ママ)</sup>

一 海上郡耳廣<sup>(ママ)</sup>村雷神之神輿小船木村ニ御出合御同輿

都而三社也

右從<sup>ニ</sup>往古<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>此右之神事賄三十三村ニ而諸事勤之

一 神主大祢宜其外之社家何茂乘馬ニ而供奉、行列從<sup>ニ</sup>往古<sup>レ</sup>定式在之

一 三十三村之氏子共村々之鳥居を立掛て異形之出立ニ而供奉

(以下略)

これは無年記のものではあるが、冒頭の部分に「去宝永七年四月八日迄」の御幸を数えているので、その直後で次に御幸の執行された享保十五年（一七三〇）までの間に作成されたものとみられる。

次にあげる史料Cは同社宮司飯田家所蔵のもので、「文化七庚午年四月八日高神磯大神幸之記」の一的部分である。この帳形式の記録は、前年九月十五日神輿修復完了のことより書き出され、以後日を追つて大神幸の準備から終了後の整理までの動きを記述している。その詳細は別として、当日四月八日までの経過はおおよそ次のとおりであった。

文化七年正月十五日大神幸の事始、同二月十五日「社中・支配下之者并氏子村々」へ廻文を触れ、ついで三月一日神幸道筋の村へも廻文を触れている。四月五日、御輿洗神事を挙行、同日村々の供奉行列の足揃えを行つてゐる。ここでは紙幅の関係で、当日四月八日の部分のみあげておく。

（文化七年四月）（前略）

同八日旧例卯上刻 五つ時

御出輿

廣庭宮中御手洗迄式如例

敷菰塚

此處ニ而獅子大夫落馬

宮原村

当村水田之中に五十嵐伊豫落馬

右者伊豫義不応身ニ衣冠(を)越着用候之間大神主之ミせしめ口なるへと諸人申之候

桜井村 御產宮式如例 御浜口両所神輿相掛、御祭事式旧例之通相濟

笹本村

入口杉葉鳥居飾在之、新宮明神當村方ニ神輿相掛、當神輿待請古例

森戸村

富川村

忍村

塙本村

小船木村 神遭塙

此所雷大明神神輿相掛、當神輿待請在之古例 是より三社揃行(列)

倉橋村三社露拂古例

見廣組村々但し當組奉供行(列)  
取仕組手踊等有之

東之庄組

第一番 阿玉之郷村々阿玉村大歳老本  
榆手踊有

第二番 上代之郷村々一同紙幟

第三番 郡之郷村々

第八節 宗教の動向

第四番  
諸持之鄉村々第五番  
窪谷鄉村々第六番  
飯田之鄉村々

但當鄉之内岡飯田村者若者中手踊等取仕口候所、行烈前後之儀、下飯田村与相争ひ、兩村喧嘩取仕口終ニ手踊等相止口供仕、神慮為申訖之御口口金壺兩也、別段之致寄附候

## 第七番

當番者往古より平山鄉々勤來候之所、先年平山村久保谷村<sup>(窪谷)</sup>當争ひ在之、初度之出入平山村相勝、五番ニ相詰、久保谷村七番ニ相下り候所、再論口口往古之通七番平山五番窪谷与相成候ニ付、平山村出入相負候心得ニ而心惡口口候哉、其筋より無番之由申之、御幸供奉其外九月御祭事の茂不差出、當席相明キ候之處、十一番之高部村右番席江相詰御幸供奉、今以其通ニ候、平山須賀山西村之内口供々無之、手踊等相出し行烈相成候姿ニ相成候歟、又ハ九月的差出し候様相勤候節ハ、高部村往古之通十一番江相戻り候歟、又ハ九番之明キ番口詰候様可然哉但し九番ハ青馬村詰番ニ候間、當時

第八番  
粟野之鄉村々

## 第九番

當番者青馬村ニ候間、神輿付御神役相勤候間、御幸供奉者例より闕之

第十番  
小南之鄉村々

此外拾老番高部村々候處、中古より七番江相詰候間、當時無之、十二番往古より松谷鄉村々ニ候處、御當家二代坂軍様御代御順檢<sup>(巡)</sup>、先郡庄之境御改在之、香取郡之内松ヶ谷之鄉を以、海上郡三崎庄ニ入、海上郡森戸富川兩村を以、香取郡東之庄ニ入、御取替被仰付候より已来右番闕番ニ相成、元來右様御取替相成候ハハ、當番之儀ハ森戸富川兩村ニ而可相勤順ニ候所、

御幸道中筋故、行烈等致し不来陰供奉候間、欠番ニ相成候哉右之外宮本郷始三十二郷之内ハ手踊口(列)候共不限在口無口一  
同口レ奉仕候

雷大明神神輿神輿付見廣村

大間手村

社家足洗村大六天神主

卯年口

法令千本松美濃守管原春照

新宮大明神神輿神輿付貝塚村

社家支配下遠藤伊勢藤原光廣馬馬上下五人右例

先乘式人

境出雲藤原光定馬櫻井村出之  
上下五人古例

往古山城藤原光由馬諸持村出之  
上下五人古例

右兩人古例勤之

御獅子

笛川獅子大夫奉持之馬馬上下三人古例

御手鉢姥本

夫老人

御幡姥本

同老人

真榦姥本

同老人

### 第三章 近世

六五〇

奉幣 壱本 同老人

御高張四張

同四人

此外古例御幕老張為持來候廻、近來欠之

明和七年之度迄者御鉢茂式本其外四神鉢迄致持參候

物社玉子大明神御神輿<sup>神輿屏</sup>式抬四人

神輿付諸神役青馬村勤之、其外右村方役人各神輿警固古例  
神主 飯田丹後守藤原朝臣胤持

〔四十七才〕

駕引馬侍式人  
其外道具持

但駕昇六人八清瀧村分家共出之

馬者下飯田村出之  
其外傳手廻示青馬村出之各古例

太郎宜飯田大和守藤原朝臣光廣

駕引馬侍式人  
其外道具持

但駕昇者自分雇下

其馬者溝原村出之  
其外傳手廻リ等者、神主家同様青馬村出之古例

太郎宜郡權頭藤原光重

馬羽計村勤之古例  
上下七人

次郎宜五十嵐伊豫守藤原

高部大夫 馬平山村出之古例  
兼之 上下七人

上代大夫上代備後藤原光衛

當時相続

馬

上下五人

古例

五十嵐左京藤原光通

馬下飯田村出之古例  
上下五人

鈴木帶刀

馬  
上下五人摘要

乙女高木四郎右衛門娘十三四才

乘馬五郷内村出之古例  
上下三人

神宮寺職秀藏院

祿馬上下七人之摘要

右者、古例先供之仕来ニ候処、今般□供ニ仕度旨相願ニ付、免之

(列)  
行列次第右之通

小船木村

野尻村

小船木村河岸より三社神輿川辺通、野尻村宮川より大通り江渡御古例

高田村 神明宮ニ而三社神輿御休息古例船木台村神官宮田左京出迎、右神明於拝殿ニ、御番茶菓子等出之、村長宮内清右衛門揚ヶ同人より受之、次ニ口、口、次ニ権頭、次ニ伊豫、次ニ伊勢、次ニ足洗村美濃、次ニ備後、次ニ左京下口、右席順を

□如此古例、但御休息所莫座之次第、芝崎其外共一同如是

足崎村

余山村  
芝崎村 海上八幡宮

三社神輿御休息古例

此所旧例御中食神職一同拝殿莫座古例之通、当社神官松本氏饗心在之

垣根村

当村入口より上通り渡御古例

松岸村

長塚村

本城村

上通りより当村橋本江おり、高神村山口宮三郎伴同藤四郎当村迄出迎古例

松本町

今宮町

荒野村

小川戸村

高神村

山口宮三郎一族之者各上下ニ而村端迄出迎在之

渡海大明神ニ而  
三社神輿御休息古例

右□□官宮内氏饗心、御ふく出之

支配郡頭奉<sup>レ</sup>奏<sup>レ</sup>祝祠<sup>レ</sup>并新宮雷社奉仕之神官各祝祠  
神輿嶋渡御夜九ツ時

旧例之通山口宮三郎(日の丸)付柄杓を以、海中ニ而神輿江潮を奉掛、式早而浜邊仮屋ニ而宮三郎始村役人(列)烈座饗應、御ふく式在之

源徳寺

三社神輿御休息古例

住僧并村役人罷出、饗應在之、莫座次第旧

例之通

山口宮三郎方老番鳥時(マツ)

御旅所莫御(三社御)神酒御食等

御祭席莫座例之通、御ふく御膳等在之

但秀藏院并獅子大夫、乙女、見廣組神職村役人、貝塚村役人等別座

右、式早而御出立

小畠村

飯沼村 龍藏大權現ニ而夜明

三社御輿御休息古例

右社神主宮内大膳代并村役人罷出、旧例

饗應在之、里人發句短冊奉納在之

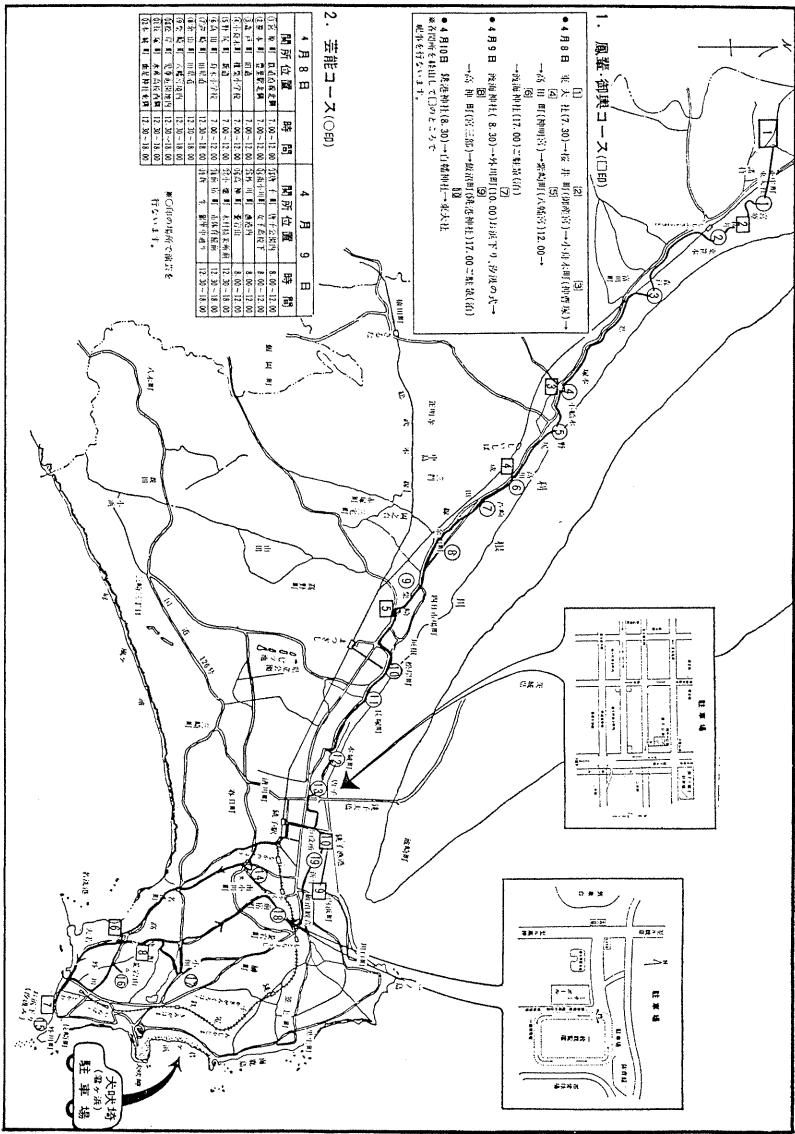
新生村

是所迄村々飾物等種々出之、是より還御、御道筋右村々大通筋御通り、九日七ツ時(松岸)木村利助出中飯

御入殿

(後略)

第八節 宗教の動向



第11図 昭和45年度大神幸祭案内図

最後に参考資料として最近時に行われた昭和四十五年度大神幸祭案内図（第11図）をかかげる。以上、江戸時代前期・中期・後期および現代の大神幸の様子を物語る史料を列挙した。

さて、神幸の行程の中で注目される点をいくつか考えておきたい。

第一に、宮中を出発してまず桜井浜におもむき、同地の御産宮に神座し、ついで境川（現ベキノ川か）で神事を営む点である。これは、同社の本来の祭神が桜井浜に上陸（ないしは同所で誕生）し、現在地へ移ったとする同明神顯現の別伝（第二章第五節（1）参照）に配慮したもので、大神幸 자체にとっては附隨的な神事と見られる。

第二に神幸の途中それぞれの土地の神社（鎮守神）のもとで神事を営んでいる点である。B・Cには往路の高田村神明社、柴崎八幡宮、復路の飯沼龍藏權現などが見えている。とくに柴崎八幡宮は海上八幡宮とも称され、中世海上庄の総鎮守にあつたことに注目したい。いうなれば、これは他郷の神（宮本玉子神）が通過する土地の神々への挨拶ともいふべき意味が考えられる。これに関連して興味をひくのは、最も古態を示す史料Aにおいて、「八満」（柴崎八幡宮カ）の前で「社人等ハ下馬シ」、「バスエヲ浦ヘ下ロシ」、「<sup>現小川戸</sup>小河渡ノ郷中」から「淡嶋ノウシロハラマテハ」、一行が「高音ヲセズ、クツロヲナラサズ」通過するという一種の禁忌が語られてある点である。

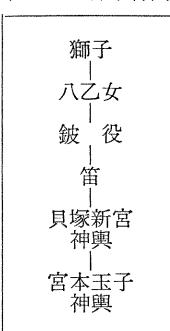
第三に、史料Bの場合、<sup>（渡）</sup>戸海明神に着座後、外川浜御輿嶋でのお浜下りの神事執行から再び渡海明神に還幸するまで、玉子大明神の手は離れて渡海側の神主が神事を執行している点である。この点史料Aと相異している。

第四に、高神の住人宮三郎（史料Aでは宮四郎）家が現地の案内および饗応役として大きく関与している点である。

同家のこのような役廻りの縁由また宮三郎家の祭事についてはすでに述べた（第二章第五節（1））。

第五に、史料Aの場合宮本玉子と貝塚新宮の二社の神輿が神幸に参加するのであるが、史料B以降はこれに<sup>（見）</sup>耳広村雷神社の神輿が小舟木（現銚子市）神遭塚で合流して三社で神幸するようになつた点である。從来東大社の三社神輿に

第8図 神幸行列



第9図

文化七年大神幸行列次第

- 1 倉橋村 ……露拂
- 2 見広組村々 ……手踊
- 3 阿玉之郷村々  
阿玉村・和泉村…みろく踊
- 4 上代之郷村々 ……一同紙轍
- 5 郡之郷村々（順序不明）
  - 今郡村 ……花・武士・傘・奴
  - 石出村 ……唐人踊
  - 谷津村 ……手踊
  - 羽計村 ……傘踊・からけいし
  - 鹿戸村 ……狸之踊
  - 新宿村 ……おどり
- 6 諸持之郷村々（順序不明）
  - 今泉村 ……越後獅子
  - 諸持村 ……傘踊・からけいし・武士他
  - 宮原村 ……手踊
- 7 窪野谷郷村々  
窪野谷村 ……おどり？
- 8 飯田郷村々 ……  
岡飯田村・下飯田村…花万燈
- 9 高部村 ……（不明）
- 10 栗野之郷村々  
栗野村・栗野山村・八重穂村…花万燈17本  
小座村 ……手踊
- 11 小南之郷村々  
小南村・夏目村…大名列
- 12 雷大明神神輿  
神輿付：見広村・大間手村
- 13 新宮大明神神輿  
神輿付：貝塚村
- 14 先乘
- 15 御獅子  
笛川獅子大夫
- 16 御手鉢
- 17 御幡
- 18 真榊
- 19 奉幣
- 20 御高張 四

よる大神幸は古代からの慣行として捉えられてきたが、この点再考の必要がある。

第六に、神幸行列にも変遷がみられる点である。史料Aの場合の行列を文面上から考えられる範囲で復原すると、第8図のような構成である。

次にのべる史料BおよびCに比べると、簡素であったとみられる。

名 計 7 名

21 惣社玉子大明神神輿

神輿付：青馬村24名

22 社 家

神主・大祢宜・太郎祢宜

次郎祢宜（高部大夫兼）・上代大夫・他2

23 乙 女

24 神宮寺職秀藏院

出す「村々之鳥居を立掛て異形之出立」の行列供奉があつたことが記されている。この村々の繰出す行列の具体的な様子は史料Cに見えるとおりで、村々の手による手踊りその他種々の芸能が神幸の行列に花を添えるようになった、いわば時代的変化のあつたことに注意したい。なおこの時の行列の規模は、村々は除いて、社家、輿舁、供廻り人足らで計一四〇名ほどであったようである。史料Cに見える文化七年度の場合について行列次第を復原すると第9図のようになる。

ところで、この一二〇年に一度の大事を執行するにあたっての「賄」（経費と負担）について、史料Aでは「惣郷之祖石ヲ取リ」、史料Bでは「神事賄三十三村ニ而諸事勤」めたとあるように、氏子村々を中心的に、宮中ならびに支配下の諸社の社家らの力を借りてなしとげられた。特に村々の「氏子之多力」（「神私実事」）なくしては不可能であったことはいうまでもない。このように地域社会との強い連携がこの神事を一大祭礼に育て上げていったといえよう。江戸中期（宝永期）以降、出輿する神輿は二社から三社に増え、氏子圈は拡大し、行列の様相も氏子村々が競争して繰出す種々の芸能で色彩られ、見物の群衆も「香取郡海上郡其外遠近之貴賤群集夥敷」い有様を呈していったのである。

それはまた伝統的保守的な神事をめぐる慣行をも変えていった。明和七年の大神幸の際に青馬村名主三人が高神の宮三郎方での祭席にはじめて列座を認められた事実がそのことを端的に物語つていよう（神私実事）。

### 3 その他の祭事

二〇年に一度の高神磯大神幸とは別に、同社にはもう一つの神幸祭があつた。隔年に行われた桜井浜への神幸である。現在天保五年から嘉永元年までの間に執行された計八度の桜井浜御幸の記録が残つてゐる。

祭日は大神幸と同じ四月八日、宮中を出輿し桜井浜御産宮、境川の両所で神事を執行するが、その法式はほぼ高神磯大神幸に準ずるものであつた。ただし貝塚新宮・雷神社の神輿の供奉やまた氏子村々の行列等は参加しなかつた。

このほか近世の同社で執行されていた年中神事として、前にあげた史料Bは次のものをあげてゐる。

正月元日 御戸開

六日、十四日 節分

四月五日 御輿洗神事

(四月八日 高上磯大神幸又は桜井浜御幸)

十日 御戸鎮神事

八月 子丑両日神事

九月十九日 矢鏑馬神事

十二月晦日 社家宮籠

これらの中で、八月初子の日の神事は古飯神事、これに対し同初丑の日の神事は新飯神事あるいは抜穂祭とよば

れ、この日に新穀が神前に献られた。

また九月十九日(流)の矢鏑馬神事は歴史も古く、かつ大神幸に次いで重視された神事である。その詳細を物語る史料をかかげる。ともに『東大社史』所収の弘化三年の流鏑馬祭にかかるものである。

### 連印一札之事

當御社於三神前ニハ、從ニ往古ニ毎年九月十九日午下刻、為ニ天下泰平五穀成就、流鏑馬御祭事相勤來候、規式者物社家出仕、太郎祢宜次郎祢宜より神主大祢宜兩家江時刻為案内と物申再申兩人を以七度半之使相立、神主大祢宜広庭迄出仕、八人之社家並物申再申一同祝詞捧之、但射番之社家は負ニ胡鑑(番脱カ)携ニ弓矢ニ拜殿中央ニおぬて勤之、右祝詞畢而両所退出之後、太郎祢宜始八人之社家一人ツ、順々鳥居より馬上広庭迄乗上ケ、西方之隅ニ而下馬、右之内射番之社家は外七人相済候上ニ而同樣乗上ケ、馬上ニ而神拝三度、東方江逆ニ廻、本社西方八龍神之後の方より石階下江相退、此時拾武郷村々之的壹番より拾番迄村々郷中惣人數ニ而相揃、銘々的伏之番々次第本社拜殿行道一度、畢而銘々立場江引取、先考番阿玉郷之的相立之、射手馬上立迎ひ、矢數三本射通之、石階下江引、次ニ武番上代郷之的立之、右同断射之、次ニ三番郷郡郷之的是又同断、右ノ通拾番迄順々射通し、尤右之内或は枝郷より茂的差し出せり、或者的考本ニ而枝郷と引合來り候茂有之、數刻揉合互ニ相争、優劣其後銘々定り之引場、又は仕来り之者等有之、相退御祭事無ニ別條一相済、同慶之段相互ニ一礼述之、退散仕、八人之社家は右矢數射通し、畢而於ニ拜殿ニ御神樂奏之、神主大祢宜之両所江是又同慶ノ旨申入之退出仕來り候義ニ而、康和年中より數百年之間、無滯相済來り、於ニ當御社ニ一大切之御祭事ニ御座候所、中興七番平山村十一番高部村之的中絶に相成、猶又三郡(番脱カ)之儀茂寬政享和之度羽計石出兩村度々及爭論候義有之、是又其節より郷中之一同相休候次ニ相成、猶此上追々勝手儘相止候姿ニ成行候而は、弥御祭事衰廢之基、神慮之程奉恐入左候、迎古來如此仕來村々之的引合揉合等為致候而ハ、當時世間一統人氣不穩ニ付、万々自然手違等出来、及ニ出訴(候様)之儀御座候而ハ、御改正之御時節柄、是又一同奉恐入、依之今般神職並村々役人共、一同篤と熱談之上、別紙村々役人共、連印議定書之通相定候上ハ、當流流鏑馬之儀は勿論其外恒例之御祭事、亦無ニ懈怠ニ相勤可申候、右今般相定之趣、幾久敷

無<sub>ニ</sub>違失、古來之例風を以、永不<sub>ニ</sub>相忘候様、各連印仕置一札、仍而如<sub>レ</sub>件

弘化三年九月

總社玉子大明神

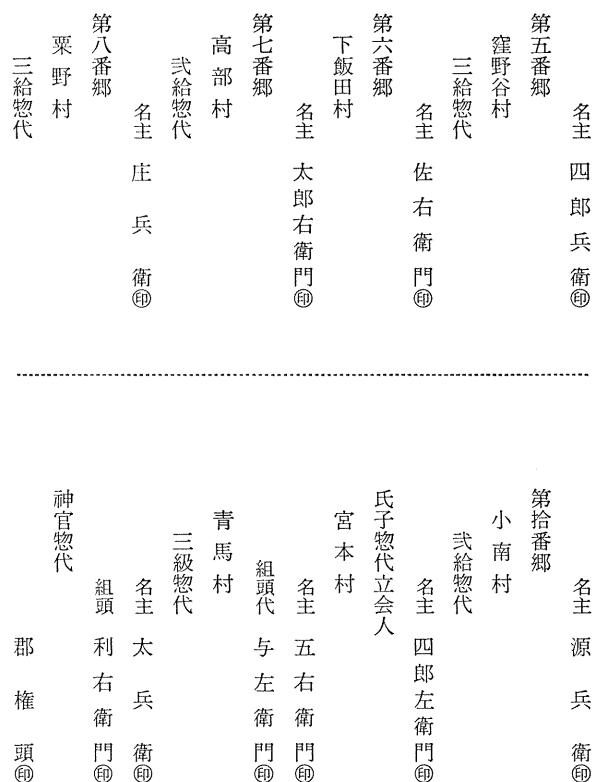
神主 飯田主膳	同	遠藤美濃
太郎祢宜 飯田熊三郎	同	布施壱岐
次郎祢宜 五十嵐伊豫	同	境主 計
平祢宜 上代備後	同	往古左膳
同 五十嵐対馬	同	社人物申 飯田河内
	同再申	飯田右京

### 議定連印一札之事

玉子大明神流鏑馬的御祭礼之儀者、先規より三十三郷之御祭礼ニ而、氏子村々之内壱番阿玉村武番上代三番三郡四番諸持五番久保野谷六番飯田七番高部八番粟野拾番小南、右順々ニ御祭事相勤來候得共、右的之儀者、村々より持寄候に付、自然と人足數多ニ相成、是迄茂度々争論等出来、既ニ的差出候義相止候村方茂追々出来、大切之御祭事、右様不取極リニ而者衰靡ノ基、神慮之儀奉恐入、此度神職並ニ村役人一同心配仕、種々相談之上、先例之通村落の取揃差出し、已來一村限之取計不致様、的立場之儀者、拝殿広庭御神木之際壱箇所ニ相模、人足之儀郷中惣代四人ニ相定、神主家江相任せ、尤的立為ニ人足料と一本的毫本より鳥目武百銅死々相添、致奉納、右人足村々役人一人宛差添、御祭事無滞相済候様、今般一同懇談、納得之上取極仕候、依之為<sub>ニ</sub>後念、議定書連印仕置候、仍而如<sub>レ</sub>件

弘化三年九月

							第三番郷	
							羽計村	名主 五右衛門印
							石出村	名主 太郎左衛門印
							二級惣代	名主 藤兵衛印
							今郡村	名主 孫兵衛印
							鹿戸村	名主 源右衛門印
							谷津村	名主 平八印
							第四番郷	
							諸持村	名主 喜兵衛印
							船渡村	名主 德右衛門印
							桜井村	名主 八左衛門印
							萬歳村	名主 市郎兵衛印
							大久保村	名主 利左衛門印
							溝原村	名主 次郎左衛門印
							第三番郷	名主 仁左衛門印
							貝塚村	名主 阿玉台村
								第二番郷
								名主 五右衛門印
								名主 四郎右衛門印
								名主 神田村



## 第九節 文化について

### (一) 国学と村々

#### 1 平田篤胤の来訪

いわゆる下総の国学は、文化十三年（一八一六）の平田篤胤の東總地方歴訪にはじまる。同年四月、平田篤胤は門人渡辺之望（榎原式部大輔家中）をともない、香取・鹿嶋の両社参詣の旅に出た。途中、二十七日には下総船橋の大神宮を訪ね、それより利根川河岸に出て、船で利根川を下り、二十八日には神崎神社、二十九日には大戸神社に来た。

五月には笛川河岸に来ていることがわかる。すなわち同月五日に、須賀山村の多田庄兵衛知雄（のち英知）、同村（のち同郡万歳村）住高橋治右衛門正雄、そして五月の何日かは不明であるが、笛川村（須賀山村が正しい）の諏訪神社神主五十嵐左京光通などが平田篤胤に入門している。これらのこととは、篤胤の門人録の「門人姓名録」からわかる。右のうち五十嵐左京は、高橋正雄の紹介によつて入門している。

そして五月十日には、下桜井村（現銚子市）の向後勘次盈正が平田門に入門している。平田篤胤は五月十一日には下総銚子に来て、宮内主水嘉長（銚子新生町神明宮神主）、および石上源太郎<sup>てつ</sup>鑒尊（現銚子市新生町）らの出迎えをうけて石上家に逗留した。この時、石上家には五〇人ばかりの人々が集まる。これらの人々は、この後、大挙して平田門に

入門している。そして平田篤胤は銚子より数里の猿田神社と、飯岡の玉崎明神に参詣し、それを機に、篤胤は「気吹舎」と号し、「大角」と称することになる。この旅は、篤胤にとって画期的なことであった。また、それは下総の彼の門人たちにとつても大きな影響を与えた（しかし、この年の九月二十四日、つまりこの下総旅行の後と思われる時期であるが、篤胤の次男半兵衛／八歳／が夭折している）。

右の文化十三年から三年後の文政二年（一八一九）にも篤胤は下総に来ている。川名登氏は、この時入門した門人たちの誓詞の日付けから次のように推定する。三月下旬には利根川に山野辺村（大戸の東方）から下小川（小見川の南方）を経て銚子の高神に行き、それよりとつて返して東総の中央部の万歳村、松沢村にいたり、三月二十八日には松沢村の宮負定賢（定雄の父）が入門し、翌二十九日には松沢熊野神社の神主宇井包教と同村の塚本房元が入門している。四月に入ると、銚子から九十九里浜へ南下し、常世田・八木・横根・西足洗で入門者があり、四月二日には椿新田の北岸鎧木村の平山満晴・光長家に行き、それより九十九里浜に沿ってふたたび南下して上総に入った（『旭市史』二巻の川名登「下総国学とその支持者」）。

文化十三年の第一回目の篤胤の旅が利根川流域から銚子にかけて歩いたのに対し、この二回目の文政二年の場合は、東総の南部より九十九里浜沿岸の上総地方を歩いたといえる。この二度目の文政二年の旅以後、下総の門人はあまり増えないが、文政八年ごろより増加して、同九年には宮負定雄が入門している。宮負定雄は『農業要集』『草木撰種録』『民家要術』『國益本論』を出したことで知られている（宮負定雄については川名登「草莽の国学者宮負定雄について」、千葉経済短期大学『商経論集』四号、『旭市史』第二巻、岸野俊彦『草莽の国学』の再検討——宮負定雄を中心に——』『歴史評論』三三八号などがある）。

## 2 国学の四大人について

国学とは、もともと徳川時代の中期におこった一つの文学運動である。国学は道徳的教戒—仏教や儒学など—の観点に立つて和歌や物語を論ずる從来のありかたから、文学を解放する運動に端を発している。それは、また和歌にまつわる中世的因襲を打破しようとする運動でもあった。国学の祖ともいわれる僧契沖（寛永十七年～一六四〇）に生まれ、元禄十四年（一七〇一）逝去<sup>△</sup>は、万葉集を學問的にはじめて研究して、『万葉代匠記』を書き、歌学の革新運動をおこした。彼は、「詩歌は心のよりくるままにいかにもいふ事なり」（『古今余材抄』）と述べているが、ありのままの人間の心を写し、自然の感情を述べる主情主義的文学の立場が、やがて国学の學問的骨格や思考方法を形成していった。このようなありのままの人間の感情、自然の感情の表現を重んじた伝統的姿勢は、古代の文字・言葉を媒介として古典の意味の忠実な再現をめざす国学の文献学的方法ともなつたのである。

右のような、ありのままの人間や自然の感情というような新しい傾向を、和歌のうえに發揮しようとした人が京都伏見の神官荷田春満である。彼は神道思想、万葉集、日本書紀などの古典・古語研究によつて古道究明をおしそせめた。荷田は寛文九年（一六六九）に生まれ、元文元年（一七三三）に死んでいる。

この荷田春満に国学を学んだのが、賀茂真淵である。賀茂真淵は国学を学んだのち、江戸へ出て学塾を開いている。彼は万葉集を中心に日本古典をば広く研究し、日本に儒教、仏教などが入る以前の古代精神、すなわち古道を復古させようとして、復古主義を主張した。それは、万葉研究から神代の道への復帰を主張するものであつて、これは国学の学問と思想の一體化をめざしたものといえよう。彼の著作には、『万葉考』『国意考』『冠辞考』などがある。

この賀茂真淵のもとに入門したのが、本居宣長である。彼は伊勢松坂に享保十五年（一七三〇）に生まれ、京都で儒学、医学を学んだ。そして宝暦七年（一七五七）、松坂に帰って医業を開業のかたわら国学を学び、宝暦十三年、松坂に來た賀茂真淵に会って、入門した。本居宣長は「源氏物語」をはじめとする平安文学の研究によつて「もののあわれ」を提唱した。さらに古事記の語句、文章を研究し、その古代精神をきわめ、日本古典の意義を明らかにしようとした。他方、その著『直毘靈』にあるように、外来思想、特に儒教を批判し、日本古来の精神「やまとごころ」に立ち帰るべきとする古道説＝復古思想を説いた。門人も多く、本居宣長こそ国学の大成者といつてよい。宣長は享和元年（一八〇一）に七二歳で逝去する。

平田篤胤は、右の宣長の死後、その門に入つた。篤胤は本居宣長の学説に傾倒するところがきわめて大きかった。篤胤は安永五年（一七七六）、出羽国秋田郡久保田（現秋田市内）に生まれた。父は秋田藩の大番組頭大和田清兵衛祚胤（禄高一〇〇石）であった。篤胤は二〇歳の時（寛政七年）に江戸へ出、そして寛政十二年（一八〇〇）、備中松山藩士平田藤兵衛の養嗣子となる。

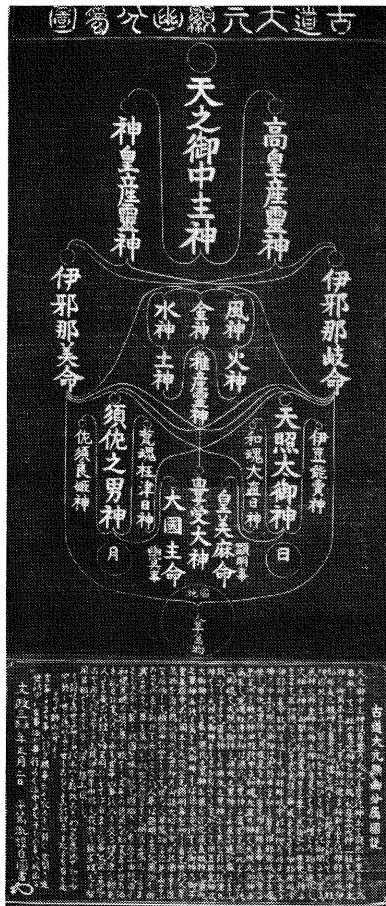
平田篤胤は、激しく儒学を批判し、尊王思想をうち出し、復古神道を発展させた。彼は文献批判の考証面を捨てて、古道の探求に重点をおいたのである。篤胤の主張は、宣長の古道精神を、より広げたものなので、宣長系の正統派からは嫌われたが、中部・関東以北の在方の有力者に信奉され、一大学派を形成した。いわゆる平田神道（弟子たちの主張もよくむ）は幕末の尊王攘夷運動の思想的支柱となり、明治政府の神仏分離の政策にも大きな影響を与えている。

以上のうち、契沖を除く四人、すなわち荷田春満、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤を国学の四大人という。しかし、こういい方は幕末の平田門から言い始めたものである。すなわち篤胤の高弟大國隆正が『学統弁論』で、右の四人を初祖、二祖、三祖、四祖とよんでいる。このように国学の四大人論は幕末・維新期に平田派の国学者が社会

的に勢力を増やしてから、ほぼ通説化したのである。篤胤が在世中はこのような四大人論の系列は容易に認められるものではなく、宣長門人たちとしては篤胤を思想的にも事実のうえでも認めまいとする者が多かった。篤胤が執拗に宣長学の正統をうけていると主張するのはこのような事情によるのである（田原嗣郎『平田篤胤』）。

平田篤胤が宣長学をとり入れて、それをどのように変質させて自己の思想・学問体系のなかにとり組んでいったのかなどについて、なお論すべき点は多いが、ここでは東庄地域と平田篤胤とのかかわりを書状などによつて述べてみよう。

### 3 平田篤胤の書状など



平田篤胤の「古道大元顕幽分属図」

既述したように、文化十三年五月五日、須賀山村の豪農多田庄兵衛知雄が平田門に入る（多田家について、既述の第四節諸産業の展開、その他を参照されたい）。多田庄兵衛家は、現在でも毎年正月二日に、平田篤胤刻成、

署名の「古道大元顯幽分属図説」を床の間にかかげる。この「古道……」は篤胤の著書『靈の真柱』の骨格的な思考を明確に示すもので、天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神のいわゆる造化三神が中心にえがかれている。この造化三神は顯・幽の世界と密接な関連をもつ。右の「古道大元顯幽分属図説」の裏書きには「此古道大元図一軸者、授与于多田知雄者也。文政三年二月 平田篤胤」とある。篤胤が心をこめて多田知雄（庄兵衛）に贈ったものである。むろん、その他の有力門人たにも贈ったものであろう。

明治二年（一八六九）版「玉櫻」附載の「大室君御一代略記 男鍊胤謹記」による「平田篤胤年譜」（日本思想大系50『平田篤胤・伴信友・大国隆正』）には、文政三年「正月一日、○古道太元顯幽分属図説ヲ著シ玉フ。直ニ刻成。三月三日、湯島天神男坂下へ移リ玉フ」とある。この文政三年とは、篤胤の下総二度目の来遊の翌年である。この年八月、篤胤の門下生竹内孫市が須賀山村に来ている。次の史料（仲内 多田庄兵衛家文書）をみられたい。

### 一札之事

#### 一 金拾両者

但文字金也

右は先生御要用有之候ニ付御用達被下慥ニ御借用有之候段、実正ニ御座候、爲後日、仍如件

文政三年八月

平田大角内  
竹内孫市印

多田庄兵衛殿  
（マニマニ）  
同治右衛門殿

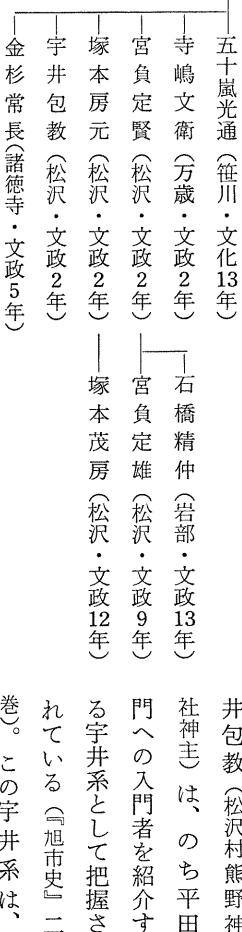
先生とあるのは平田篤胤（大角）のことである。金一〇両の借用になつてゐるが、寄附の請取証とも考えられる。末

尾の宛名二名のうち、「同治右衛門殿」とあるのは、文面どおりに（多田）治右衛門と解するのは困難である。これは、須賀山村（笛川村）の治右衛門と解することもできる（笛川村あるいは笛川組については第一節を参照されたい）。だからこの治右衛門を高橋治右衛門正雄（既述したように多田庄兵衛と同じ日の文化十三年五月五日に平田門に入門。のち万歳村に住む）とみることもできないことはない。しかし、これに対して、この治右衛門とは寛政期ごろまで笛川河岸問屋として知られる家ではないのかという説もある。

いずれにせよ、現在、高橋治右衛門正雄の実像がはつきりしないだけに、右の史料から何らかの手がかりをつかめるのではないかろうか。

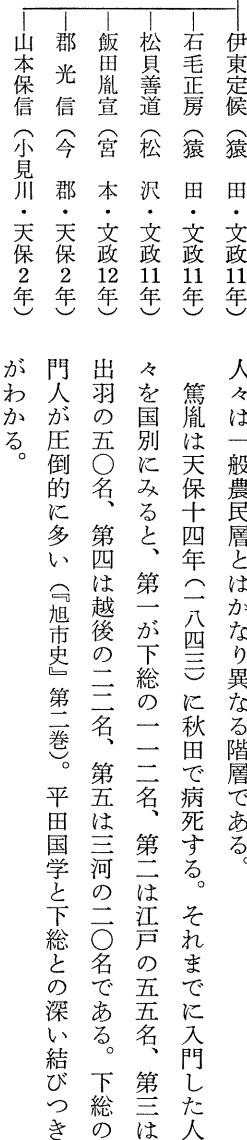
なお、高橋正雄は、篤胤入門者の紹介にかなり大きな力を果たしている。松沢系と称される東総台地の中央部の系統をみると第12図のようである。右にいう治右衛門が高橋正雄であるかどうかはしばらく描くとして参考までに掲げておく。

第12図 東総地域における平田門人（松沢系）の系統図



東庄地域の平田門入門者とかかわりがある（後述）。参考までに宇井系を第13図に掲げておく。

第13図 東総地域における平田門人（宇井系）の系統図



宇井包教  
伊東定候（猿  
田・文政11年）  
人々は一般農民層とはかなり異なる階層である。

篤胤は天保十四年（一八四三）に秋田で病死する。それまでに入門した人

々を国別にみると、第一が下総の一一二名、第二は江戸の五五名、第三は出羽の五〇名、第四は越後の二三名、第五は三河の二〇名である。下総の門人が圧倒的に多い（『旭市史』第一巻）。平田国学と下総との深い結びつきがわかる。

篤胤の養子鉄胤は文政九年（一八二三）五月から毎年のように下総を訪れて門人の間を廻ったので、門人は増加しましたという。これには、既述の松沢系の宮負定雄・宇井包教の努力、そして宮内嘉長らの努力も寄与している。

先に掲げた松沢系（第10図）、宇井系（第11図）のうち文政九年以後の入門者は鉄胤の来遊の結果であるといわれている。

※ 平田鉄胤は、もと碧川篤真と称し、文政五年、平田篤胤へ入門し、その娘おとうと結婚し、婿養子となる。篤胤の長男は一歳で夭折し、次男は既述したように八歳で夭折しているので男子はない。碧川篤真は平田鉄胤と改名する。彼は明治維新政府の京都皇学所御用掛になっている。平田派では彼のほかに矢野玄道、玉松操、西川吉輔、飯田武郷、渡辺重石丸、羽田野敬雄が同掛になっている（日本思想大系50『平田篤胤・伴信友・大国隆正』）。

さて、次の史料（宮本・飯田真也家文書）は、篤胤が下総来遊を止めた以後のものである。これによると、署名者＝差出人たちが、「御学師平田大角殿」は学業秀達につき、神家一統が帰依しているので、（吉田神道の）江戸白山御役所

御目代にしてほしいと願つてゐることがわかる。「御学師平田大角殿」とは「吉田三位殿古学師平田大角」のことである。目代の前任者の宮川彈正が諸事取計いがよくないため免職となつたが、後役が決まっていかつたのである。

平田篤胤が目代になれば神祇道がますます繁栄するとしている。署名者はすべて宮本の東大社（玉子大明神）の神官たちである。太郎祢宜の郡権頭は、今郡村に住み、天満宮の神主であり、谷津村大宮大明神の神主もある。彼は宇井包教の紹介で右の三年後の文政十三年に平田門に入門している。平祢宜の上代備後は上代郷の桜井村に住み、文政元年に平田門に入門する。船戸村の左右大明神の祭主でもある。同じく平祢宜の五十嵐対馬とは、文化十三年に平田門に入門した、笛川の諏訪神社神主五十嵐左京（のち対馬）と同一人物なのであらうか。彼は平祢宜より上位の次郎祢宜五十嵐求馬とどのような関係にあつたのであらうか。末尾の神主飯田丹後とは、文政十二年、宇井包教の紹介で平田門に入門する飯田宮之介胤宣の父のことであらう。文政六年に向後盈正の紹介で平田門に入門してい飯田丹次郎胤苗（のち、海上郡横根村に住む）は、宮之介胤宣の弟である。

このようにみると差出人のすべてが篤胤の門下生あるいはその影響下にあつた神官であつたといえよう。

宛名の鈴鹿河内守、鈴鹿豊後守、鈴鹿筑前守とは、吉田家の家老（用人か）であろう。吉田家は京都吉田神社の祠官で、唯一神道の宗家（本家）である。本姓はト部氏である。神官への免許状発行を認められており、特に地方神職に對して絶大な勢力をもつていたといわれる。

#### 奉願口上之覓

一 江戸白山御役所御目代役之儀は関東筋爲御取締、先年より被爲立置、致相続來候処、宮川彈正殿諸事不取計ニ付、当夏  
従 公儀役儀御取上、嚴敷御咎被 仰付候条、於私共茂奉恐入候、擬御役所彈正在勤中より不束之儀共多、殊ニ當時跡役も不  
被 仰付、鳥合之輩<sup>(備)</sup>債は邪曲相募御取締相成申間敷候ニ付、御学師平田大角殿儀は学业秀達、神家一統、帰依之仁ニ御座候得は御

目代役被爲仰付被下候様奉願上候、左様相成候ハ、衰微神職、追々左ニ立帰可申  
 乍恐奉存候、是迄之通被差置候而は関東筋御支配之神職共受領ニ上京之者茂次第二相減、職分懦弱ニ成行可申与一同難儀ニ奉存  
 候、右願之通御聞済被成下、平田大角殿江御目代役被仰付被下置候ハ、以来御支配ニ御取締茂宜敷他家執糸之爭論、彼是訴  
 詔ヶ間敷事茂相止ミ可申、殊ニは公儀向之御首尾茂可宜哉与、乍恐奉存候、右之段御聞済被下置候ハ、被下置候ハ、神祇道益々  
 繁榮之儀与神家一統難有喜悅承伏可仕候、此段宣御勘考之上、御披露被成下候様偏ニ奉願上候、以上

## 下總国香取郡東之庄

惣社玉子大明神

神主飯田丹後  
支配下

太郎祢宜

飯田相摸印

同

郡權頭印

印

同

次郎祢宜

印

同

平祢宜

印

同

五十嵐求馬印

印

同

境兵部印

印

同

布施民部印

印

同

遠藤伊勢印

印

同

往古膳印

印

他行

二付落印

印

惣社玉子大明神神主 同 物申  
再申 飯田 河内印  
飯田丹後印

文政拾<sup>(武)</sup>歳十一月

鈴鹿河内守殿  
鈴鹿豊後守殿  
鈴鹿筑前守殿

篤胤を江戸白山御役所目代にしてほしいという、右のような東大社一同の願いはどのように処理されたのであらうか。右から三年後の次の史料（飯田真也家文書）は、平田篤胤が門人の石毛伊織（海上郡猿田村猿田神社神主）、東大社の飯田宮之介、(波川)飯田右兵衛（飯田丹次郎胤苗）、伊東助左衛門（猿田村）に宛てたもので、次のような内容をそのほかの同門の人にも吹聴してほしいとある。内容は、御三家の一つ、尾張藩に取立てられたことを伝え、月俸、格式など結構であるとしている。そして、本願通りといつてはいないが、追々御ふくみがあり、遂には本願通りになるであろうとしている。平田篤胤の喜びを素直に表現した貴重な史料である。しかし、この時の待遇はわずか三人扶持であったことで知られているが、四年後の天保五年に召上げとなる。

文政三四年七月日  
内空候。内空候。内空候。内空候。

さあく

内空候。内空候。内空候。内空候。

尚々御連名之外ニ御同門中へハ御吹聴可被下候、且ツ書状御順達奉願可被下候

一筆致啓上候、秋暑強ク御座候得共、貴家御攝倍々御清榮可被成、御起居珍重奉存候、然は拙子講業相励ミ候古道字之儀ハ其本基於 尾州御家御由緒被爲此れに付、御事御取立之儀、先達而願書差出候所 御聽濟ニ相成、既ニ先年來御出入 御目見等被仰付罷在候、然ル所、本月十二日、依御召状、參殿仕候所、月俸格式等結構ニ被仰付、難有仕合奉存候、未タ本願通りと申ニハ無之候得共、追々御含ミ被爲在候事と相聞候遂ニ本願可相達事脉ニ相向ひ、大慶至極奉存候条御同慶可被下候、猶後日之御沙汰次第追々可申入候、先ハ右爲御知、如此御座候 以上

七月十五日

平田大角  
篤胤他

石毛伊織様

飯田宮之助様

伊東助左衛門様

飯田右兵衛様

(波川)  
人々御中

尼州御家御由緒在付  
右事書拂五箇月奉書  
佐藤家 宗 須被吹奏教院先生  
本山送入 而目見おと 仰付

石毛伊織様

尼州御家御由緒在付  
敵仕木因傳松式不繪様

政13年の書状

ところで既述の（吉田家）目代の件はどうなったのか。宮川彈正追放にともなう後任については、上総、下総、常陸の神職たちから篤胤を推

佐々木雅有候事あ某家業事と  
や。今之元遠く聞か候事  
事、奉手逐本願事奉事候て

在向の奉手奉事候事奉事候て

カニト候事。よほ長勞追

テヤ入冬事候事奉事候て

七月十九

平田大用

篤胤

〔端裏書〕  
「天保」二卯七月日」

一筆致啓達候、然は今般御役所爲御取締、從  
差下ニ相成左之通被

仰渡候

口達之覚

當御役所近年不取締之趣、配下神職共追々以書附申出就而は其許儀兼而學師申  
付有之ニ付、役目代被 仰付度段、上總、下總、常陸等之神職願出候得共、  
學業繁多、可及迷惑依、今般以 思召、役目代之儀松岡左内江被 仰付候  
間、右神職共、承伏候様万事心添相談可有之候、尤學師之儀ハ是迄之通被相心  
得、學事倍々出情致教諭候様御沙汰ニ付、此段申達候

六月

石毛伊織株  
飯田喜久株  
伊東ゆき株  
飯田衣吉株

人由也

ニ有之段、於 御本所厚御勘并被爲在候而今般右之通被 仰付候條、御趣意之旨被相心得、御役所之儀ハ御學頭松岡左内致勤役  
候間、用向之儀、万端無覆藏可被申出、且神祇道學問、篤相心掛、以來等閑無之様、被致出情度存候、此段御達申候、以上

せんする願いがかなりあったが、それには松岡左内が任命された。松岡  
は江戸役所の「御学頭」であった。篤胤は学師として「教諭」に出精  
し、「神祇道學問」をきわめるということになつてゐる。篤胤はこれら  
について、東大社の神官の幹部に次のような書状（飯田真也家文書）を送  
つてゐる。これによつて以上のことがわかるであろう。

七月朔日

平田大角  
篤胤他神主  
飯田丹後様大祢宜  
飯田相模様社家中惣代  
郡中權頭様

(後略)

それから三ヶ月後、平田篤胤は平田内蔵介名で「宮本村神主飯田丹後殿」宛へ次のような十月六日と十月八日の書状（飯田真也家文書）を送っている。「神祇道御用学事教諭」として廻村するので、天保二年十月八日に東大社へ行くから神官たちに集会するよう、そして各社々の記録、縁起を持参するようといつていて、また十月九日には宮本村を出立するといつてある。この二通の書状が同時にいたかどうかは確認できない。いずれにしろ篤胤は宮本村の東大社へ来たのである。

以手紙、致啓達候、然は今般拙者儀 神祇道御用学事教諭相兼、致廻村候付、明後八日御宅へ罷越可申候間、<sup>(ママ)</sup>其注連下社家中、集会被致候様存候、此段爲可申入、如此御座候、已上

十月六日

尚々相尋可申儀有之候間、各社々之記録縁起等持參有之候様下社家中へ御通達可被成候、已上

以手紙致啓達候、然は拙者儀、今日御宅江寵越可申候所、当所御用向相済兼候ニ付、明朝五ツ時、当村可致出立候間、御社中江も其段御通達被成、明日集会被致候様存候、此段御案内申入度、如此候、以上

十月八日

このように平田篤胤が廻村して教諭、教授することに對して、神職たちは次のような十月十一日の請書き（飯田真也家文書）を出ししている。ただし、これは下書きである。

#### 御請書

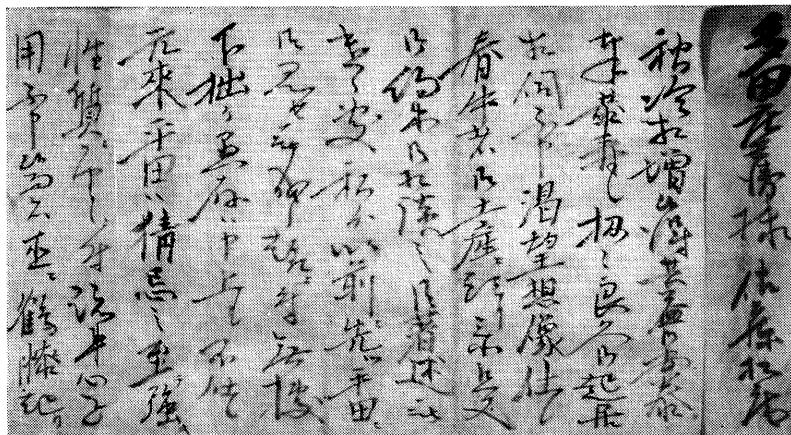
一 今般神祇道御用御学事爲御教諭御廻村被成下、夫々奉蒙御教授候段、難有仕合奉存候、  
一 私共奉仕之社々由縉緣起等、此度御調之上、後世之龜鑑とも可被成下御趣意之旨、難有奉畏候、則畫面証印仕差上申候、  
右御請申上候條如斯御座候、以上

天保二年十月十一日平田内蔵介様御出役請書下書

既述したように須賀山村の多田庄兵衛家は、平田篤胤と深いかかわりあいがある。あるいは多田家は平田国学の有力な後援者と言つてもよい。

多田家は、また農政学者として有名な佐藤信淵とも親交があつたらしい。佐藤は明和六年（一七六九）に出羽に生まれ、嘉永三年（一八五〇）に死ぬが、儒学、国学、蘭学、神道を学び、文化十二年（一八一五）には平田門に入門している。次の史料（多田庄兵衛家文書）は、包紙に「多田庄兵衛様、佐藤松庵」とある。佐藤信淵の手紙であることがわかる。信淵は松庵とも称した。彼は若干、人間的に問題のあつた人物とも言われているが、この書状によつてもそれを

推定できる。

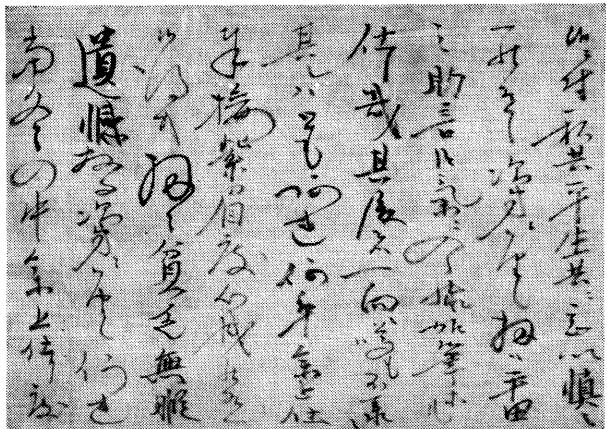


学者佐藤信淵の書状

秋冷相増候得共、益御安泰奉華寿候、扱々良久御起居相伺不申、渴望想像仕候、春中は御土産ニ預り悉、且又御約束御相談之御著述被遣候処、私より以前ニ先ツ平田ニ御見セ被成候趣ニ付、無拋下拙カ愚存ハ申上も不仕候、  
(確)鶴膝起リ候ニ付、私共平生共ニ甚以慎ミ罷有候次第ニ御座候、扱ハ平田之助言御氣ニ入候様加筆等も仕候哉、其後は一向に噂も不承候、其レハとも何連何卒參上仕奉接紫眉度心掛罷有候得共、扱々貧乏無暇、遺憾なる次第ニ御座候、何連當冬の中、參上仕り度是の(たのしみ)ミ樂ニ仕リ打過申候、万勝期面拝之時ニ、尚御奥方御令息皆々様方へ宣敷御伝声奉希候 以上

九月朔日

右の書状をみると、彼は多田家を何度も訪問し、その家族と親交があつたらしいことがわかる。信淵は、多田庄兵衛の著述の草稿をみることになっていた。しかし、それより以前に「平田」に見せた（見せる？）ことに、信淵は不満であつたらしい。短い言葉ではあるが、「平田」をきびしく攻撃している。この平田とは、平田篤胤をさすものとみないわけにはゆかないであろう。もちろん平田鉄胤を指することもあり



多田庄兵衛に宛てた農政

えないことではない。九月朔日（一日）とあるのみで何年であるかはわからない。多田家は対外的には庄兵衛を襲名しているから、いつの時期の庄兵衛であったのかはわからない。

佐藤信淵は文化十二年に平田篤胤に入門したが、これは信淵にとって決定的な事柄であったという。信淵四十七歳、篤胤四十歳であった。（日本思想大系45『安藤昌益・佐藤信淵』）。

#### 4 屋代弘賢への入門誓約書

屋代弘賢（通称太郎）は宝暦八年（一七五八）、御家人の子として生まれ、国学者として知られる。また幕府の右筆として、「藩翰譜統編」、「古今要覽稿」の編纂に従事したことで知られている。彼が編纂の主任となつた「古今要覽稿」は百科事典としては江戸期最大のものである。また師の塙保己一を助けて「群書類從」の編纂にも寄与している。この屋代弘賢のもとに文政二年、多田庄兵衛知雄が入門している。多田が文化十三年に平田篤胤に入門してから三年後である。言うまでもないことながら、平田と屋代の関係は深い。先述の文政十二年の篤胤の目代就任要請のさいにも、実は屋代弘賢が中に立って吉田家に返事の督促をしている。そして天保六年（一八三五）一月、篤胤は屋代を通して水戸弘道館への出仕を藤田東湖に乞い、十月には同じく屋代を通して水戸家へ嘆願書を出している。すでに前

## 誓約之事

年の天保五年、篤胤の尾張藩の扶持は召上げられている。

多田庄兵衛書  
筆法御指南奉願事  
御門下ニ被召加候段  
御疎略仕間敷候事  
御傳文被作合相傳他人不取  
親子兄弟決而他言仕間敷候事  
附一切認物草案仕可奉伺候事

## 大字一行物不席書仕間敷候事

## 誓約之事

一 筆法御指南奉願候處、御許容被成下御門下ニ被召加候段、忝仕合

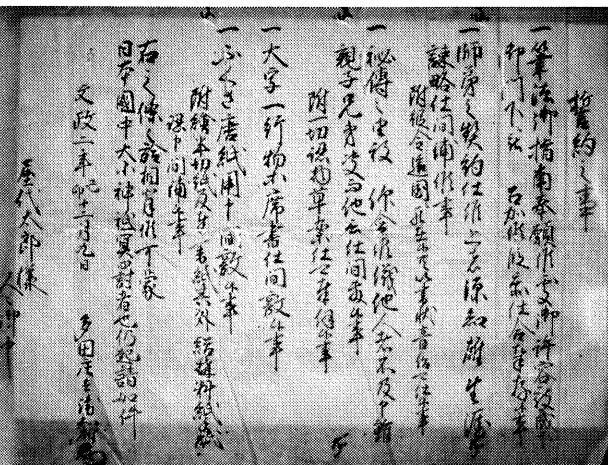
## 奉存候事

一 師弟之契約仕候上は源知雄生涯御疎略仕間敷候事

附、御傳文被作合相傳他人不取  
親子兄弟決而他言仕間敷候事

一 秘伝之由被仰含候儀他人は不及申雖、親子兄弟決而他言仕間敷候事

事



多田庄兵衛の屋代弘賢への入門誓約書

さて、多田庄兵衛が屋代弘賢の門人になるにあたっての誓約書が次の史料（多田庄兵衛家文書）である。多田庄兵衛は篤胤から国学を、そして屋代弘賢からは筆法を習うことになったわけである。ここでいう筆法とは故実先例にもとづいて「書札礼」などについて学び伝授をうけることである。この「誓約之事」には、師弟の契約、秘伝などが記されている。

## 附、一切認物草案仕可奉伺候事

一 大字一行物等席書仕間敷候事

一 ふくさ唐紙用申間敷候事

附、絵半切紙及奉書紙其外結構料紙手紙認申間鋪候事  
右之條々於相背候可蒙　　日本國中大小神祇冥罰者也、仍起請如件

文政二年己卯十二月

多田庄兵衛（花押）

屋代太郎様  
人々御中

## 5 その他

篤胤の門下生として知られている松沢村の熊野神社神官宇井包教（既述）の須賀山 多田庄右衛門宛の書状（多田庄一郎家文書）が三通現存している。兩家は親戚関係であったものとも思われる。何年のものであるのか不明である。しかし、このうち、一通は加瀬新右衛門なる人物が宇井出羽守（包教）に宛てたものである。それが多田家に送られたのは、その内容が多田庄右衛門にふれている部分があるからである。多田庄右衛門家は篤胤門に入ってはいない。同書状によると松沢村宇井包教の母（本人の母か妻の母かは不明）が猿田村にいることがわかる。猿田村には同村神主石毛伊織、同村伊東助左衛門（両者とも既述の文政十三年の尾張藩に取立てられたことを示す平田篤胤の書状の宛名に東大社の飯田宮之介らとともに登場している）がいて、両者とも宇井の紹介で平田篤胤の門下に入っている。農村の神職あるいは上層の人々が縁戚などを手がかりに国学へ入門したこともすくなくあつたのではないかと思う。

東庄地域で篤胤の門下に入った人々が郷土文化に、そして人々の生活向上に寄与していくことは当然推定できる。

## (二) その他の学問・文芸の動向

### 1 性 学

全国的な大凶作と飢饉が続く中で、農村荒廃がいちじるしく進行した天保年間、大原幽学は東総地方にあって農村再建の諸仕法を指導し、農民たちに強い刺激と影響を及ぼした。

彼は天保二年（一八三二）以降、房総各地を巡歴し、人相・易の教授とともに彼独自の聖学（後に性学）を広めていった。その教説では、天地自然の間にある和を性とし、その和に従つておののの分相応の礼を守る中で万民万物間に秩序が保たれる。ここに家内および子孫の永続の道が開かれたとした。その後が天保六年八月香取郡長部村名主遠藤伊兵衛に請われ、長部で性学を講義し、同八年東総地方九二名の門人の懇望をうけ、東総地方なかんずく長部には定住をみ、性学の精神的裏付けに立った農村再建の実践的指導に乗り出していく。この天保八年といえば、天保の大飢饉が頂点に達し、大坂で大塩平八郎の乱の発生を見た年であった。幽学は同九年長部村に先祖株組合の結成を指導するなど、着々その仕法をすすめ、成果を上げていった。

先祖株組合とは、農民に農地を出資させ、それから生まれる利益を積み立て、潰百姓が出た場合、その積み立て分により救済して、再興させる方式で、一種の産業協同組合といえるものである。このほか、植付・収穫の時期、正条植、肥料の作り方、二毛作など農業技術面の指導や年中仕事割や宵相談と称した仕事の割り付けの指導など実践面の改良指導を行った。

このような幽学の指導する農村再建運動が当時の東総地方の農民の心を捉えていったさまは、性学への入門者の分

布・動向をはじめ種々の角度から次第に明らかになってきた（中井信彦『大原幽学』、『旭市史』、木村穏編『大原幽学とその周辺』など）。

さて、その運動は、当時の東庄町域の村々にも及んだのであるが、本町域が幽学の運動の本拠地（現千潟町）に隣接している割には、性学は本町域の村々に浸透していないようと思われる。

『旭市史』第三卷に集められた幽学入門者の神文について、今、安政五年三月二十八日の幽学自殺以前の時期に限ってみると、青馬村を除くと、神田・高部・小貝野・平山などに各二～三名の入門者を見るにすぎない。これは、隣接する上代桜井村、岡飯田村で集中的な入門者を見ているのと比較すると対称的である。ただ青馬村のみ、入門者が比較的多数であった点が注目される。

青馬村の場合、まず宮沢清助が天保七年九月吉日性学執心入門の神文を入れ、さらに同十月性学道友加入を見ている。また彼の名は、同十月幽学の許に提出された東総地方の主要門人九二名の連署文「連中誓約之事」（千葉県教育会編『大原幽学全集』所収）にも見えていている。おそらくは彼が青馬村における性学の唱導者であったと思われる。続いて天保九年正月から二月にかけ同村庄左衛門、武助、仙助（川津）が性学に執心で入門をとげ、また隣村高部村宮沢直義も同じく入門をしている。このうち川津仙助は同年三月、性学同門加入の神文を提出している。さらに天保十四年十月青馬村の佐久間庄兵衛、横田五郎兵衛、川津八左衛門、山本伝左衛門、山本佐左衛門および高部村高橋要右衛門、山中平左衛門が同時に神文を提出し、道友となっている。翌々弘化二年三月には青馬村の宮沢与三郎と川津八右衛門が入門している。また嘉永六年三月十九日奉行所へ提出された「先祖株惣緒高取調帳」（『大原幽学全集』所収）によれば、天保十二年、長部村の潰百姓市郎兵衛家取立（再建の意か）の約束で先祖株に追加入した幽学門人嘉左衛門は、青馬村七左衛門の姓であった。



大原幽学への神文控(林元晴家文書)

このような青馬村民の性学への積極的加入が何に原因するかは不明である。ただ幽学自身、天保九年から十年にわたり何度も青馬村を訪れており、ここで「著述下書」に従事した旨を彼自身記している〔「道の記」卷二『大原幽学全集』〕。宮沢清吉を介してか、ないしは幽学自身の青馬村への積極的なアプローチがあつたことは推測される。

ところが長部村を拠点とする幽学の活動は、かえって幕府の関東取締出役からの疑惑をいだかれ、安政四年幽学は有罪で押込処分を受けた。かつ改心楼などの施設は取りこわされ、また先祖株組合も解散させられた。押込を終えて長部村に帰村した幽学は安政五年三月八日自殺した（六十二歳）。その後長部村遠藤良左衛門が性学の組織を引継いだ。その下で門人（幽学没後の）が激増を見る。東庄地域でもその傾向は顕著である（第34表参照）。

青馬村とともに小貝野村における増加が著しかった。元治二年三月小

貝野村林健作の入れた神文の控が残っている。

また從来門人が皆無であった村々に門人が出現しているのも新しい傾向である。特に利根川沿岸の村々に門人が出現したことが注目される。

このように、幽学の生前期にあつてはいわばその教線からはずれていた東庄地域の村々に、何故没後の幕末・明治初年にかけて性学が受容されていったのか、この点も今後の課題として残る点である。



## 2 算学

元禄時代関孝和が大成した和算は、享保期とその後に建部賢広、中野元圭、松永良弼らが現われ、さらに寛政文化ごろ安島直円、藤田定資、会田保明らが現われて、ますます精密となつた。こういう中で、和算は、諸流派が対立し、極意秘伝として扱われ、趣味と技巧に走り、現実から離れる傾向を持つにいたるが、それでもなお和算の盛行の背景には、元禄期以後の産業経済の発展や商取引の活発化により、日常生活での算数の必要性がますます高まつていった事情を考えねばならぬだろう。

かつて三上義夫氏は、山口和の「道中日記」と万歳に住んだ花香安精の稿本類（現在「房総数学文庫」として千葉県立中央図書館蔵、県指定文化財）をつき合わせて、東總地方の無名の和算家を数多く紹介された（「文化年中に於ける銚子並に近郷地方の数学」（一）『千葉県図書館情報』昭和十一年刊の第44～46、49～51号に掲載）。それらの和算家の中で東庄地域で活動していたのが、今郡在住の関流和算家實川平藏定賢とその一派である。三上氏の研究成果を要約すると、第12図のようになる。

なお表中に見える諸社へ奉納された算額はいずれも現存していない。また定賢の兄弟弟子にあたる高部在住宮沢利兵衛保知は、三上氏も未知の算学者で、その算学研鑽の一端はその子孫高部在住の宮沢和家に伝わる算学書にうかがえる。その書目は六八八ページのとおりである。

第14図

東之庄今郡村住関流算学者實川平蔵定賢をめぐる学統  
孝和——建部賢弘——中根元圭——幸田親盈——今井兼庭  
関

江戸住  
本田利明  
海上郡猿田住  
伊藤助司胤晴  
銚子住正賢  
辻三作正賢  
号雄岳

備後福山藩  
(坂)天文家

東之庄今郡住  
實川平蔵定賢

天幕天保  
門人地六衛門

彦彦左衛門  
はは今郡○八東谷。  
青馬水岡門人  
今泉住傳  
戸口宮舍石師堂  
今泉没役城。五  
宮舍本利出堂  
今神生  
銚子郡に

東之庄青馬住  
川津惣吉定明  
文政四八年上旬  
堂に算額奉納。

東之庄今郡住  
吉田太良吉  
小林成作定明  
實川周蔵好賢  
保定新蔵定房  
以上三名在所不明、  
にて、文政五年正月井不連名  
動堂閣上に算額奉納。

※

久住村大室住  
長谷川伝治郎規一

江戸住  
本田利明  
海上郡猿田住  
伊藤助司胤晴  
銚子住正賢  
辻三作正賢  
号雄岳

東之庄今郡住  
實川平蔵定賢

天幕天保  
門人地六衛門

彦彦左衛門  
はは今郡○八東谷。  
青馬水岡門人  
今泉住傳  
戸口宮舍石師堂  
今泉没役城。五  
宮舍本利出堂  
今神生  
銚子郡に

東之庄青馬住  
川津惣吉定明  
文政四八年上旬  
堂に算額奉納。

東之庄今郡住  
吉田太良吉  
小林成作定明  
實川周蔵好賢  
保定新蔵定房  
以上三名在所不明、  
にて、文政五年正月井不連名  
動堂閣上に算額奉納。

※

久住村大室住  
長谷川伝治郎規一

久住村大室住  
長谷川伝治郎規一

東之庄石出住  
清吉賢亮  
文政元年七芝山仁王尊算額  
佐瀬佐次郎・上仁王尊算額  
評術額を奉納。田村のもの

東之庄今泉住  
石毛清十盛傳  
文化二・三・三実川定賢と連名  
門人ら献額のもの

伊之助一四歳。  
以上兩名連名にて、文政  
奉納。時に太良吉三歳。良吉三歳。

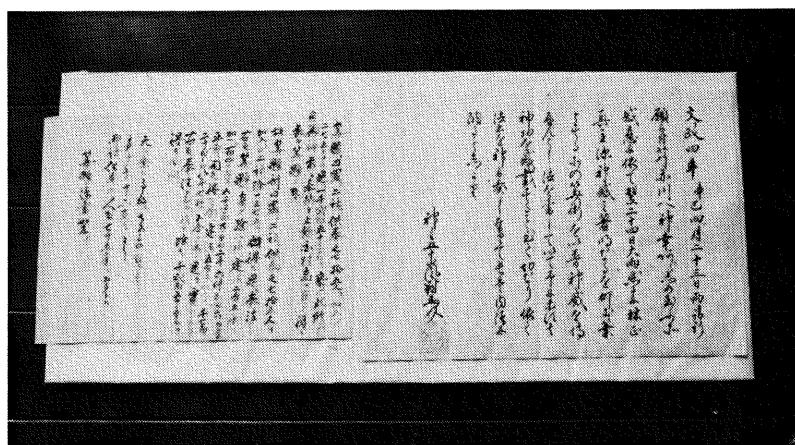
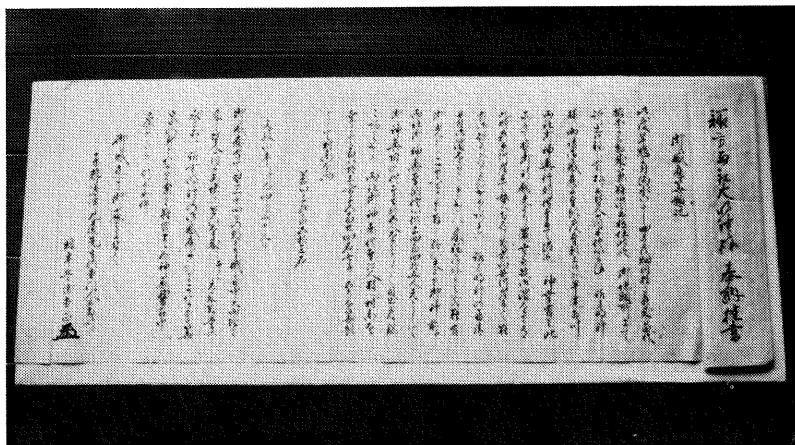
久住村大室住  
長谷川伝治郎規一

石出住  
保立佐治兵衛

## 高部・宮沢和家藏算学関係書目録

年月日	書名	備考
1 文化三年八月	関傳秘書極数替題	関流五伝北総猿田里人
2 文化三年・胤	関傳秘書別約	雄岳伊藤胤晴
3 文化四年四月八日	附問答術	雄岳伊藤助司胤晴
4 文化五年正月	関法算術點竄	宮沢利兵衛保知
5 文化五年胤・吉	約術 乘一	宮沢保知請取
6 文化六年正月	圓類五十題答術起源上・下	雄岳先生門人宮沢和兵衛保知 外一名写之
7 文化八年四月	神壁算法之解	下總国香取郡東之莊
8 文化十二年陽春吉日	精要算法 側円解義	高部邑沖野伝兵衛永之
9 文化十二年陽春吉日	香取神宮額算解義	高部村仲野伝兵衛
10 文政二年孟春	下總國海上神社芝崎八幡宮額解	東谷先生門人河津定明
11 文政四年十一月上旬	點鼠指南	高部村宮沢理兵衛保知
12 不詳	玉子大明神額面初題下図	宮沢保知
13 不詳	諸術開解 (和算解義書)	（同）
14 不詳	精要算法写 (同)	右
15 不詳	諸約術 (同)	右
16 不詳	算法演段 (同)	右

(東庄町史編さん室作成史料目録による)



御 感 応 算 風 記

東庄地域で活動した和算家として、この他海上町龍腹寺（岩井不動）に文政十三年（一八三〇）算額を奉納した舟戸村渡辺金蔵寛利がいる。また文政四（一八二二）年四月「東都深津九道先生直門人」を自称する林半兵衛直正が笛川諏訪明神に奉納した算額に関する記録が残っている（野口徳藏家文書所収「御感應算題記」神主五十嵐対馬介添書）。これは同年四月二十三日早魃になやまされていた須賀山村民が諏訪神社に雨乞の願をかけ、御浜下りの

行事を営んだところ、翌二十四日大雨が降り、雨乞の願が見事成就したので、林氏が「業とする所の算術を以<sup>(あまねく)</sup>普神威を伝へんとし、法を書し」て奉納したものであった。当時しばしば行われた神社仏閣への算題奉納が、単に和算家らの好事的行為としてだけではなく、神仏への信仰を契機とするものもあつたことをうかがわせる。

### 3 俳諧

近世下利根地方の住民間に文芸活動が活発化してくるのは近世中期以降のこととで、地域の中心佐原でも俳諧をめぐる活動が表面化してくるのは延享年間（一七四四～一七四八）のことであった。当時江戸から佐原に来遊した二世青峨（春來）が地元の青監（伊能魚彦の俳号）らとともに歌仙を巻いている（『佐原市史』）。

その後、文化三年（一八〇六）江戸から葛齋今泉恒丸が佐原に移り住み、当地域の俳諧の活動の展開に一時代を画すにいたる。

葛齋恒丸は宝暦元年（一七五一）、陸奥国田村郡三春に生まれ、今泉与右衛門と称して、秋田侯（佐竹氏）に仕えたといふ。寛政四年（一七九二）、四十二歳のとき家督を譲り、江戸に出て俳人の道を歩むにいたる。文化三年（一八〇六）江戸大火で住居を失い、下総佐原に来住した。以後文化七年（一八一〇）六十歳で佐原で没するまで、多数の門下を指導した。その経歴の大略は、ほぼ同時期に活躍した久保木清淵撰の墓碑銘（『葛齋翁碑』、『千葉県香取郡誌』所収）にうかがえる。その中に次のような一節がある。

文化初、至<sup>三</sup>千下總小南、見<sup>三</sup>俳士太第<sup>一</sup>、與<sup>二</sup>之相好、遂來<sup>二</sup>佐原<sup>一</sup>

これによれば、文化初年恒丸が小南を訪れ、同地の俳人太第に接し、師弟関係を結び、この縁で太第の手引きをう

け、佐原に来住するにいたつた経緯がうかがえる。

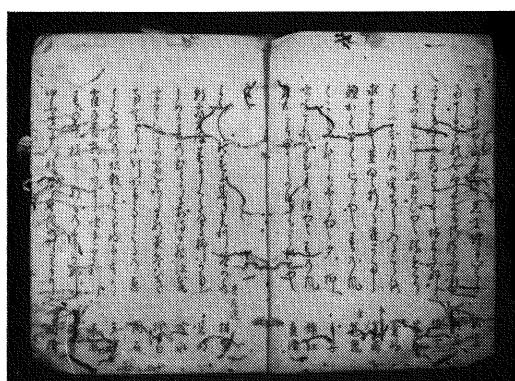
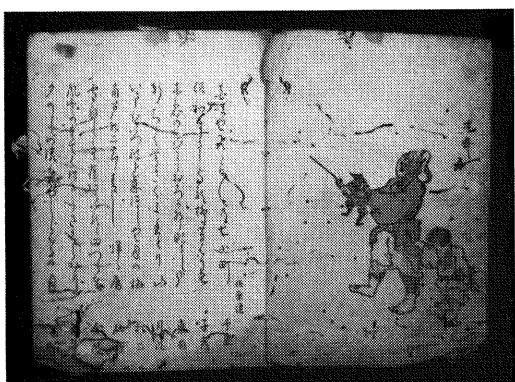
ここに見える俳人太筠は青野氏で、通称慶次郎、猫頭庵・青猿翁・迎風道人・椿丘などとも号したといい、椿丘太筠とも署した。「たこう」、「たいこう」、「たいきょう」などさまざまな読み方がある。彼は小南の名主ともい、酒造家ともいう。また隠居後は雑貨呉服などの商いを営み、かなりの素封家であつたらしい。江戸にあつて吉原などでお大尽ぶりを発揮したという話も伝えられている（杉谷徳蔵『小林一茶と房総の俳人たち』）。太筠がその経済力で罹災した恒丸をその妻もと女ともども佐原に住みつかせ、また恒丸の指導により自ら俳諧の道に没入していくものと見られる。文化五年太筠は江戸で「犬古今」<sup>いぬこきん</sup>を編している。その序は道彦・成美・跋は葛斎がそれぞれ筆を取っている（高木蒼悟著『俳諧人名辞典』）。

さて、佐原に移住した葛斎恒丸の許を俳友小林一茶が訪れたのは、同年文化三年（一八〇六）十二月のこと、その際、一茶・恒丸・太筠・対竹が四吟歌仙を巻いている。ついで文化六年二月七日再訪し、一茶は佐原に二泊している。おそらくこの時開かれた句会の句集と見られるものが青馬の河津貞雄家に残っている。この句集は「春興」（？）と題し、表紙見返しに葛斎署名の傀儡師と子供の絵をのせていて、内容は一五一一名が一句ずつ寄せ、その掉尾を一茶と葛斎の次の句が飾っている。

雪とけや 門に雀乃  
土筆焚く 香におもひ出や すみた川 葛斎

そして末尾に「己之春」とある。句集中に見える作者の一人流山の双樹が文化十年十月二十七日死去しており（『俳諧人名辞典』）、双樹の生前にあって一茶の佐原来訪の事実と適合する「己之春」とは、この文化六年己巳二月のことと考えられる。さてこれに句を寄せている作者は次のように分類される。①一茶と葛斎、②成田の素迪、田川の一

白、流山の双樹、飯倉の之綱、③江戸のるい女ら三名を除くほかは、④佐原連一九名、⑤東庄連一八名、⑥小見川連九名、⑦銚子連一〇名、⑧常陸北浦一九名、⑨常陸西浦一五名、⑩水戸連一一名のように、地元の地域ブロックにまとまるグループと⑪その他個別参加者である。⑫その他の内訳は野田二名、下小堀三名、一之分五名、三之分一名、下小川二名、上小堀一名、大倉二名、香取一名、長山一名（小野三名）、大角二名、志高三名、鹿戸二名、小南一名、畿世二名、松カ谷一名、井戸野一名、芦崎一名、扇島一名、牛堀二名、清水一名、コモ田二名、不明二名である。地元関係の俳人一四三名が、北は水戸から北浦・霞ヶ浦周辺、東は銚子、南は千潟八万石、西は佐原に及ぶ広範囲から



句集「春興」の表紙(上)見返し(中)と本文 (東庄連)

参加している。ここに当時の恒丸門の勢力圏がうかがえる。その中で東庄連一八名（太筈・兄直・柑翠・基明・吟水・樺白・素鳳・豊玉・鼠肝・池月・玉宇・圃石・〔如〕翠ら）に個別参加の鹿戸の史仙および天耳、小南の馬逸、松ヶ谷の菅美、幾代の石鯢・白兎らが、東庄町域及び周辺部における恒丸門であった。その中で、句集中の位置などから見て、太筈・兄直・柑翠・基明らが中心的メンバーであつたようと思われる。

なお河津家にはもう一冊句集が残っている。無題ながら、扉には天・地・人とあり、圃石・玉宇・之総の名が記され、巻末に葛斎の跋文をのせる。中に句を寄せており俳人には、上記三名のほか、花扇・素鳳・澄月・樺白・吟水・鷺丘・天耳・其明その他の名が見え、これが東庄町域の恒丸門による歌仙であることとうかがわせる。

しかし文化七年（一八一〇）九月十四日葛斎恒丸は佐原で妻もと女（彼女の句も前掲句集中の佐原連の中に見える）にみとられつつ没した。この時葛斎は「芦花半輪これ俳諧の一大事行年六十葛斎」と遺書を残した（俳諧人名辞典）。葛斎の死の報せは太筈より江戸の一茶の許へ送られた。一茶は同十月九日江戸をたつて、同十五日佐原に到着、葛斎の墓所にぬかづいている。彼の七番日記には「捻香を第一とす」と記している。墓所は佐原浜宿延寿寺であった（大正元年、前原閣魔堂に改葬）。

七番日記によると、翌十六日一茶は葛斎で兄直と同宿し、十七日兄直の案内で香取社を参詣し、その足で「かとり野などいへる広原を過て、五郷内村樹林寺夕顔觀音に参り、角力見物」するなどして、その夜は岡飯田の兄直宅に入つた。恒丸門東庄連にあって太筈につぐ位置にあつた兄直は、岡飯田村名主谷本嘉左衛門布恭の子で、恭陳と称した人物である。父布恭も俳号柑翠と称した俳人で、その名は既述の句集「春興」の中に見えている。翌十八日は樹林寺の名木四季咲の桜を見て、

イカサマに 大慈／＼の かへり花

第九節 文化について

老木や のめる迄もと かへり花

を吟じている。さらに十九日小南におもむいている。青野太筈の小南の居宅を訪れたものと見られている。一茶の年譜（信濃教育会編『一茶全集』附載）では、一茶は二十五日までここに滞在し、太筈と両吟歌仙を巻き、二十日には小南の俳人如翠子の求めに応じて、同家の「句勧進」の序を記している。

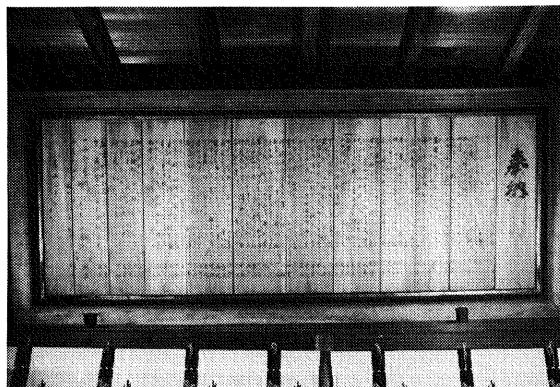
このような接觸を通して一茶と太筈・兄直らとの関係は直接的なより親密なものとなつた。翌文化八年（一八一〇）二月十一日から同閏二月六日にかけ一茶は東庄を再訪して太筈の家に逗留し、兄直家にも一泊している。なお兄直は文化十一年九月に没したので、一茶との交遊はこれが最後かと思われる。文化十四年五月から六月にかけて一茶にとって最後の房総地方行脚の旅において、六月二日鎌子から小南に入り、たまたま当地の雨乞にぶつかり、

雨乞に から鉢鉄の  
其はづぞ から鉢包<sup>(アモ)</sup>  
夕立や 祈らぬむらは 三度迄

を吟じている（「七番日記」）。

この旅を最後に一茶は故郷の信州柏原に退隠し、江戸の俳壇からも遠ざかるにいたる。その一茶が文政二年（一八一九）三月信州柏原より太筈死に江戸俳壇の腐敗をののしる書簡を送っている（『一茶全集』附載年譜）。同じ年恒丸の妻素月尼（今泉もと女）が蝦夷函館で六十一歳の生涯を終えたが、その遺骨は太筈の許に届けられ、恒丸の墓に合葬された。素月尼晩年の行跡は現在佐原市前原にある真如尼碑（千葉県香取郡誌所収）にうかがえる。翌文政三年太筈は天明以来の六十余国の大句作者二〇七二人、発句一万二千七百七十余を集成した「俳諧発句題叢」を刊行したが、これに一茶は自ら撰した自作の句百余を寄せている。さらに文政六年太筈は上野から信濃に向い、柏原に一茶を訪

ね、五日間滞在し、その間俳諧を共にしている。この後太笏は越後・出羽をめぐり、翌七年八月江戸に帰着するが、この間大塚右翠亭で難髪・出家を遂げるにいたる。この旅の紀行は同年刊行の「寂砂子」にまとめられている。その後越後長岡に草庵をしつらえ、江戸に半年、長岡に半年ずつ暮らした。それ故長岡の草庵を半年庵と号したという。文政十年（一八二七）十一月十九日信州柏原で一茶が数奇の一生を終えた。享年六十五歳。太笏もその翌年八月十八日長岡の半年庵で没した。享年は一茶と同じ六十五歳であった（『俳諧人名辞典』）。墓は小南藏福寺に残る。



天保二年九月東大社奉納の句額



嘉永四年九月東大社奉納の句額

彼の死の六年後天保五年（一八三四）四月十六日大原幽学は小南村（マム）を訪れ、青野桂次郎と由兵衛と語り合った。その際「文化十年癸酉の秋比より十一年甲戌の冬迄の内に信陽一茶坊より來ると聞え四五六の、彼一茶の直筆」二氏のを得」と記している（『道の記』卷二）。ここに見える年記の事実は一茶の年譜では確認しえないが、幽学が一茶に対して興味と関心を抱いていたことがうかがえて興味深い。

また、「東莊志」卷之五（貝塚音佐原治郎左衛門家文書）にも、東庄地域近辺の俳句についての記述が見られる。それによると、岡飯田村の柑翠が鹿島集の選者として紹介されている。さらに、鹿島集の作者として、岡飯田の枝直、青馬村の遠藤其明、溝原村の辺水、万歳村の茶彦、小南村の太筈などがその俳句を添えて紹介されている。そしてさらに文化、文政の人として、その活動が記されている。

太筈以降の郷士における俳諧の動向は詳にしえない。しかし天保二年（一八三二）九月東大社に奉納された句額には六八名の俳人が句を寄せている。附記されている在所名を見ると、現東庄町から海上・干潟・山田・小見川各町域にまたがり、また先に紹介した文化六年の句集に見える俳人の何人かがここにも見えている（府馬の素鳳、鹿戸の天耳ら）。恒丸門東庄連の余脈がうかがえる。また同社には嘉永四年（一八五二）九月に奉納された句額も残っている。催主は栗野の清竹、同盛橋、同其朝、小見川の得宜、志高の喜鶴の五名、福芝翁（得無）を撰者とするもので、これらも含めて合計一二七名が句を寄せている。幕末期の本地域の俳風のなお盛んな状況が、ここにはうかがえる。

## 第十節 いわゆる天保水滸伝について

### (一) 地元と天保水滸伝

どこへ行つても、東庄町というのより笹川といった方がよくわかる。笹川といえば、笹川の繁蔵であり、それは天保水滸伝であり、侠客笹川繁蔵と十手持ちの飯岡助五郎との大利根河原の決闘へと話はつながつてゆく。

昭和四年、浪曲シナリオ作家の正岡容が「利根の川風、袂に入れて、月に棹さす高瀬舟、人目閑の戸叩くは川の水にせかれるくいな鳥、恋の八月、大利根月夜、佐原囃子の音も冴えわたり、よしの葉末に露おくころは……されば天保十二年、抜けば玉散る長脇差、飯岡、笹川、しげぎを削る、伝え伝えし水滸伝……」と書いた名句の浪曲は、浪曲師二代目玉川勝太郎の名調子によつて、まさに全国津々浦々にひろがつていつた。

周知のように、本来の『天保水滸伝』とは、天保十五年(一八四四)の笹川繁蔵と飯岡助五郎との抗争をえがいた実録で、嘉永三年(一八五〇)に成立している。それ



は 笹川一家が幕府側によつて壊滅させられた翌年である（藤野泰造『天保水滸伝』について』『歴史論』六号）。

嘉永三年成立とされるこの天保水滸伝は、繁蔵と助五郎の抗争についての以後の物語りに大きな影響を与えていったのではないかと思われる。たとえば明治三十三年十月、年齢七〇歳の香取郡関戸村の菅谷翁の大部の「勢力一代実録記」全六巻、および「東国寄談実録記」全二冊（いずれも東庄町の天保水滸伝遺品館文書）は、その一例ではないかと思われる。

天保水滸伝の地元ともいふべき東庄地域ではこれをどのように記述したのであらうか。

明治二十八年五月に高木惣兵衛（当時 笹川村の根方在住）は「心得書」（高木堅吾家文書）なる書類を書き終えるさい次のように記している。高木惣兵衛は、明治十五年、自由党下総地方部結成に奔走した名望家である。

此書ハ余カ幼少ノトキノ師タル本村大木戸区土屋吉郎兵衛殿ノ心得書、且ツ履歴ヲ錄シタルモノナリ、此翁ハ明治廿四年四月、七拾有五年ヲ老期トシテ勑去シタリ、逝ク年ノ春余ニ此書ヲ附ス、余秘シテ之ヲ藏シ后世ノ覽ニ供ス

明治廿八年五月 高木惣兵衛

右にいう土屋吉郎兵衛家は徳川時代、須賀山村の中根家領（四七三石八斗余）の名主を代々勤めた家である。この吉郎兵衛は、右の記述から計算すると天保十五年（一八四四）には二八歳前後であったことになる。この「心得書」が吉郎兵衛の記述あるいは回想によるところが大きいから、次のような同書のなかの記述は参考になるであろう。

一 附寄洲料并願ヲ天保十五辰年七月、御代官高木清左衛門殿江上ル、御見分有之

同年八月六日朝

# 一 岩瀬繁蔵騷動之概略左二

右繁蔵、河岸大瀬間之端ニ居住之所、右六日之朝明ケ、飯岡村助五郎成者、上意ヲ以、四拾人余之手勢ヲ引連レ、船、陸、貳手ニ相成リ、同時ニ召捕ニ向ヘシ所、繁蔵并ニ勢力佐介其他之者共六、七名打テ出、飯岡之手勢散々ニ被追捲、(それのみならず)不夫而已、内壱人ハ大河岸ノ渚デ被擲伏、直ニ川中江押出シ被相流候よし、亦下永井村利兵衛ト申者ハ脇腹江鎗疵ヲ受ケ、字水神之地内ニ倒居ル、療養差加ヘ候得共不相届、終ニ相果ル、其他繁蔵方ニテ劍術遣ヘ浪人平田深喜ト申者數ヶ所手疵ヲ負ヘ、西浜通リ往還ニ倒レ居ル、治療不届、是亦相果ル、一体此者ヲ繁蔵儀、飯岡方之間者ト疑惑し一両日前ニ両刀ハ取上ケ置候由、然ル処六日朝騷動出来候ニ付、深喜儀無腰ニ而無致方、側ニ有合フヤクザ脇差ヲ押取、立合候よし、ヤクザ物ニ付、直ニ銭元より折レ、戦ヘ不相成、手疵ヲ受け、命ヲ捨タルよし繁蔵懸疑不致、両刀ヲ為持置候ハ、先方ニハ亦々多分之死人怪我人モ可出来事ト申合リ、尤茂飯岡ノ手勢ハ大半薄手カスリ疵ヲ不受ハ無之よし、繁蔵余類之者共ハ何方江参り候哉、其場より直ニ遂電ス、飯岡之手勢ハ其前ニ逃ケ去ル翌七日、関東取締出役桑山圭介ト申役員、不意ニ出役僕使致し平田死骸ハ仮埋被申附、西之内江埋ル、下永井村利兵衛死骸ハ同村江引取被申付、落着相成候事

弘化四未年七月

## 一 右繁蔵暗殺被致候概略左二

當時字別当内学校敷地ニ相成候大豆畑ノ中、往来より五、六間這入、庭五枚敷程之場所、散々ニ大豆踏切り、大ニ血汐カタマリ居候ヲ同月六日ニ見附、騷立候ニ付、見届候所、同人ノ朱鞘之刀ノ鞘腰中物落散リ有之タルニ依て暗殺ニ成候事相分ル、前夜之仕業之様ニ見認ル

(中略)  
(嘉永三年)

同年三月八日より也

## 一 勢力騷動之概略左二

右岩瀬繁蔵余類之勢力佐介、羽計忠吉、同勇吉、其他ノ者共、繁蔵死後、親分之敵ヲ取候ト唱ヘ、長脇差ヲ帶し鎗鉄砲ヲ携ヘ、

所々暴行之段、上ノ御聞ニ達し折節、三月八日ハ鎮守之神楽ニテ前日ニ野土香具之者数多集り見世割杯致候ニ付、明日之祭典ハ賑ハ敷可有之ト申合リ居候所、豈計也、右之野土香具ハ皆手配之間者ニテ前日勢力其他之者共、宿菓子や源藏宅ニ酒食致し居候ヲ見届ケ、其場ハ何気ナク置、然ル処翌八日朝六時頃、関東取締方数名、手勢三百五拾人余引連レ、不意ニ召捕ニ向ヘ所、宵ニ香具体ニ相成リ参リシ者ハ俄ニ右之同勢ニ加リ、銘々白ノ鉢巻、襷等迄同様之出立ニテ突棒刺投竹鎗等ヲ携ヘ差向キ右源藏宅ヲ取巻候處、右上意之者共ハ該手配之有ル事ヲ早クモ聞込、前夜之内ニ不残逃去リ老人茂不在ニテ、然レ共判然昨日迄居タル者ヲ所之者共押隠(嫌)し置ニ相違なしト懸疑ニ依テ折悪敷、前日酒食ノ席ニ右源藏隣家ノ者抔打(寄)居候ヲ間者ニ被見認メルニ依リ源藏并ニ其者抔ハ差向キ被縛、嚴敷責ニ預リ難渋ス、夫より村中、寺院等ニ至迄無洩家探ニ相成、少シニテモ不審ト被見認タル者ハ婦人ニ至迄俄ニ拾名余被縛ル、夫より出役方ハ名主八右衛門方江止宿ヲ構ヘ手勢ハ普門院ヲ止宿トス、村方より焚出し被申付ル、而シテ近郷近在八方手配ニ相成ル、羽計村□吉ハ同村ニテ被縛、其他宮本村□兵衛、今郡村□司等ハ被縛候得共、本人勢力其他ノ者共、不見当、然ル処同月十八日ハ小金野御鹿狩当日モ近寄リタルニ依リ囚人七、八名持曲ニテ東京表江差送リ手配一ト先引上ケニ成ル、尤茂(子)小分ノ不審ヲ蒙リ被縛タル拾人□之者ハ歎願相届キ赦免ニ成ル、実ニ稀成大手配ニテ閔八州之道案内人ハ不残御用ニ引タルよし夫故右之通リ之大勢也、夫より御鹿狩済、四月ニ至リ再手配ニ相成ル、同勢ハ以前ノ通り也、勿論式度目ハ当村ニ不拘、突掛ケ萬歳村江到着、追々手配之所、本人勢力佐介外ニ

両人 同村麦畑ニ潜伏し居ルヲ

被追出、夏目村金毘羅山江欠登り兩人互ニ鉄砲ニテ打合、自殺シ、上ノ手ニ不掛シテ相果ル、中々四夫之者ニハ珍敷事也

右をみると、若干、明治期の用語などが入ってはいるが、後述するように、一件当時の史料に、特に幕府側の一  
件直後の触書類に依拠するところが多かったことは事実であろう。それにしても、幕末、明治期のいわば現地側にお  
ける描写は客観的で、冷静であって、繁蔵と平田との確執さえも、そして、また平田の刀の問題なども示唆している。

しかし、昭和期に入つて、それは既述したように変容した形で全国的に天保水滸伝として喧伝されてゆく。

そのように喧伝された理由の一つは、平田深喜を病の浪人・平手造酒とし、彼を天保十五年の、いわゆる大利根河原決闘の主役的立場におしあげたことにあるのではなかろうか。つまり、昭和初期の世界的不況という背景のなかに、平手造酒を登場させて、彼の死を、より劇的なものにさせたことが当時の人々の共感をさそつたのではないか。

右のような昭和版ともいうべき新天保水滸伝の喧伝によつて 笹川がクローズ・アップされるにしたがつて、地元では、 笹川の繁蔵をできるだけ正確に記録しておこうという動きもかなりあつたようである。しかし、当時の段階では、古老からの聞き取り、伝承を整理したにとどまり、しかもそれらをかなり取捨選択してしまつたようである。にもかかわらず後述するように、その記録本ともいうべき小冊子『俠客 笹川の繁蔵伝』(昭和四年六月発行、昭和九年七月増補)は、今日でもその評価を保つてゐる(しかし後述するように、なぜか、平田深喜を平手造酒としている)。これは「千葉県香取郡 笹川町役場内 笹川町町是調査会」の刊行になつてゐるが、実質的には高木松風(当時 笹川尋常高等小学校校長の高木京一郎氏のこと)で、後、千葉県視学となる)の執筆によるようである( 笹川町町是は現在まで発見されてはいない)。この刊行の前に、謄写印刷本が出されていることは確実である。現存する謄写印刷本の「 笹川の繁蔵伝」(九年版と同一本。東庄町史編さん係藏)がそれであるかどうかは確認できないが、かなり慎重な計画のもとに出版されたようである。

参考までに『俠客 笹川の繁蔵伝』の「はしがき」の中から抜すいしてみよう。

……大正十四年職を 笹川に奉ずるやうになり( 笹川小学校校長になったこと。引用者)、 図らずも繁蔵研究の機会が与へられるこ

とになつた。然し實際は本務の方が忙しいのでなか／＼懐を満たすの余暇はなかつた。

然るに昨年の秋（昭和三年）、笛川町々是調査会の集りが学校の講堂で開かれた時、余談偶々繁蔵の事に及び、今の内に慥かなものを輯録して置きたいものとの話になり、自分が取纏めることになつた。

会長の五十嵐さん（五十嵐莊太郎氏のこと。笛川町長を歴任）を始め有志の方々が、古文書の公開、資料の提供、有益なる助言等調査上多大な便宜と後援とを与へて呉れた爲に…………（引用者）一先ず完結することになつた。

……此の調査に当つて私が最も苦心した点は事實の正確といふ事で、當時の記録、古老人の直話（當年九十三歳なる林仁右衛門——其の他）、実地の踏査、口碑の調査等、相互相考証して疑義の存するものは勤めて之れを避けることとした。事件の年月日や人物の年齢等は絶べて當時の記録に拠つたものである。

……繁蔵の俠氣こそ實に愛すべく伝ふべきものであるが、何といつても博徒の親分であったのだから八州役人の目からは有難いものでは無かつた。従つて當時の文書の中には彼の俠氣を窺ふに足るものはない。……坊間流布の稗史小説等一通りは参考迄に読んで見たが、嘉永三年に出版された天保水滸伝が事件直後の作であるとの、著者が実地調査の上に書いたと断つてあるだけに、当つて居る節々が多いやうである。（後略。句点を入れて補正した個所がある。引用者）

これをみると、かなり史料にあたつたり、あるいは一件當時、子供ではあつたがそれを見聞した人々から聞き取りをしたりしていることがわかる。しかし、當時の段階としてはこれらの史料の保存にまでは思いがおよばなかつたものらしい。なお、同書の末尾の笛川地誌は増補版のさいつけられたものらしい。

さて、太平洋戦争が終つて、歴史学の研究も長足の進歩をとげた。

昭和三十五年八月六日より六日間にわたつて行われた千葉大学文理学部史学科の国史学関係者（代表小笠原長和氏）らによる東庄町史料調査の報告書（「千葉県香取郡東庄町近世史料調査報告——幕末に於ける利根川下流域農村の一姿相——」

『千葉大学文理学部紀要・文化科学篇』第三輯はその中で、「農村の荒廃」として、いわゆる天保水滸伝にふれている。そこには多田庄右衛門家の嘉永二年「御用御触書写」の「無宿控」と「差上申一札之事」、その他が収められている。これらの史料は今日ほとんど見ることのできない貴重なものをふくんでいるが、これらによつて新天保水滸伝（以下、天保水滸伝と称する）の実像をかなりうかがうことができる。特に嘉永二年の繁蔵子分の勢力佐助およびそのメンバーの最期の情況、その他がよくわかる。

ここでは、現存する史料を中心として、そして不十分な点は右の未見の史料を収録する報告書などを使って、天保水滸伝について述べることにする。

## （一）羽計村と繁蔵

天保水滸伝を年代風にならべてみると次のようになる。天保十五年（一八四四）八月、大利根河原の決闘、弘化四年（一八四七）七月、 笹川繁蔵暗殺、嘉永二年（一八四九）四月、小南村金比羅山で勢力富五郎（佐助）自殺、嘉永三年、「天保水滸伝」の成立となる。

しかし、それ以前の繁蔵についての史料（羽計枝昭家文書）がある。

すなわち次に掲げるのは「天保六年二月 関東御取締御出役 原戸一郎様御吟味付 被仰渡候書面之扣」という表紙の史料に收められているもので、 笹川繁蔵が関東取締出役によって召捕られたことを示すものである。

### 差上申一札之事

第十節 いわゆる天保水滸伝について

一 私義去午年十二月中、同村□左衛門殿妹誘出し、其上不濟儀有之、御同人より其筋へ御願中、風聞御聴ニ入趣ニ既ニ今般閼東御取締御出役原戸一郎様江被召捕、御吟味奉請恐入奉存候、則□左衛門殿妹□□義御取上ヶ被仰付奉差上候上は右婦人ニ聊も執心之義無之候、然上は何方へ縁組有之候共少も申分無之候、然處私身分之義、猶此上追々御吟味可被仰付旨、誠以恐入奉存候間、御吟味是迄ニ而御下ヶ被下置候様御慈悲御願之義奉願上候、此上右一件ニ付、□左衛門殿ヘ対し恨ケ間敷儀ハ勿論平生共禁酒致し風俗悪敷所ヘ立交リ不致、正路ニ渡世相守り少ニ而も他より非判不請様可仕候、芳藏義も前同様御願申上候儀ニ御座候、各々方より□左衛門殿江御詫被下、私義并ニ芳藏義も御下ヶニ相成り候様御願可被下候様、先般後悔改心仕候義も偏ニ今般之御利解与難有奉存候、勿論風聞たりとも不宜義、御聴ニ入候上は直様御差押何方へ成り共御勝手次第御差出し可被成候、其第一言之子細申間敷候、爲後日差上申、親類加判御願詫一札仍而如件

天保六未二月

羽計村七左衛門弟

繁 蔵

兄

七左衛門判

右組合

治 郎 兵 衛

嘉 兵 衛

与 右 衛 門

次 郎 兵 衛

右代 兼  
源五左衛門判

右名主

万 五 郎

組頭

治 郎 兵 衛

繁 蔵 兄

須賀山村

嘉 三 郎

右名主

庄 右 衛 門

(中略)

(宛名は平山村名主吉左衛門、谷津村名主平八、鹿戸村名主源右衛門、今郡村名主弥右衛門、新宿村名主平右衛門、石出村名主喜左衛門、<sup>(部)</sup>高辺村名主新兵衛、須賀山村名主幸七、羽計村名主甚左衛門、開発村長五郎となつてゐる。すべてに殿がつけられてゐる)

(中略)

乍恐以書付御慈悲奉願上候

下總国香取郡谷津村、鹿戸村、今郡村、平山村、石出村、高部村、須賀山村、羽計村、右九ヶ村一同奉申上候、内藤主膳様知行所同國同郡羽計村□郎兵衛惣芳藏義、今般繁蔵爲引合、佐原村御旅宿江被召出、同人与馴合、不宜義有之、御吟味奉請、恐入奉存候、右は全心得違義、依御利解、今更癡明仕、先非後悔致、已來ハ急度改心仕、農業專ニ可相守候、身分相慎、渡世出情爲致可申候、何卒以御慈悲御吟味、是迄ニ而御下<sup>(ケカ)</sup>希被下置候様奉願上候、然上ハ已來芳藏身分ニ附添、教訓仕、放湯ニ立不戾様申合、不埒之儀有之候得は私共申合、差押、其御筋へ差出し可申候間、右御願之通り被仰付被下置候様偏ニ奉願上候 以上

天保六未二月

久世三之丞知行所

下總国香取郡谷津村

名主 平 八

石河數馬知行所

同國同郡鹿戸村

名主 源右衛門

同知行所

同國同郡今郡村

名主 弥右衛門

小沢彈正知行所

内田伊勢守領分

同國同郡平山村

同國同郡新宿村

名主 平右衛門

大岡宇兵衛知行所

同國同郡石出村

組頭 喜左衛門

本目主膳知行所

同國同郡高部村

名主 新兵衛

第三章 近世

七〇六

名主 吉右衛門

中根孫之丞知行所

内藤主膳知行所

同国同郡羽計村

勘左衛門  
長右衛門

同國同郡須賀山村

庄右衛門

楫斐与右衛門知行所

差添  
勘左衛門

同國同郡羽計村

名主 莩左衛門

甚左衛門

閑東御取締御出役

原戸一郎様

前書之通り申上候所、書面之芳藏義、當分之間、村預ヶ被仰付候間、急度爲相慎置、心底見極メ、此上不慎之義有之候得は其段も追而御廻村之節可申上旨被仰渡附、一同承知奉畏候、依之縫添を以、御請印形差出し申候以上

前書

平八

源右衛門

弥右衛門

吉右衛門

喜左衛門

庄右衛門

甚左衛門

勘左衛門

長右衛門

(中略)

継添

前書之通り申上候處、書面繁蔵、當分之間村預ヶ被仰付置候間、急度爲相慎、心底見極メ可申、若此上聊ニ而モ不慎之義有之候ハ  
、即刻御廻村先江可申上、等閑之儀有之(蓮)おひてハ當人并ニ親類共ハ勿論今般蓮印之者共、嚴敷御取調御差出可被成候段、且又改  
心之上、農業、家業出情致候ハ、其段も追而御廻□□へ之節先江可申上段被仰渡、一同承知奉存候、依之以継添ヲ御請印形差出  
申候、以上、(後略)

これによつて、大利根決闘の一〇年前の天保五年に繁蔵（羽計村七左衛門の弟であり、須賀山村嘉三郎の弟）が羽計村  
□左衛門の妹□□を誘い出したため、関東取締出役に召捕られたことがわかる。そして羽計村□郎兵衛の伴芳蔵も  
この一件に関連し、佐原へ召出され、吟味をうけ、改心することを誓つていることもわかる。

この一件について地元では、早くからその史料の存在が知られて、いたしか繁蔵を弁護する人々も多い。つまり、  
両者はもともと相思相愛の仲であつたが、娘側の親（大地主、かなりの資産家）がそれを認めなかつたために話がこじ  
れて一件になつたという。

なお、右の羽計村七左衛門とは繁蔵のすぐうえの兄のことであり、須賀山村嘉三郎とは同村大木戸に在住している  
繁蔵の長兄のことである。繁蔵家はもともと羽計村で代々岩瀬七左衛門を襲名したといわれ、醤油と酢の醸造を行う  
名主（分給）百姓であつた。同家は天明三年、繁蔵の父嘉三郎の代の時、須賀山村に醸造の出蔵を作つたという。嘉  
三郎は次男に羽計村の本宅を継がせ、自分は長子嘉三郎（父の名を襲う）とともに須賀山村大木戸に住むことになつ  
た。笹川の繁蔵はその三子として生まれたという。以上は前記『俠客 笹川の繁蔵伝』によるが、同書は、一説には  
羽計の本宅で生まれたとも記している。これらについては子母沢寛『游侠奇談』にもくわしく述べられている。子母  
沢氏は史料（ただし読み下し文）を掲さいしている。

右によつて羽計村七左衛門が、そして須賀山村嘉三郎が、それぞれ繁蔵の次兄と長兄である事情がわかるである。

そして、今日、消滅などのため見ることのできない史料（寛政四年「兼松又四郎知行所羽計村高軒別」、明治三年「羽計村高帳」、いずれも岩瀬七左衛門家文書）を使つた既述の『千葉県香取郡東庄町近世史料調査報告』によると、寛政四年（一七九二）には七左衛門家は四〇石三斗八升（同村兼松知行地分のみ）であった。しかし、明治三年には一四石四斗二升に減少し、他の知行分の同家の所有地を全部あわせても一二石一斗二升に過ぎなくなつてゐるという。

### （三）大利根河原の決闘と、それ以後について

天保十五年八月に、いわゆる大利根河原の決闘があつた。これについては前述の、明治期の「心得書」にもくわしく記されているが、次に掲載する「神私実事」（宮本・飯田真也家文書）は事件直後のものであり、廻状なども含まっている貴重なものである。この史料は、すでに『千葉県史料』（近世篇 下総国上）に次のように収録されている。

（天保十五年甲辰八月）  
同十日朝雨有晴、羽計村名主七左衛門弟繁蔵と申もの笠川に出稼籠在候所、性質博奕諸勝負を相好、頗不埒之ものに有之候所、如何成遺恨相含候哉、当日四日夜、飯岡村助五郎と申もの宅え党類五、六人召連切込、尤其節は双方手負等も無之引取候所、右助五郎は太田村寄セ場役人代にて、関東御取締御出役御廻村節は、道案内も可仕ものにて、兼て右繁蔵外無宿武人之もの可召捕旨、関東御取締方桑山圭助殿より召捕狀も被渡置候に付、右助五郎子方之もの凡武行人斗りも召喚、銚子辺より舟にて笠川え相廻り、右繁蔵可召捕手等にて同人宅え立迎ひ、御上意之趣申聞候所、繁蔵方にも兼て相心得、党類之もの大勢相集置、御上意手

向ひの及挨拶、竹鎗其外にて突立、折しも同六日曉闇之節にて、散々に被突立、右助五郎方手負大勢有之、放々の躰にて舟三て逃帰り、野尻村え相揚り候所、子方の内野尻にて及落命候ものも有之、其外舟に乗おくれ、 笹川岸にて亡命之ものも有之由、折節関東御出役取締方桑山圭助殿佐原辺え御廻村有之候に付、相訴候所、早速 笹川え御出役被成、場所御見分被成、繁蔵方にも剣道修行浪人平田深木と申もの即死、其外手負人も有之趣に候所、繁蔵始其外のもの共は逃去候に付平田深木死骸取片付申付、場所書被仰付、繁蔵兄羽斗村名主七左衛門御召捕、小見川え借牢被仰付、夫より野尻村え御廻村有之、助五郎方御糺之□同人義も取斗方不行届之向御理解有之、是又腰繩三て飯沼村え借牢被仰付、即死之もの死骸引取、仮葬可仕旨被申渡、其外大勢之手負人等御改被成、銘々宿元え引取、治療可差加旨申渡有之、然ル処、右大勢え手疵が爲負逃去候、繁蔵其外党類之もの共山野に隠居候も難斗に付、野尻村組合、飯沼村組合太田村組合、右三組合の村々八、九拾ヶ村之惣百姓共は、昨九日手に手に竹鎗、鳶口等携山狩被仰付、今十日又々小見川、万才組村々惣人足にて、山狩被仰付候ニ付、当村之儀も夫々村方地内之山野相尋申候、追て承に、助五郎方には下永井村彦四郎、同利兵衛、木之内村金蔵三人落命之由、尤木之内村金蔵ハ実々即死ニテ、死骸も刀弥川え流出候哉ニテ不見當候之由承之、

右繁蔵外老人人相書御廻状左之通

当月六日召捕方人数之ものえ爲疵負逃去り候下總国香取郡羽斗村人別ニテ、須賀山村 笹川岸ニ出稼籠在候繁蔵并同郡万戈村元角力清力佐助人相書

下總国香取郡須賀山村

字 笹川岸に籠在候

繁  
蔵

一年令三十五、六歳位

一眉毛濃眼細キ方

一鼻筋通り色白キ方

一月代薄く耳大キ成方

一口常跡

一其節着用不分

同郡万歳村

元相撲

清力佐助

一年齢廿七、八才位

一中丈太り候方

一眉毛こき方

一眼細く鼻高キ方

一顔丸く色黒し、口大キ成方

一月代薄く耳常跡

一常時眉間切疵巻ヶ所、其外手疵負有之

一其節之着用不分

右之通り之者立廻り候ハ、搦捕、自分廻村先え早々注進可申候、尤道案内相勤候もの、其外穢多番非人等えも兼て申聞置、無油断心付ケ、右之外同類も有之候間、聊心障り之ものは差押、且湊舟付等之場所ハ尚更心付、乗舟致し候ものハ夫々名前相糺可被申、勿論取違等は不苦候條、疑敷ものハ搦捕早々注進可被申候、此廻状村下え令受印、刻付を以、早々順達従カ留可被相返候、已上、

辰八月十日 関東御取締出役 桑山圭助印

同十七日晴、右繁蔵一件二付、今日須賀山村役人并支配下五十嵐兩家、羽斗村役人并七左衛門、右方え見舞ニ罷越、

右によると、天保十五年八月四日、繁蔵側五、六人が飯岡村助五郎宅へ切込んだが、そのさいは双方に負傷者は出なかつたらしい。そして両者の本格的対決は八月六日の明け方であつたことがわかる。この神私実事は、幕府側の記録もそのまま挿入してある地元側の史料である。

さて、八月六日の対決は、助五郎側が約二〇人で上意をもつて繁蔵側を襲つたことに始まるが、助五郎側は死者三名を出すなどして敗北に終る。しかし、繁蔵側にも「剣道修業浪人平田深木」の即死と若干の負傷者が出てゐる。この平田については既述の高木惣兵衛の「心得書」には「平田深喜」とあつた。子母沢寛『游侠奇談』も徹頭徹尾「平田深喜」としている。

この決闘が終るや、繁蔵側は逃亡したので、彼の兄の羽計村名主七左衛門が召捕られ、小見川への借牢となつてゐる。借牢とは仮の牢のことと、形式的入牢のことを指すのであろう。繁蔵は、羽計村人別であり、そして須賀山村笛川河岸に「出稼籠在候」と、幕府側に把握されている。だから須賀山村の嘉三郎（繁蔵の兄）には責任が及ばなかつたのであろう（前述の天保六年の羽計村□左衛門妹一件のさいにも繁蔵は、羽計村の繁蔵とあつた）。

飯岡村助五郎も取計い方が不行届といふことで「腰繩」で飯沼村へ借牢となつてゐる。そして繁蔵などを捜索するため九〇か村の惣百姓が山狩りに動員されていることがわかる。

また、繁蔵の一の子分である、いわゆる勢力富五郎については「元相撲 清力佐助」とし、彼がかつて相撲取りであつたことを示している（繁蔵についてはそのような記録はない。しかし繁蔵は相撲が好きでこの地方では強かつたといわれている）。

さて、次の史料（羽計 羽計致昭家文書）は一件後五日目のもので、繁蔵子分の無宿者（羽計村 右衛門伴）の身元札しに対する回答である。

乍恐以書付奉申上候

兼松又四郎知行所下總国香取郡羽計村組頭多郎左衛門奉申上候、百姓□右衛門伴ニ而當時無宿□吉身元御糺ニ御座候

此段□吉義、平日農業渡世相嫌ひ、親申付も不相用、親類組合并身寄之者度々異見差加へ候得共、弥不身持相募、無是非、右之始末地頭所江願之上、去ル天保十亥年二月中除帳ニ相成候義ニ御座候

右御尋ニ付奉申上候通少も相違無御座候、以上

兼松又四郎知行所

下總国香取郡羽計村

組頭

多郎左衛門

天保十五辰年八月十一日

右

関東御取締御出役

桑山圭助様

これによると□吉は、すでに天保十年二月に除帳になつて羽計村人別から外されているとある。勘当になつたものであろうから、親の責任は問われない。なお、後年の嘉永二年五月の段階で、彼は勢力兄弟分として「行方不知レ」と記録されている（「嘉永二年酉ノ三月八日より 势力佐助江手配之覚須賀山村名主庄右衛門」、仲内 多田庄一郎家）。彼だけは逃げ切つたものであろうか。

次の史料（今郡 宮口祥雄家文書）は天保十五年（弘化元年）一件の翌年のものである。これによると、勢力の佐助（富五郎）が立ち廻つているということで、嚴重な触渡しが行われていたことがわかる。

御請書之事

去ル辰八月中不届之及所業ニ逃去候香取郡羽計村無宿繁藏、万才村無宿佐助義、此節内々立廻り候趣、御聴ニ入從、其筋嚴重御触渡之趣、委細承知仕、小前末々迄茂逸々申渡し置候處相違無御座候、依之村々御請印形差上申処如件

弘化二巳年三月

須賀山村

四給惣代

名主

八右衛門

藤沢村

源右衛門

羽計村

名主

嘉右衛門

谷津村

名主

平八

今郡村

名主

孫兵衛

高郡村

名主

庄兵衛

新宿村

名主

触先小見川

名主

平山村

太兵衛

四郎右衛門



ビヤク橋の碑「笹川繁蔵最後の跡」

しかし、弘化四年になるとこのような厳重な警戒も解けてきたという。ほどぼりがさめてくるというのはこのことを指すのであろうか。同年春、繁蔵は須賀山村へ戻ってきた。子分たちもぞくぞくと戻ってきたという。そして、同

年七月六日、繁蔵は、びやく橋（明治期の記録では、つまり既述の「心得書」では「字別当内学校敷地」のあたり）のところで暗殺されたらしく、血潮がいっぱいであった。だから暗殺は前夜（七月五日）のこととされている。暗殺者は飯岡助五郎側とされている。死体はなかつたので、血痕の土を集めて坊内原の共同墓地に埋められた（笹川繁蔵の墓は、須賀山村の岩瀬家の菩提寺である西福院にある）。

繁蔵の暗殺によって、繁蔵一家の者たちは、かなり動揺したが、助五郎への報復を決意したらしい。そして、繁蔵子分の筆頭である勢力富五郎（清力佐助）らは着々と戦闘体制をととのえつたようである。しかし、村方にとてはそれは迷惑であつたらしい。次の願書（今郡 宮口祥雄家文書）をみられたい。

乍恐以書付奉願上候

□さき国香取郡万才村

無宿勢力事

左 助

右之もの儀、所業不宜もの大勢相集、隠鉄砲所持致、村々押歩行、無躰喧嘩口論等仕掛け其外如、何様之所業ニ被及、片時も安穏不仕、追々農事も難相勤様ニ相成、難儀至極ニ仕候間、何卒格別之以 御慈悲、左助外余党之もの共御召捕被成下置、村々小前惣百姓一同安心仕、情農罷成候様仕度、此段連印を以奉願上候 以上

最寄何ヶ村惣代 誰

右によつて勢力佐助らの召捕りを最寄りの村々が願つてゐることがわかる。ただし、その日付けは明記していな  
い。そして次の史料（多田庄一郎家文書）は日付けが嘉永二年四月と明記されてあつて文体は前掲史料と似てゐる。この史料は「勢力佐助江手配之覚」の中に収録されてあるもので、勢力佐助が追いつめられてゆく最中のものである。

乍恐以書付ヲ奉願上候

下總国香取郡万才村

無宿勢力事佐助

右之者并ニ同類惡党共大勢相集、鎗鉄砲等所持村々横行いたし喧嘩口論仕掛、其外金錢掠取、又は衣類食事等押借致し、片時も安心不仕候処今般為御取締被為遊御廻村一同難有仕合ニ奉存候、然處未タ惡党共隱忍居候處、難相分趣、乍恐奉承知候、此儘御引拂ニ相成候而は猶々難渋、安心不仕候ニ付、農業相止候而も右様の者共御召捕ニ不相成候而は村々難渋至極仕候間、何卒以 御慈悲ヲ右之者共御召捕ニ相成候迄御出張之上、御下知被成下置候様一同拝而奉願上候、以上

嘉永二酉年四月 右最寄村々

八十ヶ村連印

第十節 いわゆる天保水滸伝について



勢力富五郎の碑がある金毘羅山・小南地先（左）

〔やや細字  
斎藤様万才村御宿ニ付右八十ヶ村被召寄せ願上候願書写之〕

この史料によって、村々では、召捕りがすべて終るまで関東取締出役一行が引揚げないことを願っていることがわかる。末尾の「八十ヶ村連印」とは改革組合村の万歳村ほか三三か村と小見川村ほか五五か村の大部分の合計のことであろう。

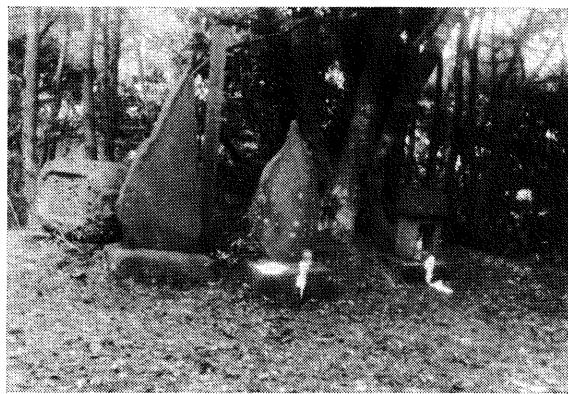
先述の「神私実事」（『千葉県史料』所収）をさらに見よう。

〔嘉永二年正月朔日〕亥、晴、悪党共一條御鹿狩後、猶又嚴敷御詮鑿有之候え得、頭取勢力佐助其外いた捕残之もの共、数多手懸り無之、今日當最寄七拾余ヶ村、村毎ニ小道等相塞、村々出口々々木戸番屋等出来、昼夜立番にて探鑿可致旨、御取締方より厳重に被申渡候由ニて村々一同其通取計申候

同廿八日、晴、悪党共一件関東御取締出役斎藤畝四郎との重立手先之数百人、其外村々人足を以相尋候え共、頭取佐助其外五、七人のもの不見當有之候所、近日万才村より遂出候手先并最寄六、七拾ヶ村之人足ニテ小南村地先并愛宕山え追上ヶ候所、勢力佐助外壱人、山の頂ニテ相勵キ、手先之内土浦、内田組之もの壱人鉄炮ニテ打殺、其外両三人為手負、右佐助米助外壱人共、其場所ニテ即日殺候

右の末尾の「即日殺候」とは既述の「心得書」にもあるように自殺のことである。既述の「心得書」には鉄炮で「打合自殺シ」とあり、同じく既述の「勢力佐助江手配之覚」では切腹とある。

この一件で繁蔵一家は壊滅している。その状況は既述の「千葉県香取郡東庄町近世史料調査報告」収録の史料（多



金毘羅山の勢力富五郎の碑（中央の2基）

田庄一郎家文書）、および「勢力佐助江手配之覚」でよくわかる。いったんは逃げのびた者も後日ほとんどが捕えられ、処分されている。まさに悲惨である。

今郡村のものと思われる、嘉永式年十二月改「勢力御召捕方御手配入用取調帳」（今郡 宮口祥雄家文書）によると、右一件で同村では約金四両二分と銭一貫四八文を支出している。そのほかにかなりの労働力（徵發人員）が要つたものと思われる。

#### (四) おわりに

このようにして、いわゆる天保水滸伝一件は終るが、この時期、あい次ぐ飢饉によって、幕府側では財政窮乏が激化していった。そして他方、農民側では土地を売って、持高を減らす人々も多くなっていた。都市に近いところでは無宿となつて都市に流れこむ人々も増えていった。

須賀山村の笛川河岸の周辺では日銭の入る仕事があつたため、人々が集まつていた。そのため、渡世人あるいは俠客と呼ばれる人々も発生していった。だから、繁蔵と助五郎の出入りも、そのような角度から見る必要があるとする意見も多い。



天保水滸伝遺品館

ところで繁蔵の墓などの建設の由来については既述の笹川町町是調査会『俠客 笹川の繁蔵』、および野口政司『実録 天保水滸伝』などを参照されたい。野口氏の同書は郷土を愛する情熱によって資料が集められ、執筆されている。同書の末尾には次のようにある。参考までに記しておく。

「暗黒時代の要因の一つである博徒の横行は悪であり庶民にとつてまつたく迷惑なことであつたが、一般の人々の心根としてはむしろ容認される程度のものであった。彼等博徒仲間には堅気以上の義理と人情を重んずる氣風があり一宿一飯の義理で命を捨てる仁義と称される鉄則があつた。

遊侠発生の地であるこの土地に昔から渡世人の批判、悪口などがきかれな。これも繁蔵の人柄の良さにも依ると思われるが彼等の日常が並はずれたもので無かつた事が想像される。これに引替え助五郎などは庶民の間から『二足の鞋』と軽蔑された。

河川の氾濫、生活の不安、浮浪者が多く出る極限の生活状態ではむしろ政治に対する反抗心が先に立つのは当然であった。(後略)」

」のように、野口氏は繁蔵側に暖い目をそいでいる。

なお、海上郡飯岡町の伊藤実氏の『飯岡助五郎』は、どちらかと言えば助五郎側から書いたものであるが、参考になる(現在、東庄町観光協会の「天保水滸伝遺品館」では既述の若干の史料のほか、「遺品」も保存、展示している。また、「天保水滸伝」についてのパンフレットなどを発行している)。

## 第十一節 幕末から明治へ

### (一) 江戸時代終末期の村々

幕末期の村々では一般には種々の出入り、騒動が増えてくる。一つには、支配者である領主側の統制力がゆるんできたからである。それは農民たちが地主層と小作層へと分解してゆき、その結果土地を失った人々が日雇いに出かけたりして、封建制の基盤がゆるんでゆくことでもある。

この時期、世界の情勢も日本に大きな圧力となつていった。特に、先進欧米列強諸国とのアジアへの進出は日本に大きな影響を与えた。文化五年（一八〇八）にはイギリス船のフェートン号事件がおこり、そして文政八年（一八二五）には異国船打払い令がでている。これは、「一念なく打払いを心がけ」よというもので、別名、「無二一念打払い令」ともいう。当時の緊迫した状況を物語るものである。

天保十一年（一八四〇）のアヘン戦争は、先進国イギリスが中国（清）へ麻薬を売りつけるための侵略戦争として、日本人々に大きな衝撃を与えていた。そして、嘉永六年（一八五三）のペリーひきいる艦隊によるいわゆる黒船来航、ついで安政元年（一八五四）のペリー一行の再来による日米和親条約（神奈川条約）締結、安政三年（一八五六）の下田での日米修好通商条約締結へと歴史は急テンポで進む。それは日本を激動の中に急激に捲きこんでいた。

日米和親条約が結ばれてほどなく起ったのは、尊皇攘夷論による条約調印反対論であった。加えて、第一四代將

軍の座をめぐつて水戸派（徳川斉昭、松平慶永らのグループで、斉昭の子の徳川慶喜を將軍に推す）と紀伊派（井伊直弼ら幕府保守派のグループで、紀伊藩主の徳川慶福を將軍に推す）との対立がからんで、それは支配層を二分する激しい争いとなつた。

以後、井伊大老派による安政の大獄、開国（貿易）による国内物価の急激な値上り、そして井伊を倒した万延元年（一八六〇）の桜田門外の変へと、政局は大きく揺れ動いてゆく。流れは反幕府勢力の増大であった。しかし、尊皇攘夷派は、元治元年（一八六四）七月の蛤御門の戦い（禁門の変）で、大きく後退する。だが、長州藩の尊攘派は倒幕派として再生し、薩摩藩との提携に成功する。いわゆる薩長同盟の成立である。以後、公武合体派主導の大政奉還、倒幕派の戊辰戦争を経て、明治維新政府が成立する。

## （一）文久・元治期の状況

ところで元治元年七月の蛤御門の戦いから、約四か月前の同年三月二十七日、水戸藩の尊攘派の藤田小四郎（藤田東湖の子）、水戸町奉行田丸稻之衛門らが常陸の筑波山に挙兵した（彼らを天狗党ともいう）。筑波勢は同志をあつめ、ついで下野各地に出陣したが、彼らのなかには軍資金を手に入れるために各地の豪商、豪農を脅迫するものがいた。それは下総、上総の地域にまで被害を与えている。そして彼らの名を藉りて農村を荒らす者なども多く現われている。しかし、筑波挙兵以前の文久元年、すでに水戸藩の尊攘派の激派は多く脱藩して浮浪化し、常陸玉造・潮来などの郷校を根拠地としながら、近在の富農層などから軍資金を徴発している。彼らは郷士、神官、村役人有志を集めて軍事訓練を行なつていた。彼らは文久元年一月十一日、小見川陣屋および同所町人共へ金子を強要したり、多古村、飯

権村などへも押しかけたりしたため、利根川筋は通行できなくなつたほどであるという（『水戸藩史料』下編）。

さて、右と同じ年の文久元年（一八六二）二月十二日と推定できる日に水戸浪人ら二人が多田庄兵衛家に急用の書状（多田庄兵衛家文書）を送り、潮来村松坂屋秀次郎方に来るようになると通告している。もし、迷惑なら、こちから出かけてもよいとしている。署名は兜惣介、川又左市郎である（両者とも水戸浪士である。これについては後述する）。

結局、二月十六日、多田家は金三〇両を右浪人らに献金している。次の史料（多田庄兵衛家文書）はそれを示しているが、署名者（大津彦五郎）が一人ふえている。後述するように大津は首領的立場にある。

覚

一 金三拾両也

右は爲國事同志一統江尽力金、前書之通り慥ニ落手致候、爲念如此ニ御座候、以上

文久元年  
万延二年二月十六日

川又左市郎

兜 惣 介

大津彦五郎

須賀山村

多田庄兵衛殿

しかし、この一件についてもっと詳しい史料（多田家文書）がある。それには端裏書に「水府浪人さわぎ當時 書類」とある。この史料は領主側に提出した控えであり、それによつて右に掲げた「覚」および呼出状の控も同時に差出したことがわかる。これには次のようにある。呼び出しをうけた翌日の十三日、多田庄兵衛の召使重左衛門が潮来

村へ行き、川又と兜の兩人に会い、尽力金一〇〇両を要求される。この尽力金は五〇両に下げられ、結局、三〇両で決着した。金一〇両はその場で渡し、あと金二〇両はその夜に潮来の松坂屋秀次郎へ届け、大津彦五郎ら三人の連名の請取書をもらったという。

大津彦五郎が実際にその場所に居合せたかどうかは分からぬが、彼は右の六日後の二月十八日に水戸藩の説得によつて自訴し、二十四日に水戸藩評定所に拘留されている。そして兜惣介（左右介）、川又佐市郎（佐一郎）も同日逮捕の手配がなされている。大津は大津之綱彦五郎として知られ、自訴ののち入獄とはならず、「囚室を城東細谷村に設けて幽閉謹慎」（『水戸藩史料』下編）となる。彼は同年五月、絶食して命を絶っている。時に二十四歳であった。川又左一郎は、もと農民で、文久三年（一八六三）十月の但馬国生野の変に加わり死んでいる。

## 一 金三拾両也

石河豊前守知行所

同國同郡須賀山村

大庄屋  
庄 兵 衛

是は水府浪人川又佐市郎外堺人より当十五日申談義有之候間、同十三日潮来村松坂屋秀次郎方迄可罷出、万一一迷惑ニも候ハ、此方より可罷出旨、呼状差越ニ付、相驚、不敢、庄兵衛出府ニ付、召使重左衛門潮来村江龍越、右浪人川又佐市郎、兜惣助ニ人ニ面会致候所、尽力金百両可差出旨被申聞候間、代之事ニ而甚タ當惑仕候趣申入候処、然は金五拾両ニ勘弁致し遣し候趣被申聞候得共、何分迷惑之趣相縋り、爰ニ金三拾両ニ而聞済ニ相成、本文金子之内、金拾両川又左一郎、兜惣助兩人より秀次郎方ニ相渡し、跡金之儀、夜ニ入、松坂屋秀次郎方江持參致し候処、浪人共罷居り可申ニ付、右秀次郎江金武拾両相渡し大津彦五良ノ外ニ武人連名之請取書相渡候間、請取迄ニ帰し候儀ニ御座候、依之右呼状写、請取書写共相添奉申上候

右の一件から一ヶ月も経たない文久元年三月には浪士たちは、「武州横浜へ押出候節ハ水戸往還」ならびに木下、成田筋は差支があるので、船にのって下総国小見川村、笛川村、銚子港辺の河岸へ上陸し、それから同国八日市場横芝を通り、あるいは九十九里より房州海岸へ行つて乗船している風聞である、と幕府代官は報告している（『水戸藩史料』下編）。

右から二年後の元治元年三月、既述したように藤田小四郎ら水戸藩尊攘派の筑波山拳兵があり、事態は大きなヤマ場を迎える。幕府は同年五月二十三日に取締りのための触書を出し、浪人体で、怪しい者はたとえ水戸殿の名目を唱えた者でも、召捕りに手向つた場合は切捨てても、打殺してもよいとしている。また、それらが多人数の場合は、村々の者が申合せ、搦め取るようによせよ、もし手に余るようであつたら打ち殺してもよいとしている。この触書きが出来てから数日後、関東取締出役は香取郡組合村々に対し、右の触書きと同一文言の内容を通達している。この触書きに対し、組合村々は請書を出している。たとえば元治元年五月二十七日の香取郡万才村組合三四か村の請書に次のようにある（川村優「幕末の水戸藩騒乱と下総国の一動向」『茨城県史研究』一〇号）。

（前略）

前書被仰出候、就而は村々ニ而男老人ニ竹鎗老本、わらし巻足宛用意致置候は勿論、鉄砲又は何ニ不寄、得物等携、何れ之村方ニテ鳴を相立候共、早速駆付、相互助合搦押、手余り候ハ、打殺切殺候而も不苦、其村方而已迷惑不相懸様、今般一同談示之上、以來非常臨時入用之義は、組合内惣高割出金可申等之事、

一、御触面之者共村方江立入候節は、早々寄場惣代村江注進可仕候、若押隠置候歟、又は其場江早速不駆付村方は、其入用爲差出可申候、

右之通組合村一同評議之上、取極申候處、聊相違無之候ニ付、連印議定依而如件

（以下略）

略した部分も含めて、その内容を要約してみると、村々では男一人に九尺の竹鎗一本とわらじ一足を用意し、鉄砲、または何でも「えもの」などをもち、いつたん他村から合図があつたならば、ただちに出動し、相互に協力して不法者を逮捕し、場合によつては不法者を、打殺しても、切殺しても、かまわないと述べている。そして非常のさいの臨時出費は組合村の各村高に応じて支出することを確認している。

同年八月十八日、筑波下山の浪士討取についての「達」によると「野州辺ニ屯集浮浪之徒、當節水戸殿領分潮来村江相集居、近村暴行等ニ及び候ニ付、大藏少輔在所在合之人數早々差出、追討可致候、尤右輩ハ暴行有無ニ不拘、見掛次第討取、水戸殿領分、且館内等迄も附入、無斟酌、十分ニ討取候様可致候、右之趣、近領諸家江も相達候間、可被得其意候」（『徳川禁令考』前集二、前掲川村優論文による）とある。

右によれば、野州辺に屯集の浮浪の徒が水戸藩領潮来村に集まり、近村へ暴行におよんだとある（既述の文久元年二月の一件の場合と同じように潮来村に浪士が集つてゐる）。

右の状況が東庄地域にどのような一件をもたらしたであろうか。次の二つの史料（前掲川村優論文所収）をみられたい。

△A△

乍恐以書付御届奉申上候

御知行所下總国香取郡今泉村名主与兵衛奉申上候、当八月三日米川米吉外四人名前指状到来、披見仕候處、常州牛堀村清水屋平兵ヘ宅迄可罷出旨、罷出候處其方所持之武器借受度由被申聞百姓之身分ニ而所持可致品ニ無之、達而託入申候處、右武器代として金拾五両可差出旨、若否哉申候得は此方より人数差向取計方有之杯と強勢被申聞、何卒<sup>(共)</sup>當惑仕、達而減少歎願申入、金七両ニ而事済ニ相成候得共、少々之金子獻納ニ致し、請取書ニ不及杯申之、權勢言語同断之振舞ニ而、此上如何様之儀被申掛候も難計、無拠右金差出し婦村仕候、依之此段御届奉申上候、何卒右之趣可然様、宜敷御披露被成下置度様、伏而奉願上候、以上

元治元年八月 日

御知行所

下總国香取郡今泉村

当人名主 与兵衛印

与頭 市左衛門印

△B△

乍恐以書付御届奉申上候

東御知行所鹿戸村役人惣百姓一同奉申上候、近來水府浪人之由ニ而誠心と唱ひ、常州潮来牛堀河岸辺ニ徘徊いたし候者之中、米川米吉外式人より當八月八日指状致來ニ付、同十日牛堀河岸清水屋平兵衛宅江罷越候處、此度武器等ニ差支候間、其村方所持之品借用致し度旨被申聞候ニ付、農家之事故、武器等一切無之旨申断候処、左候へは代金手当として、金武百両可差出旨被申付、貧窮之百姓、実当惑仕、依之右宿平兵衛を以再三歎入、追々減少ニは相成候得共、是非金廿両ハ可差出旨、若及背違候ハ、村内江火ヲ掛け不残焼払可申杯と被申威、誠以愚昧之百姓共可致様無御座、無拠金武十両差出し申候、右様無道、法外之賊徒ニ候得は、此上如何様成儀申來候哉、尚後難之百姓一同安心不仕候、依之此段乍恐御届奉申上候、何卒右之趣可然様御披露宣敷奉願上候、以上

元治元年子八月

御知行所

下總国香取郡鹿戸村

百姓代 四郎左衛門印

同 源五左衛門印

与頭 伝右衛門印

同 伝左衛門印  
同 嘉右衛門印  
名主 平右衛門印

御地頭所様

御役所

史料△A△は今泉村名主与兵衛の届書である。それによると元治元年八月三日、米川米吉（後述）四人の名前によつて呼出しをうけ、常州行方郡牛堀村の清水屋平兵衛宅まで出向いたところ、武器を差し出せといわれ、断ると、それにかえて金一五両差出せというのを頼んで、金七両を差出して帰村したという。請取書などは必要ないなどと言つたという。この地域の農民たちは、猪、鹿などが田畠を荒すのを防ぐため、期限をかぎつて領主の認可をうけて鉄砲を使用できた。

史料△B△は鹿戸村役人、惣百姓一同の届書である。右の今泉村の場合より五日後の元治元年八月八日「近来、水府浪人之由ニ而誠心と唱ひ、常州潮来、牛堀辺ニ徘徊いたし候者」のうちの米川米吉（今泉村の場合と同一人）ほか二人によつて呼出しをうけ、二日後の同月十日、清水屋平兵衛宅まで出向いたところ、武器を差し出せと言われ、断ると金一〇〇両を差出すようになると言われたという。結局、金二〇両を差出したという。

史料△A△と△B△は、常州牛堀の清水屋平兵衛宅に米川米吉らに呼出され、今泉村が七両、鹿戸村は二〇両を差出したことを物語つている。米川米吉は、水戸藩与力米川三郎の長男である。彼はこの翌年の慶応元年二月四日、武田正生、田丸稻之衛門、藤田小四郎、畠弥平ら一三人とともに敦賀で斬られている。二十一歳であった。

同じころ、須賀山村にも筑波勢からの呼出しがあつた。次の史料（川村優前掲稿）から同村百姓の茂兵衛、平七、

久兵衛の三人がそれぞれ軍資金を出すように脅迫され、かなり多額の金を奪い取られていることがわかる。

乍恐以書付御届奉申上候

御知行所下總國香取郡須賀山村百姓茂兵衛、平七、久兵へ一同奉申上候、私共方江筑波山役所竹内百太郎、小林幸八、畠筑山三名指状來り候ニ付、披見仕候処、常州潮来村榎原啓助宅迄早々可罷出旨ニ付、右同所江罷出候所、我等共爲御國恩一命を拋、國家安民ならしめんと大義を企、三千人誓約を結ひ候処、奸族ニ支江くれ諸々ニ敵を引請、大義空しく進退爰ニ究リ、命數旦夕ニ有り、雖然天命未尽而同志之者軍資飢渴ニ及候処、其方共今日を安閑として御恩を忘却いたし候段、不得其意、依而ハ軍飢之用ニ茂兵ヘ式百両、平七百両可差出、若否哉申さハ放火、打首、且逃去り候ハ、直と多人数差向候抔と被申威、愚昧之私共当惑仕、日延刻延再三仕、同所宿屋亭主相頼減少歎願種々申之、茂兵衛六十両、平七三十両被奪取候、且亦久兵衛方江同月八日沢田源之助外老人名前ニ而指状到来、披見仕候処、潮来村若木屋方迄可罷出旨、前文様之口上ニ而、金五十両被申掛候ニ付、止宿夏目屋と申亭主相頼、種々困窮申入、金五両ニ而事済ニ相成候得共、少分之金子請取書ニ不及、獻納致セ抔と申之、如何ニ茂權勢言語同断之振舞ニハ御座候得共、右村ハ多人数屯集之場所、寸刻恐怖之土地ニ御座候間、其儘帰村仕候、今以遠近金策横行之沙汰も有之、且常州鹿嶋郡村々抔ハ日々金策横行之由ニ而、日々一同安心不仕、歎息仕候、依之此段、乍恐御届奉申上候、何卒右之段宣數、可然様御披露被成下置度、偏ニ奉願上候、以上

元治元年八月 日

御知行所

下總國香取郡須賀山村

百姓 茂兵衛印  
百姓 平七印  
百姓 久兵衛印

名主 惣重郎印

御地頭所様

御役所

すなわち、右をみると、須賀山村茂兵衛・平七の場合、筑波山役所竹内百太郎・小林幸八・畠筑山の三名から呼出しがかかり、常州潮来村榎原啓助宅まで出向いたところ、茂兵衛は金二〇〇両、平七は一〇〇両を要求されたことがわかる。もし拒否する場合は「放火、打首」し、「逃去り候ハ、直と多人数差向」けると脅かされ、同所宿屋亭主（榎原啓助のことか）を通じて歎願におよび、その結果、茂兵衛は六〇両、平七は三〇両にそれぞれ減額されている。

一方、同村久兵衛の場合、元治元年（一八六四）八月八日に沢田源之助ほか一人の呼出しをうけ、やむなく指定の潮来村若木屋方まで行つたところ、五〇両を差出すよう脅迫されたという。そこで、やむをえず止宿の夏目屋の亭主に頼みこんで減額してもらい、五両で落着したという。この届書によると潮来村は「多人数屯集の場所、寸刻恐怖之土地ニ御座候間、其儘帰村仕候」という状況であった。また鹿嶋郡村々の動向について水戸浪士たちが「日々金策横行之由ニ而、日々一同安心不仕、歎息仕」る状況であったという。

ところで、既述したように文久元年（万延二年）二月に、水戸浪士から献金させられた須賀山村多田庄兵衛家は、この元治元年八月は無難にすごしたであろうか。

多田庄兵衛家に現存する次の史料（同家文書）は、同年八月八日、同家が金一五〇両を竹内百太郎、小林孝八によつて献金させられたことを物語つている。竹内と小林は須賀山村茂兵衛・平七が献金させられたさい登場した人物である。多田家の場合、献納金額が多いのと、同家が旗本石河家の郷代であつたため、署名あるいは捺印のある「覧」

(請取書)を出したものであろう。文面の「然ル上は大義貫徹之上、追而可及沙汰候」とあるのが印象的である。ただし、果たして当人らが実際に金を受け取つて書いたものかどうかは断言できない。

覚

一 金百五拾両

右は爲御恩冥加献金、願出有之段、奇特之至ニ付、前件令受納候、然ル上は大義貫徹之上追而可及沙汰候

子八月八日

筑波山役所

竹内百太郎  
秀

小林 孝八  
回

笹川

多田庄兵衛殿

竹内百太郎は、既述の米川米吉らと同じ日、慶応元年一月四日、敦賀で斬られている。享年三十五歳であった。彼は常州新治郡安飾村（出島村）の献金郷土竹内家（豪農）に生まれた。

小林孝八は元水戸藩の町方同心で、敦賀で糾問をうけたさい、以前（安政六年）に横浜で外人を斬ったと自白したため、江戸へ櫻送され、横浜で磔刑になった。享年二十八歳であった。

須賀山村茂兵衛・平七らの届書にある、畠筑山とは、もと水戸藩の目付方同心である。敦賀で竹内らとともに斬られた時、四十六歳であった。

ところで、須賀山村、今泉村、鹿戸村の献金は、すべて八月中であったが、その一か月前に須賀山村は幕府側軍勢

で大混雜であつた。これについては「心得書」の次の記述をみられたい。

一 元治元子年七月九日、浮浪人爲取締、御代官小笠原助三郎殿江佐倉堀田家并ニ御旗本松浦家之人数附寄り、惣勢六百人程廻村、大混雜也、小休ミ焚出し被仰付ル、附り、人馬ハ助郷拾五ヶ村より引、

これらの軍勢は、やがて、移動したものらしく、その間隙をついて先述の八月の資金強要一件が続発したものと思われる。右の「心得書」をざらに抄出してみよう。

元治元子年九月十四日

一 松平右京様騒動之概略左ニ

右は追々浮浪人暴行ニ付、同八月、右爲取締当村河岸江上州安中板倉家之人數大勢、干潟太田村陣中より繰出し敵重ニ見張所ヲ設置、閉メ居、阿玉川村ニ下總多古松平大蔵少輔殿之人數同様相閉メル、小見川内田家之人數ハ日日両村見廻リニ出張相成ル、当村ニテ瀬谷貞介と申浪人被召捕、字西之内ニおいて打首ニ成ル、則其所江埋ル、漸々翌九月十二日ニ少々穩ニ相成シ、漸々当村ノ開メ一ト先引上ケニ相成候ニ付、暫時休息致居候所、翌十三日上州高崎松平右京亮殿之人數、銚子陣中より筑波邊浮浪人爲征伐、数百人高瀬舟數艘ニ乗込、當河岸逗船ニ相成、翌十四日未明、各出帆ス、然ル所右人數之内、成田豊司廿二年、竹内清介廿壱年、此兩人之者、前日上陸し酒食致居テ、右之出帆ニ乘後レ、酒狂之体ニテ宿浜辺、暴行し、剩ヘ林伊兵衛成者老衰ニテ自宅ニ引込居候ヲ往還無体ニ引出し同人漸々振払テ逃出し川島源左衛門宅江欠込ニ居候ヲ亦々被見附、數ヶ所大疵ヲ受ケ即座ニ相果候ニ附、其節ハ上より浮浪人ト見掛候ハ、鐘太鼓ヲ相図ニ其所江欠附ケ打殺、突殺し候テ茂不苦旨、御達し有之時節ナレハ近辺之者一途ニ浮浪ノ所業ト相心得、俄ニ相図ヲ鳴し候ニ付、村中ハ不及申、近郷近在之者共、銘々得物ヲ携ヘ欠附參り、騒動相立候ニ付、兩人之者河岸へ逃下リ、艤擢茂無之船ニ打乗リ板子ヲ以、水ヲ搔キ沖の方へ逃行、跡より大勢之者共、船數艘ニテ追、取巻擒押ヘ大河岸へ引上ケ候処、兩人共打疵突疵等ニテ老人ハ相果、老人ハ存命ニ付、篤ト承談候処、浮浪人ニハ無之、高崎藩之由答ヘ有之候間、一同相驚キ、大勢ノ者ヲ相制し、直様御治療差加ヘ候得共、療養不行届、終ニ相果ル、依之、迅速銚子陣中江組頭助右衛門、同次右衛門兩人ヲ以、届ケニ及候所、先方より騎馬侍、同勢引連レ早馬ニテ見届ケニ参ル（中略）

右ノ騒ニ付、阿玉川詰ノ多古ノ人数、小見川之手勢も欠附ル、村方ノ混雜ハ筆紙ニ尽かたく、大河岸江新規箱ヲさし、死骸ハ塩三拾俵調ヘ、詰メ置キ、給々地頭所江僕使之儀ヲ訴ヘ出ル、(庄兵衛) 同月廿八日僕使到着、中根家より伊藤八十八、石河家より多田ノ御主人、川口家より水谷五八、石尾家より与良太良左衛門、(松平) 右京様ニ菅谷円次郎外老人、多古大蔵家より高橋閑平一同僕使中江香取大宮司目代篠塚掃部、大称宣目代緒方弾正、熟和坂ニ出張相成、成田豊司、竹内清介身寄成田祐弥ト申者ト熟談行届キ、雙方より御吟味下ヶ相願ヘ熟和内済ニ相成、僕使引払ハ十月十日也、



須賀山村村民が斬られた宿浜の家付近



浪士（木戸浪士か）の自称瀬谷貞介が打首となり、埋められた須賀山村字西之内

右をみると、元治元年八月  
（おそらくは下旬）、太田陣屋  
からの安中藩の軍勢が笛川河  
岸に来て、見張所を設けてい  
ること、そして阿玉川村に多  
古藩の軍勢が来ていることが  
わかる。また小見川藩の軍勢  
は、両村（須賀山村と阿玉川  
村）の見廻りにあたつたこと  
がわかる。おそらく、献金強  
要一件が続発した直後の時期  
のことであろう。



今泉村の弥勤院（現 東泉寺）

須賀山村で瀬谷貞介という浪人（水戸浪士であろう）が召捕られ、字西之内で打首になつて、そこに埋められたとある。おそらく八月末から九月にかけてであろう。字西之内とは現在の共同墓地のところである。

同年九月十三日、高崎藩の数百人が高瀬舟で銚子から笛川河岸に来たとある。これは、もちろん筑波勢討伐のためである。そして翌十四日未明に彼らは出帆したが、乗り遅れた二人の高崎藩士（二十一歳と二十歳）が、村人一人を斬つたため、浮浪の徒と間違われ、半鐘で駆けつけた近郷の人々もふくむ多数の農民たちに殺されている。まさに騒然たる当時の状況を物語るものである。この一件の事後処理は大変なものであつたらしい。幕府、高崎藩にとつても威信にかかる一件であつたため、その事後処理に慎重であったことが、右の記述のほかに、当時の控文書の「御見分書」（多田庄兵衛家文書）などからもわかる。

ところで右の「心得書」から引用した文中で、農民（たとえば被害者）名などに苗字があるが、これは同書の執筆者がわかりやすくするために、明治期からの苗字をそのまま入れたものであろう。一件当时、大部分の一般の人々は苗字はなかつたはずである（この「心得書」の成立については第十節の「いわゆる天保水滸伝について」を参照されたい）。

笛川河岸におけるこの高崎藩士殺害一件は当地の一大事件として今に語りつがれている。殺害された高崎藩士二人が乗ることになつていた船の一行は、約一〇〇〇人余りで、九月二十七日、今泉村の弥勤院（現東泉寺）、石出村東林

寺へ着いている。村々では人足や人足宿を提供したり大変な負担になつてゐる（「書籍」、これについては後述）。

### (三) 慶応期の状況

すでに、石出村村民が慶応元年（一八六五）六月、そして同三年三月、寺院に集まり、村役人に扶食を要求したことは、第二節「各村々の生活と領主支配」の石出村の項でも述べたとおりである。おそらく、東庄地域でもこの時期、このような一件が各所でおこつたのではないかと思われる。ここでは今泉村の当時の知識人ともいふべき幡次郎（のち三左衛門）が記した手控である史料「書籍」（東今泉 遠藤三左男家文書）によつて慶応期の同村およびその周辺の状況を述べてみよう。

※ 三左衛門は当時、塾を開いて漢学などを教えていた。幕末期、弟子が一七名いた。彼は天保九年に生まれて「知名の儒者にして汎く諸子百家に出入す」（『房総 町村と人物』）といわれる。明治二十六年以降、遠藤三左衛門として橋村助役、村長、郡会議員を歴任し、門人五〇余人に達した。生花、易なども達者であった。大正十三年、八十六歳で没したが、その生前の明治三十年、弟子たちによつて、筆子塚の寿蔵碑が現東今泉の三本松（金毘羅山）に建てられた。

慶応二年八月十五日、今泉村の弥勤院で隣村（諸持村か）の「且那方淨留理有之」ところ、今泉村農民一人が「郷道具」を持出し、村中が混雜したといふ。大騒ぎになつたということであろう。結局、諸持村扱いで決着した。諸持村は金一〇両ぐらいかかった。おそらく今泉村がこの金を負担したのである。

慶応二年八月二十一日、鹿野戸村源五左衛門、伝左衛門二人が芋盗人を捕え、少々「手きつ<sup>(ず)</sup>」を負わせたため、金五〇両を払つて内済にしたといふ。芋とは薩摩芋のことである。

慶応二年十月九日、今泉村三郎兵衛は同村の年貢減免の「御憐愍願」のために江戸へ登っている。五俵は領主から被下(下され)たが、それは江戸へ登る前のことであつたのか、あるいは江戸へ登つた結果それ以上の減免があつたのかは、この記述からは不明である。茂左衛門もこの江戸行きに加わっている。この江戸行きには一〇日間を要している。

翌年の慶応三年正月一日、今郡村□右衛門の忤が小貝野村一村民から博奕上のことで借金し、金を貸した村民が催促に出かけ、□右衛門親類と申す者に打擲され、殊のほか混ざつしたという。十日には小貝野村名主与兵衛の願出によって、幕府代官の手代、手付、旗本石河家の家臣、および郷代（多田家）などが検使のため来ている。「てふちやく」（打擲）とあるが、殺人事件にまでなつた一件なのであろう。□右衛門側は隣村且那方の扱いによつて金四〇両で内済になつた。ほかに「別彈金」（はずみか）として検使掛りに六、七〇両ほど要つたといふ。諸入用ハ「其外凡百両余」とあるから、合計約一〇〇両となる。代官手代が一〇〇両ほど「持登り」、小貝野村名主が四〇両取つたとあり、正月十八日に一件は落着した。

右の九日後の慶応三年一月二十七日、今泉村小前一同が今泉金毘羅山へ押集まり、法羅貝、竹貝を吹き、群集致し、名主与兵衛へ米一五〇俵を要求したといふ。この時、名主、組頭など五軒で二五俵を小前一九人に貸した。この時期、米価は暴騰している。この前年の十月、今泉村三郎兵衛（組頭として右の貸人に入つてゐる）は、既述したように、茂左衛門とともに減免の「御憐愍願」のために出府し、一〇日間を要している。しかし僅かな減免では足りず、不作はジリジリと一般農民たちを追いつめていったのであらう。前述した同年三月の石出村の場合も事態は同じであったものと思われる。

同年三月二十四日には、今泉村の「閔下稻荷田」が「閔守田」とともに五一両で七か年賦で助左衛門、平右衛門が買い取ることになつた。同日、右の土地を金四五両一分二朱とし、三人が各一一両、三人が各四両二朱を分担すること

とし、それを小前に貸出すことにしてゐる。

慶應四年三月晦日、領主（石河）は御用金三〇〇両を須賀山、鹿野戸、今郡、今泉の四か村に賦課し、半金（今泉村の分か）を取立てたという。領主へは錢納を願つたが、「金納メ」を命じられたという。

右の約半月前の「三月十五、六日、長州、土州、芸州軍勢、江戸江来ル、このとき大名は国屋江、旗本ハ知行江来ル、村々大さわき也」と記してある。これが東庄地域を指すかどうかははつきりしないが、それに近かつたことは否定できないところであろう。この二日前の三月十三日、西郷隆盛は勝海舟と会見し、江戸開城の諒解が成立している。

慶應四年四月十八日、野尻村組合三四か村組合（今泉村、石出村が入っている）の百姓が東光寺（銚子市小舟木町）へ集まり「勢揃」いし、鎗、鉄砲を持來り、竹貝、法羅貝を吹き「大さわき、晒しノたすき、竹鎗ニ而大惣代江詰メ候、此時、夜盜、おしかり、はやる」とある。

慶應四年四月二十六日から二十九日までに（納期を指すのか）、官軍から御用金（1〇〇石につき三両と白米三俵）が賦課されたので割付けまでしたのに、どうしたことか野尻村大惣代から中止の「御沙汰」がでた。この時、村々の御用金は品川役所まで「持參納メ」の触れがでていたという。

同年六月二十八日、今泉村の「觀音寺ニ而何方之浪人成哉、年頃三拾才位之士壱人、村中若者集り、打殺ス、六月廿八日七ツ時頃、野尻村組合大さわき」したという。聞き取りによると、この觀音寺とは、持明院觀音寺（現在廢寺）と称し、格式の高い寺で、大加監が銚子街道に向いて建つてたが、その後、火災で焼けたという。この浪人一件については、古老からのかなり正確な聞き取りによつて執筆した遠藤三左男「幕末觀音寺事件」『かぎろひ』一三号（昭和四十七年）がある。これは広報「どうのしょう」一四五・一四六号（昭和五十三年五月・六月）に転載された。

「慶応四年七月十日、銚子より官軍勢が蒸喜船」（書籍）で奥州へ行つた。この時、人足、舟、はしけは太田新田、須田新田から波崎まで、南は九十九里も舟人足を出したという。

同年八月十日夜には双刀を帶びた二人と下僕一人の計三人が今泉村に押しこんだ一件がおきている。これについては右の「書籍」は、部分的には、再検討を要する個所もあるが、一面ではかなり正確に事態を伝えている。これは當時の古老からの聞き取り（伝え聞き）などによつても立証できる。それを次に記してみよう。

慶応四辰八月十日夜、名主与兵衛殿江戸天狗三人参り、右觀音寺ニ而一件ニ付、新宿池田屋まで早速當人方道同ニ而出張との言付、此時与兵衛殿も談事之上、出張べきとする所江夕飯すき、乗込、与兵衛縄付ニ而同四郎右衛門、息栖宿まで引れ、村役人一統調べ之上、難渋致し、隣村且那方富川小惣代世話ニ相成、誠ニ迷惑いたし、此時金ニ而武百両、此内五拾両新宿左一郎貰受、又拾兩也隣村宿ニ而もらへ受被下、都合百両は貰受ニ相成、メ百両水国至誠様江差上、扱人新宿左一郎殿宿は浅田屋息栖宿拵今泉村持被致候、メ百五六拾相掛り、此時潮来館大将江願出候所、百両之金子引返しニ相成申候、願出候御人は関戸利右衛門様天狗勢御大也

此願之手つる

太田村  
直右衛門殿

御願申候、此時潮来江参る御人

三郎兵衛、四郎兵衛、三郎右衛門

同八月  
十日より十六、七日まで村内混雜いたし（以下略）

右の内容を整理してみると、八月十日、水戸天狗をかたつたと思われる三人（あるいは追われた水戸諸生派の一味か）が、六月末の観音寺一件（浪人者殺人事件）を理由に、新宿村の池田屋へ来るようになると命令し、結局、縄付きで名主与

兵衛と四郎右衛門が対岸の常州息栖宿まで連れてゆかれ、金一〇〇両を取られ、そのほかその費用として一五〇両、一六〇両が要ったという。村役人たちは「潮来館大将」なる者のところまで交渉に行っている。

今泉村は、ただちに水戸藩に訴えた。次の願書（青柳富男家文書）がそれを物語っている。この願書の末尾近くに「追々風聞承り候處、金町村近辺之者ニ有之哉ニ承知仕候」とあって、この一件の犯人が金町近辺の者であるとしている。この一件の結末は不明であるが、当時の状況の一端を物語るものであろう。

乍恐以書附奉願上候

一、當時柴山文平支配所下總国香取郡今泉村組頭三郎右衛門、百姓惣代五郎右衛門奉申上候、當八月十日夜、何國者ニ有之候哉、双刀相帶候もの武人外儀老人都合三人□何之不<sub>(れ)</sub>無之、不意ニ押込ミ、名主与兵衛井<sub>(つれあい)</sub>連合候百姓四郎右衛門兩人にも縄手ニ相掛け候間一同驚入、如何之儀ニ有之候哉、御上意御請可致謂無之、若亦人違之儀も難計候間、種々申詣ケ仕候處、一切御聞入無之、其儘無方<sub>(法)</sub>ニ引立、息柄村浅田や宅ニ而當時御吟味之処、新宿村池田屋才次郎与申者拔ニ立入、金子三百五拾両也ヲ可差出与敵重ニ被仰渡、必至ニ当惑仕候、乍併大金之事故、直様御受ケ相兼、隣村組頭とも相頼、種々歎願申入候處、漸ニ御聞届ケニ相成、金子百両ニ而御勘弁有之所、被仰渡半時と猶豫相成不申、若又違變仕<sub>(レ)</sub>直様天誅可仕与<sub>(レ)</sub>又一同驚入、実ニ身命難替ニ付、無詮方、金子百両差出、危慮相凌、追々風聞承り候處、金町村近辺之者ニ有之哉ニ承知仕候、誠ニ以、迷惑難済之儀ニ御座候間、何卒以御慈悲、御控鑿成被下、右金御取返し、猶又後難無之様偏ニ奉願上候、以上

柴山文平支配所

慶応四辰八月

下總国香取郡今泉村

組頭 三郎右衛門 印

百姓代 五郎右衛門 印

水戸様

御役所

御役人中様

此卷上ヶ下タ書御下ケ

この一か月前の同年七月「大政官ト高札改ル、御料知県事柴山文平支配ノ杭立」とある。同年九月、年号は明治と  
変る。

明治元年九月、銚子へ脱走船が着く。「人弐拾程死(人脱カ)」んだという。この船がこわれ、いちいち人足が「銚子より村々、今泉迄かゝる也」とあり、つづけて「同官軍蒸喜船茂九月づク、此船引出シ申候」とある。この船（脱走船）についての人足は月に二度づつ三日かけ、一九人ずつかかり、（今泉村）の百姓は難波したという。飯料は一度とりかかると金二両ぐらいかかるという。この人足については、翌明治二年三月、宮谷県から差留めとなり、「御用」の時は宮谷より御触れがあることになった。

明治元年、天朝支配によつて、今泉村「儀右衛門持五拾弐石、御料、私料分なく、一方之願いたし、此時知県事役人、銚子陣屋江参り願出候処、村方一ト纏ニ相成、願成就いたし」たといふ。儀右衛門が名主をしていた今泉村の五二石（天領）分をもとのようすに、すなわち万延期以前のようすに、私領（旧石河家）分に合併してほしいということを願い出て、それが認められたのである。この時、名主役は一人と仰せつけられたので、村方で（名主役選挙の）入札をした。名主与兵衛は入札が「不足」気味で立腹したといふ。名主与兵衛方分は村高一九五石九斗余であつて、もう一方の名主儀兵衛方分の約六倍の村高であり、農民数は多いのだから、与兵衛は当選するはずと思つていたのであらう。詳しいことは分らないが、ひともめしたものらしく、銚子へ願い出ている。この願い出は、明治元年十二月一日であ

つた。この時期、組合村は解散となり、什長、伍長がきまつた。

その四か月前である明治元年八月、「王政御一新」なので、旗本の知行地は官軍に引きあげられ、徳川公は駿河へ行つたという。この時、石河家は、荷物まで今泉へ送つたが、駿河へ引越ししたという（のち、今泉村へ来る）。今泉は「此時、御用金五両揚、(明治元年)辰極月中、小前迄揃ル、是ハ日延致シ候金也、今郡村、鹿ノ戸村、須賀山村、小前一同之上納ト言テ上ル」とある。石河家への最後の御用金を差出したのであろう。

「心得書」によると、中根家の「地頭屋敷瓦解」は慶応四年六月二十七日であつた。村々（須賀山村、大友村など）の名主共は「御暇」に出京したという。

徳川時代は、ゆっくりとその幕をおろしつつあつた。



# 東庄町史（上巻）

昭和五十七年十一月二十日 発行

編集 東庄町史編さん委員会

発行 東庄町

株式会社 **さよひせい**

東京都中央区銀座七丁目四番十二号